

第30回平成22年3月与謝野町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成22年3月11日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時58分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	17番	有吉正
8番	浪江郁雄	18番	森本敏軌
9番	井田義之		

2. 欠席議員(1名)

16番 服部博和

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 河邊惠

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久(午前 今西)
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	藤原清隆	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	宇野準一	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興課長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	西村良久
住民環境課長	永島洋視	水道課長	吉田達雄
会計室長	金谷肇	保健課長	泉谷貞行
建設課長	西原正樹	福祉課長	佐賀義之

## 5. 議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 意見書案第 1 号 永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書の提出について  
(提案～表決)
- 日程第 3 意見書案第 2 号 夫婦別姓に向けての民法改正に反対する意見書の提出について  
(提案～表決)
- 日程第 4 議案第 38 号 与謝野町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する  
条例の一部改正について  
(提案理由説明)
- 日程第 5 議案第 39 号 大内峠一字観公園の指定管理者の名称等の変更について  
(提案理由説明)
- 日程第 6 議案第 40 号 野田川森林公園の指定管理者の名称等の変更について  
(提案理由説明)
- 日程第 7 議案第 41 号 滝財産区有財産の交換について  
(提案理由説明)
- 日程第 8 議案第 42 号 町道路線の変更について  
(提案理由説明)
- 日程第 9 議案第 43 号 与謝野町地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更について  
(提案理由説明)
- 日程第 10 議案第 44 号 与謝野町地域情報通信基盤整備線路設備工事請負契約の締結について  
(提案理由説明)
- 日程第 11 議案第 45 号 与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の締結  
について  
(提案理由説明)

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) 皆さん、おはようございます。

きょうは久々に青空が見えまして天気になりました。本日は今定例会、一般質問最後ということで、また、今期、最後の一般質問となります。4人の皆さんで締めくくっていただきたいと思います。よろしくご登壇いただきたいと思います。

なお、本日、服部議員から欠席の届けが出ておりますし、また、本日、白杉教育委員長さんにかわりまして、今西教育委員さんにお世話になっておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は17人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い、進めたいと思います。

昨日に引き続き一般質問を続行します。

日程第1 一般質問を行います。

14番、谷口忠弘議員の一般質問を許します。

谷口議員。

14番(谷口忠弘) 皆さん、おはようございます。

早いもので新町になりまして4年が過ぎました。この4月で本30回の3月定例議会が最後の議会となりました。まず、この4年間ですね、議会活動に当たり皆様方には大変ご指導を賜りましたことを、この場をおかりしまして、熱くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、事前通告に従いまして、任期最後の一般質問になりますけれども、私は町が出資している第三セクターへのかかわり方について、質問をいたします。

平成15年9月に施行されました改正自治法で、自治体の出資法人などに限定されていた公共施設の管理委託先を民間企業にまで広げた指定管理者制度が導入されました。これは株式会社を含む民間事業者などに文化施設、観光施設、体育館などの公共施設の管理運営業務全般を行わせ、民間の持つノウハウや活力でサービスの向上や行政コストの削減を目指す、そういった目的で、この制度の導入が図られました。しかし、当町の現状では手を挙げる事業者も少なく、これまでどおりの外郭団体に委託にする非公募が大半で、町は大口出資者にもかかわらず、運営は当事者任せで積極的関与をしていないのが現状であるように思います。これは通常、経営状況がよいときには、それでもよいのですが、現在の大変厳しい経済情勢の中では、注意深く監視することが大事であると考えます。特に経済活動の中で運営費を賄っておられる道の駅の丹後フロンティア株式会社や、冷凍米飯加工施設を運営しておられる株式会社ファーマーズライスにとっては、現下の情勢は大変厳しく、その運営には大変なご苦労が伴っているのではないかと推察をいたします。この両者は旧加悦町から引き継がれ、その設立目的には地域の農業振興の発展や循環型農業の推進、また、観光による地域おこしなどなど、その設置目的は数多くあり、また、役員さんにおいては重責を担われ、ほとんど無休の状態で頑張っておられます。また、これまで多数の地元の方を雇用され、地域の雇用の受け皿という重責をも担っておられ、現在も多数の方がお勤めになっておられます。加悦ファーマーズライスについては、ここ数年、業績も順調に推移をしておりますが、過去の累積債務が課題であり、今後の債務の償還のめどを、どうつけていくのか。ま

た、今後の設備投資について、どのような費用発生が伴うのか、管理者と十分話し合いっておられると思うが、長期展望をどう考えておられるのか、お聞かせください。

また、一方の道の駅についても、ここ数年は京都縦貫道の部分開通による交通アクセスの大変化で通行量が減少しました。この変化は会社の経営努力ではどうしようもなく、直近の決算は存じておりませんが、13期、14期と連続して赤字を計上されており、今後も、この状況はよくなるとは思われにくいところであります。この状況を踏まえ、会社内では経費の削減などの努力はされていますが、これとて限界があり、今少し余力があるとしても予断を許さない状況であると考えます。

こういった両者の心配される内容は少し異なりますが、今後の経営が心配される状況の中で、例えば、これが地域外の事業者であれば損得だけで、すぐちゅうちょなく撤退をされるでしょうが、両者とも運営されている役員、社員、パートの方など、ほとんど地元の方々ばかりであります。また、そこで働いておられる方は当然、収入を得たいと思って働いておられるわけですが、会社をよくしたい。地域をよくしたいという思いを持っておられ、産業振興の一役をも担っていただいております。特に経営者の役員の方々には、そういった思いが人一倍持つておられます。しかし、それがつつい情が先に立ち、経営判断をおくらせることにつながるケースがあるのではないかと思います。当然、管理者が運営責任を負うのは当然でありますし、余り町が経営に口を出すことは指定管理者制度の趣旨からも好ましくないことは十分承知をしておりますが、町が一定の経営に関与することは条例にも書いてありますし、十分注視をすることが重要であると考えます。また、特にファーマーズライスについては、議員諸氏の中にも設備投資などで、いろいろな批判があることは承知をしております。しかし、共通して言えることは両者とも、ほとんど指定管理料なしで、ここまで頑張ってきたものであります。

そこで、私は今後の情勢をかんがみて危機管理をもって最悪の結末に至ったリフレかやの里のながい経験を生かし、余力のある間に今後、こういった第三セクターに対して、町はどう対処し、かわりを持っていこうとしておられるのか、お尋ねをし、第1回目の質問を終わります。よろしくご答弁をお願いします。

議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。谷口議員、ご質問の町か出資している第三セクターへのかかわり方についてお答えいたします。第三セクターへの公的支援の考え方は、総務省からも指針が示されております。第三セクター等は独立した事業主体であり、その経営は当該法人の自助努力によって行われるべきであることから、原則として公的支援は公共性、公益性を勘案した上で、その性質上、当該法人の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、当該法人の事業の性質上、能率的な経営を行っても、なお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが非常に客観的に困難であると認められる経費に限られるものであり、単なる赤字補てんを目的とした公的支援を行うべきではない。また、損失補償につきましては、第三セクター等が経営破綻したときには、当初、予想しなかった巨額の債務、財政負担を、そうしたものを伴うリスクもあることから、特別な理由があるとき以外は第三セクター等への資金調達に関する損失補償は行うべきではないというふうにあります。

私は、この基本的な考え方に立ち、町としての責任の範囲は出資の範囲内とし、損失補償等は行わないという姿勢で臨んでまいりましたし、今後も、この考え方を基本としてまいりたいというふうに考えております。

議員、ご質問の株式会社加悦ファーマーズライス、丹後フロンティア株式会社、いずれも第三セクターであるとともに、指定管理者として冷凍米飯加工施設、生産物販売施設、これは道の駅を、それぞれ管理運営いただいております。確かに経営状況は厳しいものがあるというふうには考えますが、そんな中であってファーマーズライスにおかれましては、ここ数年、黒字経営をされており、年々累計損失も減少している状況となっており、町としましても一定の設備投資をしながら支援をいたしているところでございます。また、丹後フロンティアにつきましては、京都縦貫自動車道路の影響等により、年々経営状況は厳しさを増しているというふうに伺っておりますが、ただ、手をこまねいて何もしていないわけではございません。平成22年度におきましては、昨年に引き続き大阪の堺市で開催されます「与謝野自慢」を丹後フロンティアに委託をするということとしており、道の駅で培われたノウハウにより、ぜひとも成功させていただくとともに、さらなる誘客につなげていただくよう期待しているところでございます。

指定管理料については、できる限り自主運営でお願いすべしというふうに考えておりますので、その他の面でどうすれば負担軽減となるのか、管理者との調整も今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。甚だ簡単ですが、谷口議員の1回目のご質問のお答えとさせていただきます。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

14番（谷口忠弘） 今、町長にお答えをいただきましたのですけれども、お答えはですね、総務省の指針があつて、その指針に沿った形で管理しておると、こういうようなお答えでございました。

それとまた、損失補償はしないと、町が責任を負うのは出資の範囲内であると、こういうようなご答弁もいただきました。現在の指定管理制度の当町の現状は、1回目の質問でも言わせていただきましたけれども、私はほとんどの会社がですね、業績が悪化の状況であるというぐあいに感じておまして、ファーマーズライスは若干、最近は持ち直しておるようではございますけれども、しかしながら、こうして辛うじて経営が維持できているのは、指定管理料という形で毎年管理料が支払われているわけですから、これで何とか運営が維持できると言っても過言ではないかなというぐあいに思っております。

全国的に見ても自治体の25%以上出資して、影響力の持つ第三セクターはですね、少し古い資料ですけれども、06年3月末で約6,400社で、そのうち観光事業などを中心に約4割の2,300社が赤字であると、近年の経済不況を考えるとですね、現在、6割を超えているのではないかと、こういうぐあいに新聞に載っておりました。大変厳しい状況下であるというのは間違いのないというぐあいに思っております。

以前、この種の質問で町長は、当町の指定管理者制度は、決してうまく機能しているとは思わないという、率直な感想を述べられたことがございました。それぞれの施設については、当初の設置目的がありまして、国からの補助金等々で、存続するか、これを廃止するかというのは大変難しい判断が必要ではないかなと思いますけれども、最後は町長であるご自身が判断をされるということは間違いのないことではないかなというぐあいに思っております。

このお話をするとき、どうしてもリフレかやの里の、私としては大変悔いが残る後味の悪い結末がどうしても話さなければならないというぐあいに思っておりまして、私は最悪の結末になったのではないかなと、こういうぐあいに認識しておりまして、会社側と町側がですね、大変気まずい関係になったということを感じております。しかしながら、これは済んでしまったことでありますので、これを反面教師としてですね、二度と、このようなことが起こらないようにしなければならぬと思って、もう済んでしまったことでありますけれども、あえて申し上げたいというぐあいに思っております。

以前、会社からいただいた自己破産に至った経緯の資料を見て、何か今後に生かすヒントがないかなということを考えました。会社からいただいた資料によりますと、時系列的にちょっとかいつまんでお話をさせていただくと、20年4月14日の定例役員会があつてですね。業績不振が手元資金不足になってあらわれて、当面は仕入れ先への支払いを少し延ばしてしのぐという現場の報告を受けられた。5月19日に4月の月次決算が大幅赤字となったと、そこで課長に緊急的資金繰りに融資をお願いしたと、その2週間後の6月2日に役場の方から会社への支援情報がないということを確認されて、4日付で指定管理の取り消し申請をする手順を踏むことにしたと。6月16日の定例役員会では、その後も役場からの回答がないことを確認したと。それと6月23日、この日は午後1時より役場加悦庁舎内で町長と副町長と農林課長、会社側からは役員の3人がご出席されて、お話し合いを持たれたと、その席上でも会社側からとしては緊急融資を期待したが、明確に拒否されたので、これ以上の経営継続は不可能という話になったと。

その三日後の6月26日に町側から回答があり、9月までの重油価格、補てんのみ前提条件で営業継続を要請されたと、こういういきさつがありました。しかしながら、会社側としまして、その支援金額には格差があつて、合意に至らず最悪の結末になってしまったようであります。

私は、この部分のやりとりから思うのは、どうしても行政の対応のおくれを、私は指摘をせざるを得ないなというぐあいに思っております。これは仮定の話ですけれども、会社側から要請を受ける前に、私は現在できる支援と時間をかけてできる支援が必ずあつたはずではないかなというぐあいに思っておりまして、それを整理して説明して、積極的な支援策を考えるべきではなかったかなということを感じております。これはなぜかという、また、後で言いますけれども、そういうことが非常になかったということは非常に残念であつたなと、今できることと、後でできること、これは必ずあつたはずですから、それをやっぱり説明して理解をいただくというような形の説明不足があつたのではないかなというぐあいに思っております。

それと、これは両方ともに言えることですが、今、閉鎖してしまうとどうなるかという判断が少し甘かつたのではないかなと思います。通常、商売というか、事業をしておりますと、資金というものはぐるぐるぐるぐる回っておりますから、店を閉めると、当たり前ですが、売上はゼロであります。収入がゼロであります。しかし、買掛金やその他の経費、特に、この場合は人件費の違いがあつたようでございますけれども、借り入れなどの、若干残っているケースも多いと思います。要するに通常、年商分の1カ月ぐらいのお金、資金を持ってないと、きれいに清算・整理ができないという、こういうことは、ある程度、商売、事業をやっていると当たり前であります。要するに1億2,000万円の年間売上があると、手元に、閉めた時点で1,000万円ほどの資金がないときれいに清算することはできないというのは、よく言われて

おります。それと、1回閉めてしまうと、一度去ったお客様はなかなか戻ってこないというのが通例の形であります。こうした企業への、ある程度の安心感を与えることと、事後に悪影響となる、この最悪のシナリオを回避をするという危機管理が非常に薄かったように、私は感じております。

指定管理者の条例によりますと、第6条に町長は公の施設の管理の適正を期するため指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に、または必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができる、というぐあいに書いてあります。

しかし、今回のケースは残念でありますけれども、その対応が少しおくれたと言わざるを得ません。その辺の今、振り返ってみて反省することがあれば、どこにあるのか、私なりの見解を申し上げましたけれども、町長はどう考えておられるのか、その点についてお聞きしたい。

それは、後でお答えをいただくとして、そこで私の提案ですけれども、現在、どういうシステムをとっておられるのか、私はわかりませんが、現在、三セクの資産評価はですね、所管各課の担当者がしている状況で、バランスシートを見て、指摘、指導をできるような状況ではないのではないかとというぐあいに思っております。私は、ここは専門家も入っていただいて、問題があると思われる第三センターには毎年毎年チェックをして、少なくとも債務超過にならない段階で、早い目に適切な手を打つことが重要ではないかなというぐあいに感じております。

町が、今後も必要と考えたなら、どういった再建計画をつくるのか、また、なくなっても、そんなに支障がないと考えれば、これは閉鎖、廃止をすればいいんです。債権計画の中でも法的処理による民事再生法などを活用する例もあります。銀行や仕入れ先に対して、債権放棄をさせていただいて、再生の道もあるわけでありまして、いずれにしても、最後に判断するのは町長であるわけでありまして、その町長に對しまして、その助言ができる専門家メンバーが、私は必要ではないかと考えております。こうした処理プロセスをつくるのが非常に大事なことはないかというぐあいに思っております。そのことも町長のお考えをお聞きしたいと。以上、2回目の質問は、リフレかやの里の処理方法は、双方最悪の結末となりましたけれども、町側としての反省点はどこにあるのか。また、それと今後は、このようなことがあってはならないわけでありまして、スムーズな処理プロセスを事前に考える必要があるのではないかなと、その2点につきまして、第2回目の質問をさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 第三セクターの件につきまして、今るる、いろいろなご提案、並びにご指摘があったわけでございますけれども、今回、リフレの件を例に出しておっしゃられました。この両方の考え方が甘かったのではないかというふうなことでございましたけれども、まず、今回に至った大きなところは、やはり第三セクターというものに対する考え方そのものが、若干といいますか、相当考え違いといいますか、差があったのではないかというふうに思っております。先ほど来、申し上げましたように、それぞれの法人の事業が、どのような形で進んでいるかという、そうしたことにつきましては、それぞれの理事会等にも役員会等にも町の方から、課長代理ですけれども、出て、そして、その中身については逐一報告も受けておりますし、そうした中でリフレに限っていうのであれば、4月の当初でしたか、指定管理をする段階で指定管理料等々の論議もできればよかったんですけれども、そうしたことも全くなくて、途中で灯油が上がった、あるいは

は、そうした経費が上がった中で、その分について補てんをしようというふうに、こちらからも提案させていただいて、そうしたことに対してはなかなか受け入れていただけなかったと、そんなところではないという、そういうご判断だったんだろうと思いますけれども、そうしたやりとりがあった中で今回の結果に至ったというふうに思っておりますけれども、単なる、先ほども申し上げました赤字補てんのためだけに、町が、その公的支援を行うべきではないという、もともとそういう考え方でございますので、それに至るまでの、やはり段階できちんとお互いの、双方の協議があったのであれば、もう少しそうしたものも回避できたのではないかとこのように思っております。とりもなおさず、こうしたリフレの件については、ある意味、先ほどおっしゃったように反面教師ということをおっしゃいましたけれども、そうした意味で、いろいろと今後に向けての第三セクターに対する考え方について、より明確になったのではないかとこのように思います。

第三セクターにつきましては、ほかにもございます。そうした中で町が行うべきところは、基本的には何度も、先ほど申し上げておりますけれども、町が出資した範囲で、それ以上のことについては、やはり第三セクターで運営しておられる、その会社の方の、やはり責任というものが非常に大きいというふうに思っております。今後につきましても、基本的には、そういう考え方でいきたいと思っております。ただ、施設整備等につきまして、町でできる支援があれば、そのことについては、また、それぞれの年度においての協議によって、対応をしていきたいというふうには思っております。

それから、先ほど、今後の危機管理という意味では、そうした第三者的な機関に処理をしていただくというよりも、処理というよりも、そうした機関にゆだねてはどうかというご意見ですが、それらにつきましても、町の施設として管理していくということであるなら、その辺のところは内部でもできるのではないかなというふうに思いますし、この、どういうふうに今後の処理をしていく、そうしたシステム構築をしていくということについては、これはいちょっと一考させていただきたいなというふうに思います。その処理のために、そうした機関に頼るというのではなしに、もう少し違った形で今まで以上にできることがあるのではないかなというふうに思いますので、そうした点については研究をさせていただきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

- 1 4 番（谷口忠弘） 今、ご答弁をいただきましたんですけれども、私も赤字補てんはするべきじゃないと思っておりますよ。赤字補てんはするべきでないんですけれども、事前に手を打つときには、手を打たなければならないということを言っているわけですし、条例にも書いてますように、これ何のために事業報告書を毎年、提出させているのですか、決算書の。やはりこれを見て、この会社がどういう状態にあるかということは、やはり町側が判断をされて、大きな問題にならないうちに手を打つと、こういうことではないんでしょうか。そのために毎年、決算書を提出させたり、いろいろなことを義務づけているわけですよ。町長も実際に調査して、必要な指示をすることができる、こういうぐあいに書いてありますので、被害の大きくならないうちに、ぜひ手を打つことが必要ではなかったかなということが、これは私も含めてですね、私も反省しておりますし、そういうことをすべきではなかったかなということを非常に思っております。

前回のリフレかやの里の事後処理の中で、先ほどもちょっと言われてましたけれども、町は出



資の範囲で、それ以上は責任がないと、こういうことであります。確かに弁護士さんに相談されて、法的な範囲では、そうであろうというふうに私も思います。また、私は、そのときに町長は、この施設については、一定の役割が終わって閉鎖をされるのではないかなというのを直観的に感じました。それはそれでね、私は一つの考え方であるいうぐあいに思いますよ。けども、その後、公募をされました。これは地域住民の方の、早く再開してほしいという要望がたくさんあって、そうされたんだろうとうぐあいに思いますし、事実、私自身も再開の要望を町民の皆さんからたくさん聞きました。もうこれは、今さら言っても遅いんですけども、しかし、そうであれば、過去10年間、売上を聞きますと13億円強の売上実績を上げられたそうでありまして、また、地元の方々を雇用され、人件費は何と4億8,000万円にも及んだと、いうぐあいに聞いております。また、お客様の心身をいやす仕事を通じて、地域社会に貢献しますという大変高い、崇高な会社の理念を上げられまして、町のために多大な貢献をされたわけでありまして、こういうことから、私は考慮した政治判断が必要ではなかったのではないかと、今さらながら、私は自責の念を込めて言わせていただきます。

また、現在状況と今後、再開に向けた条件整備が、今どうなのか、今の段階では私はわかりませんが、再開をされるのだろうかというぐあいに思いますけれども、多額な指定管理料は、私は絶対に認められないという立場でございます。私は、あのときに、幾らかの支援をしてでも継続してもらっている方は、私は必ず全体的なコストが安くついたような気がしてならないんですね。これは私の、何年か商売をさせていただいた直観で思うだけで、何の根拠もございませんけれども、多分、あの段階で何らかの支援策を考えていただいた方が絶対に安くコストがついたのではないかなと、今後、再開される条件は、どういう条件かはわかりませんが、そんなような気がしてなりません。また、先ほどの出資の範囲内の責任の話でございますけれども、確かに法的解釈は、先ほども言ったように、そうなんでしょう。しかし、もっと心配りを、ある面でしなければならなかったのではないかなというぐあいに思うんです。これは金融機関とかいうのは別にして、民間の出資者の方なんですよ、これ。何回も言うようですけども、無休で町のために、非常に頑張ってもらった方に。これは出資金は仕方ありません、その方々の。けども、それ以上に整理に対する負担ですとか、名誉が毀損されるようなことは、私はあつてはならないことではあるというぐあいに思うんですね。だから、今後、このようなことが二度と起こらないように、早期の決断といいますか、処理といいますか、ぜひしていただきたいというぐあいに思うんですね。そのことにつきまして、何かご答弁がございましたら願いたいというぐあいに思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） ですから、先ほども申し上げておりますけれども、リフレについては非常に今までと違う、そうした管理に必要な経費がかかってくるという分については、町としては、その分を見ましようということできちんと計算を、大体出して、リフレに提示しましたけれども、そのお答えをいただくまでに、もう閉じると、閉鎖するという結論を出されて、突然そういう形でされました。でも、その後については、町としては法的にやるべきことはきちんとやったわけでございますし、本来、いけば会社がつぶれたということになりましたら、出資金だって、これは税金から出ているわけですから、本来は返していただかなければなりませんけれども、そういう中

で、一定の整理がされて、町は出資金は戻ってこないという、そういう格好になっているわけです。ですから、一定のある反面いえば、なぜそこへ税金を投入するんだというような話にでもなる可能性もあるわけでございますし、リフレの件については、一定の、それで整理がついたというふうに、私は思っております。

それから、ほかの第三セクターの問題でもそうですけれども、大きな問題にならないうちに手を打つべきだということでございますけれども、まずは、会社の中で、どうすればいいのかというようなものを、やはりきちんと整理をされまして、そして、それらについて町と協議をするという形でないと、そのために今、そういうことのないように頑張っておられるんだというふうに思いますし、そのことについて、やはり両方で指定管理として、この分については必要になってくるというものがあれば、それについては協議ができるというふうに思いますけれども、それらについてのことについて、やはりまず、町に助けてくれという形ではなしに、やはり会社の中できちんと整理をされたものをもって、お互いに協議をしていくという、そういう姿勢が必要ではないかなというふうに思っております。そういう意味では、町は直接赤字補てんはできないけれども、施設整備について、やはり町のできる範囲でファーマーズライスにつきましても駐車場を整備したり、機械の導入については、ある程度、会社の努力も必要でしょうけれども、町としてもあそこが維持管理していけるような方策をとっておるわけでございますが、その辺の話合いといいますか、それらについてもお互いに不幸な形にならないような協議は必要だというふうには思っております。

1 4 番（谷口忠弘） 終わります。

議長（森本敏軌） これで、谷口忠弘議員の一般質問を終わります。

次に、1 5 番、赤松孝一議員の一般質問を許します。

赤松議員。

1 5 番（赤松孝一） おはようございます。

新生与謝野町が誕生しまして、きょうまで振り返りますと、あっという間の4年間でありまして、合併協議会当時を思い起こしますと、随分以前のような、なつかしい思い出として浮かんできます。来月の15日に任期が満了を向かえました。きょうここに、このように任期最後の一般質問ができますのも町民の皆様、また、町長以下、職員の皆様、同僚議員諸兄の温かいご理解の賜と、ここに謹んで御礼を申し上げます。

さて、合併当時の当町の人口を、まだ、4年前ですが、比較しますと、もう既に約1,000人の人口が減っています。20年前の当時の、平成2年当時の3町の人口と比較しますと約2,500人が減少しています。2,500人といいますと現在の伊根町の人口が2,441人ですから、そんなことを思いますと、恐ろしいほどの速度で人口が減っていくなど、大きな不安を感じます。丹後地域全体の2市2町の20年前と現在とを比較しますと、当時は1市10町と言いましたが、現在の2市2町を比較しますと、全体で約1万9,500人の人口が減っています。1万9,500人といいますと、旧網野町よりも大きな町が一つなくなったというようなことでございます。市町別に見ますと、伊根町が20年前と比較しまして31.9%という恐ろしい現象でございます。宮津市の方も24.6%というような減少でございます。京丹後市が13.5%減であります。与謝野町は9.5%減です。町の活性化のバロメーターは人

口動態でよく判断をされます。2市2町の中で減少率が一けたなのは、本町のみです。なぜ、本町の人口減少が少ないのかなと、私なりに考えますのに、やはり町の住みやすさとして交通の利便性とか生活環境、また、雇用職場環境、それに行政サービスなどが上げられます。そういった中で本町の人口減少率が近隣市町と比べまして比較的少ないのは、やはり第一に地の利と申しますか、交通の利便性に加え、なおかつ、比較的、不動産なんか求めやすいので、近隣市町の若年層の方々の当町への引っ越しが多いのかなというような、やはりここでは、この与謝野町という地形的な地の利を非常に強く感じるわけでございます。この地の利を生かして、農業、商業、工業が連携して地域に潤いと、その上に人情味あふれるコミュニティの充実を強く望んで、その実現に向けて官民一体となり努力をするならば、まだまだ打つ手はあると、魅力いっぱいとの与謝野町になると確信をしています。

前置きが長くなりましたが、本題に入ります。先ほども申しましたように、4年前に少々の不安がありましたけれども、それにまさる夢と希望を満載して3町合併により、この与謝野町が誕生いたしました。当初、宮津市、伊根町、岩滝町、加悦町、野田川町の一つの市と四つの町で合併協議会を設立されまして、順調に推移していましたが、いろいろの中で、当時の太田野田川町長が合併協議会には参加しませんと、出席をしないというようなことが起きて、また、離脱宣言をされまして、その後、新たな枠組みとしまして、この3町が誕生したわけでございます。いわば太田町長は、この与謝野町の生みの親であり、育ての母であると、与謝野町の名実ともに生みの親で育ての母であるというふうに私は、この4年間を振り返って、当時から振り返りまして感じています。そういった中で議員選挙もございまして、私も今回、このような立場を与えていただいたわけでございますが、そういった意味で4年間、私は私なりに、この4年間を見てまいりました。合併をしてよかったなという声もあります。また、合併などしなければよかったなと、なぜ合併したんだろうという声もあります。

私がよかったなという声を聞くのは、非常にわかりやすいんですが、ご商売をされているお家は一気に商圏が広がったわけですが、きょうまでは野田川、岩滝、加悦という目に見えない壁があったわけですが、この壁がとれました。それによりまして商圏が広がったと、これによってありがたいなという声も聞きます。しかし、この3町の合併の成果というものは、なかなか町民目線では見にくいものでございます。先般、去年の秋ですか、宮津の青年会議所の主管によりまして太田町長のマニフェストを検証、評価するという会議が岩滝の知遊館で開催されました。私も参加と申しますか、傍聴と申しますか、見に行ってみて、マニフェストに対しまして、神戸の方からコーディネーターがおみえになっていろいろと進めておられ、また、太田町長も適切なお答えをされていましたが、そのマニフェストの達成度、マニフェストの点数と町民の満足度とは決して同じではないということを、私は強く感じました。これは町長のマニフェストが悪いという、非難をしているのではなしに、だれが首長をされてマニフェストをつくられても、そういったことが起きるであろうなというふうに思います。そこで、この3町合併の成果を検証するに当たって、町長自身が、この4年間を振り返られまして、初代町長として築かれた、この4年間の礎とは何だったのでしょうか。また、本町の将来を展望、見すえたとき、今後の課題とは何でしょうか。この礎と課題と、これらの点を町長から答弁していただければ3町合併の成果が、私は一定の検証ができると、こんなふうに思っています。

私は以前の、この議場の一般質問で岩手県の葛巻町、人口8,000人の小さな町でございますが、先ほど谷口議員がおっしゃいました第三セクター、この第三セクターの活用によりまして、町の産業振興と地域活性化を第三セクターによりましてなし遂げられました。大変有名になりまして、皆さんもご存じの方も多いと思いますが、この鈴木町長という町長さんですが、町長さんの発言を以前も紹介した記憶がありますが、私、非常に好きなので、言葉なので、もう一度紹介させていただきますが、組織であれ、団体であれ、成功するのはトップの情熱と職員のやる気です。企業誘致ができないので、町の活性化と雇用の場をどうするのか、考え挑戦しました。これは第三セクターで利用されているのですが、牛のふんや、山のブドウ、ヤマブドウなど、価値がない厄介者でも見方によれば宝物です。欠点も見方によれば長所であり、この厄介者を活用しながらの町おこしを進めてきました。そして、この町長さんの信条は三つはありますが、どんな大きな問題も解決の糸口が、ピンチは、それが起こることで大きなチャンスにつながる。もう一つは夢しか実現しないという三つの言葉が町長さんの信条のようではありますが、先ほどのリフレの問題なんか、まさしく大きな問題でありましたし、ピンチでありました。そういったものを、先ほど谷口議員も一生懸命訴えられたのだと思いますが、やはりこういったことを教訓にしまして、今後に生かしていきたいというふうに思いますが、きょうまでこういった、この葛巻町には行っていませんが、議席をいただいたおかげを持ちまして常任委員会等で、この日本の中の著名な市や町へ、きょうまで23年間、私も視察に行かせていただきました。本町よりも過酷な条件の中でも元気な町はたくさんあります。そう思いますと、我が町の、今この、どういいますか、脱力感と申しますか、何か閉じこめられたような、この、感じるわけですが、私は我が町の与謝野町の将来には無限の可能性が、まだまだあると、秘めていますと、思っています。いわゆるこれは本町の最高権力者である町長の力量次第だと言っても過言ではないと思います。

太田町長は、再選の意思を表示されていますが、端的に言えば、合併後10年間という、4年間で済みました。次4年間です。本当に与謝野町の将来は、次期町長の双肩にかかっていると思います。町長は、やり残したことがありますと、もう一度、町長として与謝野町の発展、反映に尽力したいという旨の発言も聞かせていただきました。やはりそういった中で、今回の、この4年間の合併の成果につきましては、町長自身の言葉で熱く語っていただけるものと期待をしています。

次に、もう1点は、持続可能なまちづくりということでございますが、よくこれも、町長が使われる言葉の中に持続可能なまちづくりを目指すという発言をされます。持続可能な町とは、どのような町なのかを、所見を伺うわけでございますが、そして、その持続可能な町をつくるためには、どのような政策、また、どのようなことを計画して実行すれば、それは実現をするのでしょうか。また、その持続可能なまちづくりができたときには、私たち町民生活には、どのような影響があるのでしょうか。具体的な説明をお願いをしたいわけでございます。もう皆さん、ご存じのように、当町の、本町の税収入、また、いろいろな意味での自主財源には、特に税収の落ち込みには本当に大きな陰りを感じ、不安を感じます。国家予算も完全に国債頼みの中、政府は大衆迎合主義的なばらまき政策に走っています。こういった中で地方の自治体として本町の行財政改革の遂行に当たりましては、これからますます自主財源の確保と厳しい財政運営を図らなければなりません。そんな中、合併特例債という打ち出の小づちがありますが、この合併特例債に対

する町長の所見もあわせてお伺いをいたします。

1 回目の質問を終わります。

議 長（森本敏軌） ここで暫時休憩します。

10時45分再開します。

（休憩 午前10時27分）

（再開 午前10時45分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 赤松議員、ご質問の1番目、1期4年間の太田町政の成果について、お答えいたします。平成18年3月1日に加悦町、岩滝町、野田川の3町が合併して与謝野町が誕生し、おっしゃるとおり本当に早いもので、あれから4年が経過いたしました。与謝野町の初代町長としての任期も、あとわずかとなってまいりました。この間、町民の皆様が安全で安心して暮らせる豊かな地域、あるいは地域の個性を生かした多様性と創造性あふれた地域を実感できるよう、その実現を目指してまいりました。

方針といたしましては、4年前の町長選挙でお示ししましたローカルマニフェストで一つ目、安心・安全で快適な住みよいまちづくり。2点目、地域とコミュニティをはぐくむまちづくり。3点目、教育、子育て支援と福祉のまちづくり。4点目、頑張る企業や起業を応援するまちづくり。5番目に、むだのない行財政運営のまちづくりをお示ししまして、この4年間の町政を進めてまいりました。この4年間で具体的には町政全体の方針である与謝野町総合計画や与謝野町行政改革大綱、さらには町民全体で共有すべきである与謝野町町民憲章を多くの町民の皆様と協働で策定することができ、また、その施策の枝葉となる観光振興ビジョンなどの各種の計画も策定することができました。これらによりまして、中長期的な与謝野町の方針は定まってきたものと考えております。また、合併前は旧3町ともに、国の三位一体の改革による補助金や交付金の削減、地方交付税の抑制で大変厳しい町政運営を余儀なくされておりました。そのような中で裕福ではない旧3町が合併しましたので、新町となっても財政運営には細心の注意を払ってきたところでございます。

一方、合併時点から最大の懸案事項でありました有線テレビの全町域化につきましては、防災行政無線と情報通信環境の高速化を含めて本年4月には、サービスを始動できるところまでたどりつきました。また、4月以降は加悦地域も岩滝、野田川地域同様の最新システムへ更新する計画でございます。これにより平成23年3月までには全町域で新たな有線テレビサービスで町民の皆様に行政情報のみならず、さまざまな情報の提供が可能になります。

さて、地場産業であります丹後ちりめんが長期にわたりまして衰退していく中で、一昨年以来の世界同時不況も重なり本町の経済活動は大変な低迷状況にあるというふうに認識しております。このため国の経済対策も活用して町全体の経済効果としては28億円程度の景気対策も実施してまいりました。この財源には、国の交付金のほかに合併特例債も充当しております。また、景気対策の定額給付金にあわせて商工会が与謝野町振興商品券を発行するなど、合併効果はさまざまなか所であったものというふうに思っております。

さらに、公共交通機関が整備されていない加悦地域、野田川地域の一部にはコミュニティバスひまわりを運行することができました。これなども旧町のままでは財政的な問題もあり、実現することが難しかった事業ではないかというふうに思っております。

以上のように、合併後、4年間には、さまざまなことがありました。一方で議員の表現のとおり光陰矢のごとしそのものであったというふうにも感じております。4年前の選挙で掲げました私のローカルマニフェストは、先ほどおっしゃったように宮津青年会議所により、昨年9月25日に開催されましたマニフェスト憲章大会で、全体としてはおおむね70点の評価をいただいております。その評価は評価といたしまして、先ほど議員がおっしゃったように、達成度と、それから満足度とは違うという、そういうギャップも私自身感じております。もう少し頑張れたのではないかという思いも少なからず残っております。あなたが主役から、頑張ればあなたも主役の町政に変えていきたいとの基本で、この4年間を進めてまいりました。この成果につきましては、次回の4月の選挙におきまして町民の皆様のご判断を仰ぎたいというふうに考えております。

次に、2番目にご質問の持続可能なまちづくりとは、合併特例債の使途は、についてでございますが、私が常々考えております持続可能なまちづくりとは、その地域の次代を担う若年層の定住があること。それと財政運営の安定の2点であるというふうに考えております。若年層の定住促進には、総合計画のまちづくりアンケート結果にもありましたように、安心・安全の確保、福祉の充実、産業が活発で働く場の多い町の実現を図る必要があります、これらの目標を実現させるため、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら総合計画に基づく各種施策の推進を図っているところでございます。

安心・安全の実現のために消防防災施設の整備や防災計画の策定、自主防災組織の育成、地域防犯組織の設立、河川や山林の整備、学校施設の耐震工事など、できる範囲でございますが、懸命に努力いたしているところでございます。

福祉の充実につきましては、中学卒業までの児童・生徒の医療費無料化の継続、住民検診の無料化の継続、保育施設や子育て支援センター、放課後児童健全育成事業の充実、特に、この4年間で町独自の地域福祉空間整備事業などの推進に取り組んでいるところでございます。

産業振興につきましては、今年度、実施しております光ファイバーの敷設工事も産業振興のためのインフラ整備と考えておりますし、住宅改修助成事業につきましても一定の経済効果が出ていると確信いたしております。今年度、産業振興ビジョンを策定いたしますが、既に策定しました観光振興ビジョンとあわせて、その推進を図り低迷する地元産業の活性化に何とか貢献したいというふうに考えているところでございます。

すべての事業が、まだ、道半ばでございますが、必ず将来に光明をもたらすことを信じて疑うことなく、懇親の力を振り絞って町政の運営に邁進いたしているところでございます。

次に、財政展望と合併特例債についてでございますが、今後の地方財政の運営は、今回の一般質問の中でも何回か述べさせていただきましたように、税収が減る一方で、頼りとなりますのは地方交付税のみでございます。この交付税を圧縮されますと与謝野町のような脆弱な町は、ひとたまりもありません。それで、このような中で、どのように町政を運営していくのかとなるわけでございますが、今後の展望次第では一定の住民負担や行政サービスの低下も余儀なくされるこ

ともやむを得ない場面も出てくることも想定されます。例えば、施設の統廃合とか、公共料金の値上げでございます。しかしながら、それらをできる限り少なくしていくためにも、私は新たな箱物建設などは必要最小限にとどめてまいりました。当然のこととして、合併特例債につきましても、合併の有無にかかわらず必要である事業に充当することを基本に置いておりますが、そのような中でも新町の一体感の醸成に期する事業として、有線テレビ拡張事業は意義深い投資であったというふうに考えております。

議員も心配されますように、今後の財政運営上、公債費の増大は大きな影響を与えます。ですから、他の不利な地方債の発行は極力抑え、合併特例債や辺地債などの交付税算入の有利な起債を活用しております。そう言いながらも、与謝野町の合併特例債発行限度額すべてを執行する考えはありません。実質公債費比率のバランス等も十分考えながら真に必要な事業を選択して使用してまいりたいと考えているところでございます。今後は、総合計画にも掲げておりますように、自助、共助、公助、商助の考え方を基本に住民の協働を得ながら身の丈に合った、まさに持続可能となるようなまちづくりに心がけてまいりたいというふうに考えております。以上で、赤松議員のご質問の1回目の答弁とさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 赤松議員。

1 5 番（赤松孝一） それでは、2回目の質問をさせていただきます。ただいま町長から答弁いただきまして、感じたことでありますが、まず1点、いわゆるこの4年間の成果という中で、確かに、この4年間は各種計画の策定等に追われたという感じがいたしまして、いろいろな資料といひますか、計画はでき上がったわけですが、そこからの枝葉というよりも、町長、枝葉という言葉が使われましたけれども、枝葉というよりも、むしろその計画の中の実行ですね、この部分において何か緒についたものが、あまり、私、感じるのにたくさんないと。有線放送なんかは確かに、これは大きな大きな目玉事業で、最たるもので、私も評価を高くしています。しかし、そのほかの部分で、分野で、もう少し目に見えたといひますか、いわゆる計画から芽を切って枝葉が伸びてくるというようなところをもう少し感じられないなというのが、率直な感想でございます。いづれにしても、今、町長がおっしゃったように、この4年間は本当にあつという間の4年間でありまして、そういったいろいろな意味での、これからの与謝野町の方針の計画の策定に終わってしまったなという、私も少し、自分自身の責務も感じながら残念に思うところがあるわけでございます。そういった中で、今、町長がおっしゃった持続可能なまちづくりに入るわけですが、これはやはり、今、町長がおっしゃったように、町民が主役であります。だから持続可能な町というのは、基本的に町民が住みやすい、町民にとってありがたい、町民にとってどうなのかということが、私は一番の基本的な、持続可能というのは、町民が、ここに住みやすいということが一番だと思います。そういった中で、先ほど次代を担う若年層の定住と、もう一つは町の財政運営と、この2本が持続可能なまちづくりの基本であるというふうなことでいただきまして、確かに、私もそう思います。まことに若年層の定着、定住が大きな問題であると思っております。

まず、基本的に加悦谷高校の生徒は、当然、与謝野町の生徒だけではございませんが、たまたま、この与謝野町に設置されています高等学校であります、府立高校であります、ここ数年間150名の卒業生が、この地元に残るのは多い年で20名近い年もありますが、大体12〜3名というのが現状であります。したがって、地域の宝物として本当に慈しみ、はぐくみ、

育てた子供たち、宝物が、現状では、まず、ほとんどの子供たちが町外へ出ていくと、これは今の進学ということがありますので、当然この地域、大学もございませんので、そうなるわけですが、その卒業していった彼らが、いつ鮭のように、回遊魚のように、また、産まれたところに帰ってくるのかということを考えますと、非常に寂しい、お魚に例えるのは失礼ですが、人間を。例えば、そういったものが、回帰本能が、だれにもあると思うんです。やはりいい町なら帰ってきたいという回帰本能は、どんな人でもあると思います。その点、やはり何が、そういった彼らにとって魅力がないのかなということも大きな、私は、一つの我々、考えなければならぬところだというふうに考えています。そういった中で、この今、地域の経済という中で、このたびの住宅の新築、また、改修に対する助成といったものは確かに大きな効果を、私も生んでいるというふうに思っています。そういった中で、これは一つの例ですが、やはり住民が持続可能でなければならないと、まず、住民の生活が守られなければ町はないと、特に住民の中でも自営業の方々が非常に疲弊していると。また、公共事業を請け負われる建設関係の業者の方々の声を聞きますと、このままでは、我々やっていけないとおっしゃっています。その一つの弊害でと申しますか、ネックと申しますか、私は今の入札制度にも、以前も、私この場所で再考をお願いしたいということをお願いしまして、町長なり、副町長なりから答弁をいただきました。私は、やはりこれは、来期に向けて、ぜひとも、この今の制度のもう一度、改案と申しますか、考え方を改めてもらいたいというふうに思っています。これ持続可能なまちづくりの中の大きな一つだと思うんです。やはり業者が生活ができて、利益が出て、税金が払えて、こうでなければ、今のようなことでは前へ行きません。特に先ほども町長が、今年度は28億円というお金を使ったというふうにおっしゃいましたが、そのお金が生きてこない、それが税になって返ってこない町はふくらまないわけでございます。

そういった意味で、今の最低制限価格の発表がございしますが、これはやはり町職員の身を守ろうと、町職員と業者とが癒着しないようにという、町職員を守るがための、私は制度であると思っています。これは職員として当然、そんな行為はしてはならないことです。良識ある職員のほとんどの方は、そういうことをされません。たまたま魔が差して起きた1件の、そのために、職員を守るのが大切なのか、今、この町内にある業者、その業者には社員がたくさんいます。多くの多くの方々を守るのが本当の町の姿勢なのか、私は、このところは、もう一度、やはり仮にです、町長なり副町長なりが来期も執行される、この与謝野町を陣頭指揮されるのであるならば、ここはどうしても、もう一度考えていただきたい。今のようにくじ引きで当たってよかったな、二つも当たった、よかったよかった、こんなことが本当にいいのでしょうか。職員のモラルとして守るのは当たり前です。その保護のために多くの業者が泣いています。持続可能なまちづくりとは本当は何なのでしょう。職員を守ることでいいですか。私は、この点につきまして、もう一度再考をお願いしたいというふうに思います。

そして、今、町長がおっしゃいましたように、これからの、今までにつくった計画や、そういったものは、いずれ将来は花を開いてほしいですし、花は開くでしょう。私も期待しています。これからの4年間を、また、6年間、いわゆる合併特例債が使える間の10年間というものを考えますと、今、合併特例債が大体21年末までの発行予定額が29億3,100万円、したがって、発行可能額が111億7,900万円ありますから、差し引き残りは82億4,800万円、



これは事業分です。それから、地域振興基金分でも、あと10億円ほど残っています。

こういったものを本当に、今、町長が言われたように一体感の醸成のために、本当に必要な事業だけに使っていただけるならば、私はいいんですが、ややもするとお金には印がないものですから、いわゆる昨年いただきました財政計画、与謝野町の財政シミュレーションを見ましても、平成17年の合併当時からの合併特例債事業分の財政シミュレーションが記載されていますが、平成27年までに合併特例債が記入されています。平成28年以降は、当然これはもう10年たつわけですから、ないわけですが、この金額が10年間で89億8,780万円と、総額出でいます。私はややもすると、この事業の一体感の醸成、また、本当に必要な事業に使われるのならありがたいんですが、ややもすると必要経費の中に漏れてしまって、目に見えないことにならないかと、非常に危惧をしているわけです。この点につきましても、町長が、どのような事業に今後、使われようとしているのか、どのような、本当に必要な事業、目玉事業を、将来を想定をされているのか、ただ単にそういった数字合わせでおっしゃっているのか、この点につきまして、私は、町長は使い切らなくてもいいというふうな、すべてを執行する考えはないというふうにおっしゃってまいりました。私も無理して全額使う必要はないのかわかりませんが、やはり有効な特例債、いかに町民にとって、ありがたい事業に使うか、ここが、これから6年間残された、期間は、あと6年です。この点につきまして、いま一度ご答弁を願いたく思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） この4年間、町は情報化はしてきたけれども、あとは計画づくりで終わったのではないかというご指摘もございました。でもよく目を見開いて考えていただきたいのですけれども、来年の平成22年度で小学校の耐震化はすべて与謝野町は終わります。そしてまた、残されている中学校の中でも耐震化をしていかなければならないところもございます。それと福祉施設につきましても、この4年間で、ちょっと数えるのが大変なぐらい小規模多機能の機能を持ったところ、あるいはグループホーム、それから聴覚言語障害の方たちのセンターの建てかえ、あるいは障害者の方の憩いの家、また、就労のための施設、それらは、新たな大きなお金をかけずに大勢の、そうした町民のNPOの方たちや福祉法人のおかげで充実させることができてきました。本当に京都府下でも、全国的にも、これだけのことをしているところはないと、私は自負しております。そうした意味では、大いに誇れる内容だと思います。

やはり持続可能なまちをつくっていくというためには、これから、もう確実に少子高齢化、これはどこの町も避けて通れない話です。10年度のことを考えたら、今そこに投資をしていく、これは大事な町のまちづくりの基本になろうというふうに思います。やはり次を担う子供たちをどう育てていくのか、先ほど、町長は、この町の生みの親であり、育ての親と言われました。育ての親の今、育児、奮戦中でございます。やはりこの町がいい町になっていくためには、やはり今、手を打っておかなければならないこと。目に見えない、確かに水道の施設、下水道の施設、それらはなかなか、皆さんの目には見えませんが、やはりこの町が今後、生き残っていくための社会的な生活基盤を、まず、整えるということが、私は、先ほど五つの中で申し上げました中で非常に大事なことはないかなというふうに思っております。そうした中で、おっしゃるような必要な事業だけ、今しておかなければならない必要な事業、この10年間の間に整えておかなければ、あと大変な状況の中で、この町が生き残っていくためには非常に困難な時期を迎え

ると思います。

合併しましたときの財政調整基金が、私ちょっと数字がはっきり覚えていませんけれども6億5,000万円ちょっとだったか、8,000万円だったか、それぐらいが倍近くに一応積み上がっています。今はもう12億円超えております。それはなぜかという、今後、起こるであろう、いろいろな厳しい状況の中でも対応できるような、そういうある程度の柔軟性を持って対応できる。そういうことのためにしておるわけですが、そういう今、子育て奮闘中の中で、三つの、それぞれの違った町が一つになったわけですから、それぞれの子供たちと言ったらしかられますけれども、個性もいろいろとあります。やはりそれが与謝野町ファミリーとして全国に胸を張っていけるような、そんなまちづくりを目指して、いろいろと目立たないところですが、やはりそこに住んでいる人たちがおっしゃったように、本当に、この町を誇りにし、また、胸を張ってみんなで支え合っている、そういう町が最終的には持続可能な町になる。そのためには、そんなに派手なことをしなくても、自分たちの世帯に合った、身の丈に合った安全な、安心な財政運営も心がけていく必要があるというふうに思っております。

お答えになったかどうかわかりませんが、そうした細かいことの積み重ねが必要かなと思っております。

それから、入札制度につきまして、いろいろなご指摘がございますけれども、これは単に職員の身を守るためだけではございません。そういった側面もあるかと思っておりますけれども、それよりも、何よりも工事の質を落とさないということが大前提です。一定の、これ以上安い金額で入ると結果的には質を落とさざるを得ない。むしろ業者の方たちに、そうした無理強いをさせるといいますか、泣かせるといえますか、そういうことがないためにも、こういった方法をとっております。今までですと、最低制限価格は公表していませんでしたけれども、最低制限価格を持っておりました。しかし、それに肉薄するような最低制限価格がなかったときには、本当に半額ぐらいの考えられない金額でいろいろな工事の入札があったときもございました。だから、そういうことも含めていろいろと考えた結果、今、こういう方法をとっている。だけど、いつも言いますように、これが100%だとは思っておりません。そうした意味でもお互いに、町民の方も業者の方も、我々町職員だって町民ですから、それぞれのよからぬいろいろなことが起こらないためにも、今の方法を導入しているということをご理解がいただきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

- 15番（赤松孝一） 今、町長が一生懸命になって熱く語っていただきまして、ありがとうございます。ただ、町長、確かに今の小学校耐震問題でも、それから、グループホームとか、いろいろな問題でも、確かにそれはわかっています。実感しています。よくできているということは、ただ、今、反対に聞きますと、京都府下、広いですわね、南北に。この中で自治体としてですよ、与謝野町が所得が一番低い町なんですね、現実に。北の方も、南の方も、中丹もある中ですよ、これだけの中でも、与謝野町は地の利がありますわね、僕さっき言いましたように。それでも京都府下で所得が一番低い町と、ここですよ。だから、将来のためにする事業、これは必要です。今の少子高齢化、さきほども言いました。すごいスピードで加速度的に人口が減っていきます。内容はまさしく少子高齢化です。それも必要です。ただ、今ですわね、今の現実を見る、今のここに打つ手も要ると、だから複眼的に、両方で見ていかないと、特に今の一番町民の希望すると

ころといえますか、期待するところ、やはり景気の活性化です。地域の活性化です。やはりこの住民要望に、やはりこたえていただきたいと思います。だから、将来展望して、私はやはり複眼的に見てほしいです。将来、現状の悩み、両方を、これは行政として、できること、できないことがございますので、すべてを行政におんぶにだっこだとは思っていませんが、行政としてできる範囲のことは、私は去年の3月議会、ちょうど1年前に今の住宅の改修、新築も入れてほしいと、これ見事にたくさんの方が利用されています。今の現状です、これはね。だけど、この現状だけ見とったら、やっぱり先を見ていかんなんです。この複眼的に見てほしいということがお願いしたいというふうに思います。

それから、もう1点は、最低制限価格がありますね、町長、最低制限価格が。あれは町長、今、工場の質を落とさないといえますね。最低制限価格を割ったら、これ失格でいいんです、京都府と同じように。だから、最低制限価格持つとね、これ当然、持っている。しかし、それを割るような業者があつたら、それは失格と、これで妨げられますと、私は前から思っています。

いずれにしても、町長であろうと、ここの議員であろうと、みんな町民がよくなってほしいという気持ちは一緒なんですから、いろいろな方向性がお互いに、策略があるんですが、ぜひとも、この辺のところも、また、機会があれば十分に考えていただきたいと、それから経済対策も、いろいろな制度があります。きのうだったか、おとといだったか、いろいろ小林さんや、いろいろな方がおっしゃっていましたが、ぜひともいま一度見ていただきたいというようなことを要望しまして、質問になりませんが、一応、育ての親が今、奮闘中だそうですので、もうちょっと大きくなるまで見せてもらいまして、よろしくをお願いします。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおりだというふうに思っています。

現実としては、非常に厳しい状況だということの、それにつきましては先般からお答えしていますように、やはり何らかの町としてでき得る手を打っていく必要があるというふうに思いますし、それらにつきましては一定のビジョンを作成していただいておりますので、それは皆さんの思いが詰まったものだと思いますので、町としてできる最大の努力はしていかせていただきたいというふうに思っております。いろいろとハッパをかけていただきまして、ありがとうございます。

1 5 番（赤松孝一） 終わります。

議 長（森本敏軌） これで赤松孝一議員の一般質問を終わります。

次に、1 3 番、今田博文議員の一般質問を許します。

今田議員。

1 3 番（今田博文） 与謝野町が誕生いたしまして4年が経過いたしました。その間、議席を与えていただきましたけれども、3月定例会、きょうは4年間最後の一般質問をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをします。

今回の一般質問は、道の駅工芸村や江山文庫などがあるかやの里リフレゾーン、今後の事業展開について。そして、もう1点は、町の木、ツバキについてお伺いをしたいというふうに思います。

与謝野町観光振興ビジョンが策定されました。美心与謝野、美し心をもたらず観光の町を目指

してと題して、基本構想は平成21年度から平成30年までの10年間、行動計画は平成25年までの5年間とされています。誇りづくり、もてなしづくり、ものづくりの推進を掲げています。観光振興ビジョン、もてなしの提供の中で道の駅周辺エリア、かやの里の活性化についてふれられています。道の駅、シルクの町周辺にはSL広場、江山文庫、与謝野町の文化、工芸の里などの観光文化施設が集積し、旧加悦町時代から、かやの里エリアが形成されており、それぞれの施設が役割を持って観光客を受け入れてきました。しかし、平成10年から食と健康をテーマに観光と農村振興の両立をうたった総合的保養施設として運営されてきたリフレかやの里が、経済の低迷期と重なり、平成20年6月にやむなく10年間の営業に幕をおろしたため、地域内の観光客も減少傾向にあります。この地域は与謝野町の誇り、もてなしの二つの機能を持つシンボリックなエリアでもあるため、与謝野町の観光振興を図る上において、一日も早いリフレかやの里の営業活動再開が望まれますとあります。町の観光を語る上でかやの里リフレゾーンは、大事なエリアになるのではないのでしょうか。あの地域をどう考え、どのような事業展開を図っていくのかは、町の重要な課題であると思います。そういった意味で、リフレの営業再開は欠かせないことになると思います。

観光産業は複合産業と言われ、産業としての事業領域は広く、観光が及ぼす経済的、社会的、文化的効果は極めて大きいものがあります。我が国の国内消費額は24.4兆円で、雇用創出効果は229万人と推計されています。さらに生産波及効果は53.5兆円、雇用創出効果は469万人と推計され、所得創出や雇用創出などの経済効果は高く、地域経済にもたらすメリットも極めて大きいものがあります。観光客を呼び込むためには、自然や建物など、観光資源を活用していかなければならず、観光資源は海や山などの自然を対象にしたもの、お城や神社仏閣など、歴史的な建物、祭りや民俗芸能など、人々が作り出したものなどがあります。人がお金と時間と知恵をかけなければ観光対象にはなりません。観光まちづくりに成功した地域で共通していることは資源や歴史を掘り起こし、磨き上げたことです。そして、もう一つは、一度訪れた旅行者の口コミによる宣伝効果が大きな力を発揮しています。人が人を呼ぶ相乗効果が発揮されれば、入り込み客の増大や町の活性化の起爆剤になってきます。かやの里ゾーンはリフレの休止以来、静まり、観光どころか人っ子一人いない状態になっています。

昨年の6月議会で観光振興について質問いたしました。そのときの町長の答弁は与謝野町は丹後の玄関口に位置し、平成19年度には丹後天の橋立大山国定公園として、新規指定された大山連邦や、大内峠、一字観公園、滝の千年ツバキ公園などの、規模の大小は別にして、緑豊かな町を全国の皆さんに十分誇ることのできる自然景観や、与謝野礼巖を初めとした文学の町として情報発信している江山文庫、そして、古墳公園やちりめん街道、加悦SL広場など、歴史的にも価値のある立派な観光資源がたくさんあります。また、観光振興ビジョンでは、広域観光の推進と、国、府との連携の中でビジョンのテーマに沿った与謝野町独自の観光振興を推し進める一方、引き続き近隣の市町との連携、広域連携も図ることとしております。そして、京都府丹後地方において、与謝野町は町の持つ立派な観光資源を大切にして、さらに磨きをかけながせ丹後の観光を担う町の一つとして観光振興を図っていかなければならない立場にあると答弁されています。

このように町の観光の重要性や丹後の観光の一役を担うだけでなく、町独自の施策が必要だとの思いも述べられておりました。そこで次の2点について伺います。かやの里リフレゾーンには

道の駅、工芸村、リフレ、大山運動公園など、多くの施設があります。今後、町の観光を進めていく上で、最も重要なエリアであります。今後の事業推進をどのように考えておられますか。

次に、リフレかやの里は、営業休止してから長期間そのままになっています。今後の管理についてどのようにされるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

次に、椿サミットの開催や町の木、ツバキについて質問します。全国椿サミットは平成3年から開催されています。第1回の大会は伊豆大島で開催され、滝のツバキも京都千年ツバキ里支部として全国ツバキ協会に加入して、加悦町時代から毎年、参加を募り、大会に参加をされています。ことし第20回全国椿サミット久留米大会が市制施行120周年記念事業として3月20日から22日まで開催される予定になっています。椿サミットの開催については、合併当初、一般質問をさせていただきました。そのときは財政の支出が相当伴うこと、交通機関が少なく来ていただく方に不便をかける、それから参加者が300人規模になり、宿泊の問題などがネックになり、開催は無理になると回答をいただきました。その質問の中で、来年伊豆大島において第17回の大会であることも申し上げました。町長も早速、参加をされ椿サミットをじかに、肌を感じていただいたと思えます。その参加をされた中では、手ごたえも感じられて、このくらいの規模なら、大会なら与謝野町でも十分開催できる見込みを持たれたのではないかと思います。

そして、サミットとは、こういうものだという事は十分おわかりいただいていると思えます。合併してからきょうまでの4年は、既に開催地は決まっております。ことしは久留米での開催であります。既に平成23年の開催地も決定していることだと思えますが、今後、十分研究もしていただきまして、開催に向けての計画を組むことができないか。4月には選挙があるわけですが、次の4年間の中で、全国椿サミット与謝野大会を開くことができないか、お聞きをします。

千年ツバキエリアには、シンボルである樹齢1200年にもなるツバキの木、そして、周辺にあるツバキ公園や水車、さらに椿資料館など、いろいろな施設や樹木があります。それらの管理、担当課の所管が商工観光課、教育委員会と二つにまたがっています。非常にわかりづらいし、そんなことが必要なのかと疑問にさえ感じています。一体的な管理体制にするべきだと思いますが、町長は、どのように考えておられますか。以上、お尋ねをいたしまして、一般質問、第1回の質問を終わります。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 今田議員さんからご質問の一番目、リフレゾーンについて、お答えいたします。

1点目のご質問では、道の駅、文化工芸の里など、特徴ある周辺施設が多くある中、今後、観光など、事業推進をどのように考えているのか。また、2点目のご質問では休止しているリフレを今後どのように考えているのかということですが、関連しますので一括してお答えをさせていただきます。

昨年12月に小林議員からリフレかやの里の活用はというご質問にもお答えいたしましたように、リフレかやの里一帯は、議員、ご指摘のように町内でも最も特徴ある施設が建ち並んでおりますので、昨年、策定しました観光振興ビジョンにおいても、与謝野文学といやし、もてなしエリアと位置づけております。周辺には文化工芸の里を初め江山文庫、道の駅、SL広場、総合運動公園、グランドゴルフ場、平林キャンプ場など、官民あわせて複合的に施設がまとまった一体

であり、また、背後には大山を抱える自然豊かな資源に恵まれており、町内でも観光、文化、遊び、スポーツのできる最大のスポットとして位置づけられるというふうに思っております。これらの文化といやし、もてなしエリア全体の資源や環境を最大限に生かしていけるよう地域が一体となった運営方法を協議いただき、お互いの相乗効果を上げることで活性化を図っていくことが必要でないかというふうに考えております。リフレかやの里は、まさに、その中核的機能を期待できる施設であり、有効に活用していかなければならないというふうに考えております。

こういった中、さきの糸井議員からのご質問にもお答えいたしましたように、地元の皆さんが気楽に訪れることができ、地域と連携した管理運営ができることが最も望まれるのではないかとこのように思っております。

幸い、昨年から命の里事業に取り組んでいただいております滝、金屋区連携組織の皆さんから、よさのうみ福祉会の管理運営に地元なりの参画をすることで、リフレかやの里を拠点とした地域の活性化につながるのではないかとこのご提案を受けているところであり、私といたしましては、可能な限りの調整を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

昨年のよさのうみ福祉会のご提案は、今から改めて言うまでもなく、農産加工施設とレストラン運営を中心としたものですので、例えば、地元の農産物や、あるいは地域に埋もれている素材を発掘して、加工活動を行い、新たなふるさと製品の発信基地として、また、レストランとしても、農村レストランとして運営することで、町外からの呼び込みや、地域の憩いの場として活用することができ、これらに地元の新鮮な食材をふんだんに使用することで、地域との連携を図ることができ、地産地消の推進はもとより、生産者の所得向上や生きがいをいづくりに期することができ、リフレと一体となった地域づくりや雇用の場としても大いに期待でき得るものというふうに思っております。また、文化工芸の里やスポーツ施設での各種行事や事業、大山を訪れられるハイカーなどの食事やいよし空間、研修や展示スペースなど、さらには農業体験ゾーンなどとしてタイアップすることで、お互いの相乗効果が生まれ、リフレ周辺が活気に満ちた、そうしたエリアとして有効に機能するのではないかとこのように考えております。

このように地域と連携した管理運営を行うことや、地域に愛される施設とし再生でき、周辺一帯、リフレゾーンはまさしく観光振興ビジョンに位置づける与謝野町、文学といやし、もてなしエリアとして大いに期待できるのではないかとこのように考えているところでございます。今田議員におかれましても、地元議員として今後ともご指導、ご鞭撻をいただきますよう、お願いを申し上げ、1点目のご答弁とさせていただきます。

次に、2番目の町の木、ツバキについてのご質問の1点目、全国椿サミットについて、合併当初にも伺いましたが、次の4年間で開催できるような計画づくりを進めていただきたいとこのご質問でございますが、合併時にご質問を受けておりますが、その時点では4年先まで開催地が決まっておらず、それまでは立候補はできないことを申し上げております。ことしは福岡県久留米市での開催となっております。次年度以降の開催地としましては岩手県大船渡市、山口県萩市、沖縄県沖縄市となっております。議員、ご承知のとおり、町の木の応募では、町民の多くの方がツバキを上げられました。これは町民の方々の共通のイメージとして滝の千年ツバキをイメージされ、町の宝物である誇りに思われた結果と認識をいたしており、町といたしまして、与謝野町のシンボルとして大切に守っていかなければならないものというふうに考えております。

さて、全国の椿サミットを、次の4年間で与謝野町で開催する計画づくりとの議員の強い思いは、私といたしましても、ぜひ受けとめたいところでございますが、積極的な答弁は差し控えさせていただきますというふうに思います。開催に向けて、地元、京都千年ツバキの里支部の皆様と十分議論をしていくことはやぶさかではございませんので、所管課には調整を行うよう指示をしたいというふうに思います。ただ、気になりますのは、先催市町を見ますと、大きなツバキ公園を整備されたり、ツバキが市、町の基幹的な産業を担っているなど、かなりグレードの高い市、町での開催が多く、さらには開催地としての受け皿も十分整った段階で手を挙げられているように思います。千年ツバキは、全国的にも引けをとらないすばらしい花木ですが、開催地として手を挙げるには、ツバキ公園の整備や町全体でのツバキのイメージアップ、さらに気運の醸成も必要と考えており、関係の皆様と今後、調整を図っていきたいというふうに思っております。

次に、2点目、千年ツバキエリアの管理が、所管が複数の課にわたっている、一体的な管理体制の構築をとのご質問でございますが、議員、ご指摘のとおり千年ツバキ本体は、京都府の指定文化財であり、教育委員会が所管しております。また、滝の千年ツバキ公園の管理は商工観光課でございまして、公園の入り口にありますちんざんと、ツバキの育苗ハウスは農林課所管、そして、加悦椿文化資料館は教育委員会所管で、ちんざん、椿文化資料館は指定管理施設として有限会社アトム村が管理を行っている、そういった状況となっております。確かに千年ツバキエリアの各施設を複数の課が所管しており、関係者の皆様には、どこの課と調整したらよいのかということで、大変ご迷惑をおかけしております。合併4年が過ぎ、今後、所管のあり方につきましても、検討しなければならぬというふうには思っておりますが、現時点では関係課が連携を十分に図り、地元の方々との調整が円滑に行える体制を整えるよう指示したいというふうに思います。

以上で、今田議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 今田議員。

- 1 3 番（今田博文） ただいま2点、ご質問を申し上げたわけですが、リフレーションの関係と、それらにツバキの関係で質問させていただきました。町長の答弁をいただいたのですが、リフレーション、この町の観光の原点といいますか、一丁目1番地と言っても言い過ぎではないほど、いろいろな施設が集積をした、活用の仕方によっては、すばらしい地域になるのではないかなというふうに思っております。近年の旅のスタイルというのは、非常に変わってきてまして、今までは大きな観光バスで物見遊山でどかかと来ると、そして、みんなでワイワイワイ騒ぎながらいろいろな観光を回って、夜はどんちゃん騒ぎをして帰ると、これが今までのスタイルだったわけですが、最近では個人を中心にして、もっと細かい単位で自分の行きたいところ、細かいところへ行く、そして、地域の人と触れ合う、そして、その地域をもっとよく知る、そういう、いわゆる体験型の観光、こういう観光スタイルに大きく変化をしてきているというふうに思っております。そういった意味では、いろいろな施設が、あそこの地域に点在をしている。まさしく今の観光スタイルに合ったエリアゾーン、リフレーションになるのではないかなというふうにごさえ、私は思っております。そのためには、質問の中でも申し上げましたようにリフレの再開、あそこが閉まって、人っ子一人いないというふうな状況では、あそこに人が来ていただけません。まず、あそこを再開する、開業するということが、今あの地域で一番求められていることになるのではないかなというふうに思っております。一昨日からリフレの件でいろいろと、ほかの議員さんか

らも質問がありました。町長にも、ここで答弁をしていただいて、私も聞かせていただいたんですけども、運営方針が決まっていないとか、今後、調査研究していくとか、そういうような答弁が多かったように思います。

答弁を聞いていまして、再開をされる意思は何かあるのかなというふうな思いで聞いたんですけども、それを力強く前進させると、必ずあそこを再開させていくんだというふうな強いメッセージ、町長の熱い思いというのは、少なくとも私には伝わってきませんでした。答弁の中で、本当に、あの施設が必要なかどうか、できるだけ早く示していきたいと、こういう答弁があったんですけども、もう一つ、私、気になった答弁があったんですね、専門家の意見を聞いて判断もしていきたいと、こういう答弁があったんですが、専門家の意見、確かにいいですよ。耳ざわりはいいですけども、専門家の意見を再開するか否か、営業していくかどうかについて、専門家の意見を聞かれるのか、あるいは、あの施設は1年半ほど休止をして、風呂がどれだけ使えるのか、あるいはレストランや厨房がどうなっているのか、そこをリニューアルするには、どれぐらいの費用や時間がかかるのか、そういった部分を専門家にゆだねられるのか、そこがわかりません。町長は、どういった思いで専門家にゆだねていきたいというふうな発言をされたのか、お聞かせをいただきたいというふうに思っております。

それから、今の答弁ですけども、地元との連携、このことを町長おっしゃいました。できるなら地域の人の協力を得て、地元の方と一緒にあったような営業といいますか、そういう運営が望ましいのではないかとということもおっしゃったわけですけども、今、命の里の事業というのが、与謝野町では滝、金屋だけなんです。滝、金屋連合、予算もつけていただいて、私も、いわゆるメンバーの1人に加えていただいて、事業推進と一緒に、地域の皆さんと一緒にいらっしゃるわけですけども、ご存じのように農業施策、いろいろな施策が今、入っています。中山間事業が入っています。それから、地域、水、環境、入っています。その上に命の里という事業に、私たちの地域は取り組んでいます。その事業ごとに組織を立ち上げ、役員をつくり、会計をつくり、事業推進を図っています。しかし、そんなことをしておいても、同じ地域のエリア、メンバーも、そう変わらない、そんなことが必要なのかという議論があるんですね。我々の地域であるんです。そういうことを踏まえたときに、もう三つの事業と一緒にたらどうだ、そして今、金屋に口滝、それから、奥滝と、中山間にしても三つあります。農地、水にしても二つあります。命の里は地域連合ですから一つです。いろいろな事業がある中に、また、細かく体制があります。それを、できたら一つにまとめて事業推進していったらどうだという話が、今、持ち上がっているんです。その一つに、いわゆるリフレを中心にして、あの地域の一体の施策展開、農業事業の推進をしていったらどうだという話の中で、町長のところに行かれたのか、課長のところに行かれたのかかわかりませんが、地元の地域連合の方が行かれて、いわゆる町長の答弁では橋渡しをしてほしいとか、よさのうみ福祉会との橋渡しをしてほしいとかいうふうな答弁があったんですけども、私はそうは認識をしておりません。よさのうみ福祉会の考え方を聞きたいと、それは今、申し上げましたように農業施策を展開していく上で、例えばよさのうみ福祉会さんが営業をされるのなら、リフレをですよ。そういう今、言った地域の組織や協力、そういったことが一緒になってお世話になれるのか、これが私は原点だというふうに思っているんですね。町長はどういうふうにお聞きになったのかかわかりませんが、私の、少なくとも聞いている範囲は



そうです。じかに私は、その役場に行って、農林課に行って、町長のところかわかりませんが、お話をしていませんので、どういうニュアンスで発言をされたかわかりませんが、もとはそうです。そういう話の中で指定管理者をやりたいと言って、一度、手を挙げられたよさのうみ福祉会の考えも聞いてみたいと、こういうことで行かれたんだろうというふうに思っていますので、町長の言われた、橋渡しをしたいとか、今後、一緒に営業をしたいとか、それはもう少し先の話です。今はそんな段階ではないというふうに思っていますので、そこはもう一度、どのようにお聞きになったのか、正確に教えていただきたいというふうに思っております。

それから、サミットの関係ですけれども、ほかの町でいろいろと椿サミットが開催されています。今回で20回ということで、九州の久留米大会があるんですけれども、町長、ほかの町や市と比べて、この町は少し貧弱だというお話があったんですけれども、実際そうかもわかりません。しかし、それはサミットをやるんだと、目的や目標を持って一つずつ積み上げていくものだと私は思うんですね。それができてから、公園が整備されてから、ほかの町や自治体と変わらないような規模になるまで待っておったのでは、いつになるかわかりません。サミットを開催することによって、いわゆるツバキに対する関心、意識も上がり、そこからまた、グレードアップをしていくものだと私は思っています。

ですから、何年先には開催をしていくんだというふうな、私は目標を、ぜひ持っていただきたいなというふうに思っています。そういった意味で、次の4年間で何とか、そういう目標を設定していったらいいと思います。一つ一つ積み上げていっていただけたらありがたいかなというふうな思いで、発言をさせていただきました。

それから、管理体制ですけれども、いろいろな施設があり、樹木もあるわけですが、それぞれ管理の所管が違います。しかし、私たちの地域はつばき保存会という母体があり、そこですべてを賄い、公園の管理から、あるいはつばきまつりの運営やら、いろいろとやっています。椿資料館は、あっちへ行かんなん。あるいは公園はこうだとか、ツバキの木はこうだとか、そういう煩わしさもありますし、どうしても商工課長のところに行く場合が多いわけですが、そこで聞いても自分の所管でないこともあり、はっきりとものが言えないということもあります。そういった部分を考えますと、ぜひあそこは一体管理をしていただけて、スムーズな管理体制といますか、行政との意思の疎通が図れるというふうな体制に、ぜひしていただきたいと思えます。以上、よろしくお願ひします。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 1点目のリフレのかやの里につきまして、活用の仕方によっては、非常に有効な場所であると、おっしゃるとおり我々も、そういう思いで観光振興ビジョンの中にも、そういう位置づけをさせていただいて、何とか、あそこの中心施設であるリフレを再開させたいというふうに思っておりますし、昨日も答えましたように、平成23年には全国の国民文化祭が開催されますので、それまでには何とか形としても再開がしていきたいというふうに思っております。それにはかわりはないわけです。その中で、予算の計上の中で、そうしたものを上げていると申し上げましたのは、お風呂を再開するにも、しないにも、一体、今の状況はどうなのかということ調査といますか、見るだけではなしに、実際にやはり、どこまでどうなっているのかということがわからないと、その後の展開の中で、そこが、いろいろとご意見が出ていますように、そ

こが大きなポイントになるわけですから、それを改修するにしても、そうならどれぐらいの予算がかかるものなのか、また、そうじゃない方法もあるのか、ご提案いただいたことなども、やはり財政的にも生きるものなのかどうか、一定の、そういう調査をしませんと、やりますということが申し上げられないということもあるので、できるだけ早い時期に、今、予算が何もございませんから、そういう意味で調査費なり研究費をつけて、その辺を見きわめるために専門家をお願いがしたいというのは、電気屋さんになるのか、建設をされる、そういうところになるのか、そういうものに対しての、これ予算づけでございます。ですから、年度が明けまして、22年度になりましたら、当然のこととして、これを今後どうするのかというのは、論議をしていかなければならないというふうに思っております。再開するにしても、いろいろな方法が、前回からも出ておりますように、あろうかと思いますので、それらを判断する材料としても調査が行いたいということでございます。

それから、地元との話し合いでございますけれども、糸井議員さんのご質問にもお答えいたしましたけれども、せんだっての6月に指定管理者として提案しました社会福祉法人よさのうみ福祉会が管理運営を担ってもらえるなら、地元としても、できる限り運営協力をしていきたいので、ぜひ、町と、町が中に入って調整を図ってくれないかという、そういうご提案でございました。ですから、それを受けまして、町も2月4日でしたか、まだ、やっと、そのテーブルについて、それぞれの福祉会からの思いだとかを聞いていただく場を町が中に入って設けさせていただいたということで、それから、どうなるこうなるという、まだ、そこまでは至っておりません。まずは、そういうお話があるということをお互いに知っていただくという、まだ、そういう段階でございます。ですから、それらに、町としては、そうした地元の、そういうお話もございましたので、やはり地元が参画していただく材料を提供するという協力の仕方なのか、どうかわかりませんが、ぜひそうした地域の方にも気をもんでいただける、愛される、そういう施設として、ぜひ運営をしていくことが大事だという思いで、そういうご提案に対して町が場を設けさせていただいたということでございます。

それから、最近の観光という中で、まさしくおっしゃるとおり体験型の、そうした観光が非常に多くなっています。前にも、ここで話したかと思いますが、議会で、こちらへ来てまして昼休み、外へお弁当を買いにいこうと思ったら、この横のサイクリングロードを小さなリュックを担いだ、帽子をかぶって、てけてけと歩いて来られる、そういう集団がありました。それは朝、京都の三条京阪を出て、道の駅まで来て、道の駅にバスを置いて、そこから歩いて、この庁舎を横切った旧加悦鉄の駅、観光協会のところを見て、そして、ちりめん街道へ行き、そこからちりめん街道を見た後、また、道の駅まで歩いて行かれる、そういう目的地まで行って、そこから見て回ると、その格好を見ていますと、今までの普通のパンプスを履いて、ちゃんとしたという、そういう旅行ではなしに、今、言いましたように帽子をかぶって、リュックをかついで、靴もスニーカーみたいなのを履いた、私ら世代から少し上、要するに団塊の世代の方々だと思いますけれども、そこで江山文庫等へ行って、学習型といいますか、行って何かを学んで帰るといふ、そういう見て帰るじゃなしに、見たものを自分のものとして学習して帰るといふような、そういう形の観光がふえているというふうに思います。ですから、それも過去、昨年9回あたりでしたか、ちょっと私も数字は覚えていませんけれども、そういうものがやはりふえてきているとい

うことは確実だと思います。ですから、このリフレかやの里、こういうリフレーションと、今、言います本来はちりめん街道なんかも一体化した中で、やはりこの与謝野町の観光というものを考える必要があるのではないかなというふうに思っています。だから、点を線で結んで面にしていく、そういう今後は企画といいますか、そういうものを練り上げる必要があると、それには大勢の町民の方や関係される方たちを、やはりそこで1回、それぞれの思いをまとめた、そういう協議会のようなものが必要ではないかなと思っています。一つ一つを単独で考えていくことも大事ですけれども、それをやはり持ち合わせて、全体でどうしようということを観光協会あたりが中心になって考えていただくことが、今後、必要ではないかなと思いますので、それらのことも考えますと、そんなにゆっくりしていただけないのではないかなというふうに思いますし、できるだけ、そうしたことが実現できますように、大事な、そういう観光資源を生かしたまちづくりがしていきたいというふうに思っております。

それから、椿サミットにつきましては、これは何も、その施設が貧弱だからどうこうということじゃなしに、我々の努力も足りないのですけれども、やはり町の木としての認知はいただいているんですけれども、それが町全体としての一定の盛り上がりといいますか、いうところに、ちょっとまだ、欠けているところがあると思います。町の木であるツバキの苗をお分けしますと言っても、まだ、なかなかそこまで町民の方が大勢ということにはなっておりませんので、そうしたこともやりつつ、やはりそういう気運を盛り上げていくということが大事ではないかなというふうに思っております。そうしたことも含めて今後に向けては、やはり手を挙げていくということの一つの方法かというふうに思います。

それと椿サミットは、さっきおっしゃいました行政だけの、そういう協議会、同じときにあるわけですね、行政の、私たちも行かせていただいていますけれども、そういうツバキを町の花木としている町の協議会がございます。それと地元の京都の千年ツバキの里支部としての、民間の方たちの、そういう組織があって、それを両方が一緒に椿サミットをやるという格好になっていますので、皆さん方の思いと我々行政側の思いと、やはり一緒に協議した中で手を挙げていくということが大事だと思いますし、そのサミットのところで、やはり町としてどうなんだという姿勢をはっきり打ち出す必要もあろうかと思ったり、それらについては今後の課題として、4年先までは決まっておりますので、この4年間の間にできる、そういう調整なり気運を盛り上げるなり、やりながら協議を重ねていきたいというふうに思っております。以上で、答弁といたします。

議長（森本敏軌） 今田議員。

- 1 3 番（今田博文） リフレの再開の関係ですけれども、23年の国民文化祭には必ずオープンするような段取りで今後、進めたいということですね、それは間違いないですね。それに向けて22年度、今回は骨格予算ですけれども、6月になるのか、その辺のあたりで、ある一定の予算づけもする方向で、選挙がありますので、町長に伺っても6月の予算のことはあれですけれども、もしなられたら、町長がなられたら、そういう思いは持っておられるというふうに理解をしたらよろしいですか、はい、わかりました。

今まで6月に提案がありました、よさのうみ福祉会、9月でしたかね。昨年です。それから二、三、動きがあったんですね。今、もう再開されるということを知ったので、あまり過去のこと

は触れずにおこうかなと思ったんですが、選挙もありますので、ちょっとお伺いしておきたいんですけども、12月21日に、各種団体、いわゆる観光協会でありますとか、それから、婦人会でありますとか、農業団体でありますとか、いろいろな与謝野町の中に団体があるわけですけども、そういう団体の、いわゆる代表の方を集められて、町長が、リフレことはどうですかという問いかけをされたというふうに聞いたんですね。その会議も一度しかされていないと、そのときだけの意見を町長は踏まえて発言されているんですね。風呂にこだわらずに再開すべきだと、こういう意見が多かったと、そこのメンバーではということ、町長、答弁されたんですけども、その方たちも、このリフレのことにあまりかかわっておられない方が多いわけですね。そういった方に、はい、集まってください、リフレをどうしましょう。はいはい、こうですと、そういう判を押したような会議で、それが町長がおっしゃる、これが町民の意見だと、町民に聞いたからこうなんだと、おっしゃるのはいかがなものかと、私は思っています。

それから、それ以後、我々10人で勉強会を立ち上げてまして、風呂はぜひとも要ると、あの施設には風呂がなければ人が来ないんだと、それが否決の最大の理由でもあったわけですけども、風呂を再開するには、どうしたらいいんだろうというふうな勉強会を立ち上げてまして、一定のまとめができました。そして1月7日に風呂の再開について、町長に提言を申し上げました。そのときも町長は、今が白紙であると、今からスタートするんだというふうなことをおっしゃったように記憶をしています。それから、2月4日、今、私も申し上げました、町長も答弁をいただいたんですけども、滝、金屋連合の方たちが来られて一定の要請と申しますか、要望と申しますか、話し合いをされたら、これが一つのリフレの、きょうまでの動きであります。新年度予算に、少し予算をつけられた。調査費をつけられたということはあるんですけども、これが一連の流れであります。この議会でも、いろいろとリフレのことは質疑の中で出ておりました。この議会というは多くの方がテレビをごらんになっています。私もテレビを見ておられる方からたくさん意見を聞きました。どうも町は再開する気はないぞという声を、私はたくさん聞いたんですね。本当に気がなかったのでしょうか。きょう改めて、きょうと申しますか、今回から、いろいろな質問が、私で3人目です。こうして出たから国民文化祭にあわせて開業をしたいというふうなことをおっしゃっているのか、そこをもう一度お聞きをしたいというふうに思っています。

それから、滝グランドができて、多くの方が滝のグランドゴルフ場を利用されます。その中でも話しておることなんですけれども、グランドゴルフだけではなく、いわゆる風呂とセットにしたり、あるいは食事とセットにしたり、いろいろな形で、あそこへもっとお客を呼び込んだらどうだという話は、それは具体的には何もありませんけれども、寄ったら話が出たり、ワイワイワイワイ言うとの最中ですけども、そういうグランドゴルフとの兼ね合い、風呂との接点というのも今後も、ぜひ私たちも大事にしていきたいというふうに思っています。

時間ありませんので、もう1点だけ、ツバキ協会からジャパンカメラというのが1年に何回か来るんですけども、この中で全国のツバキ展やつばきまつりの、いわゆる予定が載っているんですね、ここに。ずっと載っているんですけども、井口村も載っています。いろいろなことが載っているんですけども、この与謝野町、滝の千年ツバキの予定は、これは全く載っていないんですけども、これもやはり商工課長、ぜひ、どういう形で載せるのかわかりませんが、もっと早く、ツバキ協会の方に申し入れをしていただいて、つばきまつりの予定というのは、もっと早

くわかるわけですから、ここに載せるだけでもかなりの宣伝になるのではないかなと、ツバキ愛好家に、これが渡るわけですから、ぜひそのことも、はい、わかりました。お願いします。

議長（森本敏軌） 今田議員、時間です。

太田町長。

町長（太田貴美） あそこを再開するということにつきまして、再開するにも、いろいろな方法があると思うんです。それについては、まだ、決断しておりません。できるだけ早い時期に再開していきたいという、それは思いはございますけれども、まだ、じゃあどういう形でどうするのだという、いろいろな方に意見を聞きたいという意味で、前回、関係者といえますか、加悦の方たちは、それをずっとしてこられましたから、関係者の方といえますか、地域の方たちは望んでおられると思いますけれども、町全体として考えたときに、皆さんがどういう思いを持っておられるのかが聞きたかったので、いろいろと町にあります団体の方たちのご意見を聞かせていただいたと、だから、それはどういう思いをお持ちなのかということを知らせていただく機会が全くなかったものですから、そういう意味で私個人が、その個人的な立場でご意見を聞かせていただいたということとどまっておりますから、それは一つの判断をする材料ではあるというには思っておりますけれども、そこがそう言われたから、そうするというものではないと、そういうところまでの権限を持った会ではないということとでございます。

それから、グランドゴルフとの兼ね合いということとでございますけれども、これはいろいろ今後、考えられる話だろうというふうに思いますけれども、地元の方に聞きますと、そんなもの、来る人はみんなジュースや、そんなものまで全部持ってくると。地元でも何も潤わへんという、そういう施設がないからなのか、ちょっとその辺はわかりませんが、だから、それは単、一つ一つを見ればおかしなことになりますので、やはりエリア全体を、じゃあどうしていくのか、どういうふうに有機的に使っていくのか、ちりめん街道の方も含めて、これは検討する余地があると思います。

100%これというものでいくこともでしょうけれども、再開をして、それから次から次へと一つ、また、考えていくというのも一つの方法でしょうし、あそこが、あのままにならないように最大限努力をさせていただきたいというふうに思っております。あちらに飛んだり、こちらに飛んだりでございますけれども、それから、今、ツバキの方のご意見もいただきました。確かにおっしゃるとおり、そういうところへ載せていただくというのは大きなPR効果があるというふうに思いますので、今後につきましては、それらにつきましても、きちんと対応をしていくように、今この場でお聞きしましたので、課長の方も、そういうふうに思っていると思いますので、ぜひそういう方向でツバキの里としても与謝野町がPRできるような、そういうお力添えを、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） これで、今田博文議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

10数分過ぎましたけれども、午後1時30分再開します。

（休憩 午後0時13分）

（再開 午後1時30分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

それでは、今期最後の大トリとして井田議員に締めさせていただきます。

9番、井田義之議員の一般質問を許します。

井田議員。

9番（井田義之） それでは、最後の一般質問をやらせていただきます。

与謝野町の議会が始まって、私も毎定例会、16回目の一般質問をやらせていただきます。本日に今会期、任期の最後の一般質問だということで、十分に自覚をしながらやりますので、よろしくお願いをいたします。

今回、私は通告しておりますように、一応、懸案事項の進展はということで、野田川時代からの懸案事項を3件、町道亀山中地線、それから、町道中央線、それから中岡第二分譲宅地の地盤沈下問題という三つ。それから、あと1点は、町内におけるグランドゴルフ場の建設について、この大きく分けて2点の質問をさせていただきたいというふうに思います。

そこで懸案事項の進展状況ですが、ここに書いておりますように、私が語る説明するまでもなく、ほとんど行政の方はわかっていたというふうに思いますが、かいつまんで経過について説明をさせていただければ、なお、町民の方々もわかっていたのかなということでもありますので、かいつまんで説明をさせていただきたいというふうに思います。

このほかに今、3件言っておりますけれども、私がちらっと覚えているというのか、私の頭の中にありますのは、このほかに旧野田川町から引っ張っておりますのが江陽中学校のテニスコートの、今は使っておらないテニスコート用地の問題が、まだ、解決できずに終わっておるんやないかなど。それから、町民グラウンドの土手崩れに対して、立てかえ払いをしておる案件があります。これも今、まだ最終決断は出てないんやないかなどというふうに思っております。そういうのもありますけれども、今回については3点について、質問をさせていただきたいなということでもあります。

そこで町道亀山中地線というのは、きのう、廣野議員が質問をされました、いわゆるプラント、昔のみったの誘致によって、企業進出によって町道を認定したという経過があります。これはプラントも、皆さんご存じのように、もうプラント問題から10年間が経過をしました。そういう中に、今、最終的な結論は出てないようでございますけれども、そういう経過も答弁の中でいただけたらなというふうに思っておりますが、私が今回、特に質問をいたしますのは、町道認定を、ちょうど合併前の17年12月の議会だったというふうに覚えておるんですけども、そこで一番最後の議案として町道認定が提案をされました。延長については700か800メートルぐらいの町道じゃなかったかと思うんですけども、この町道につきましては、ちょっと変わった方法で、プラントが用地については取得をすると、そして、工事については町がするというような提案がなされました。大きな議論がありました。これも過日ありましたように、用地については一部用地買収ができていないという状態の中での提案だったんですけども、行政の方からは用地買収、いわゆる町道にかかる部分については全部、解決をしておるから町道認定がしていただけないかということで、議会といたしましては、町道認定をいたしました。ところが今、プラントの状態も大店法改正により、当初は6ヘクタールから8タールぐらいの用地を店舗と駐車場、その他で使う予定だったのが、この間も出ましたように1万平米以下の店舗にしなければならぬということで、大幅に変更がありまして、この町道についても一応現時点では、もうプラント

はやってくれないでしょうと。そうすると町としてやる。町としてやるのはなぜかと言いますと、従来、私自身も何回か要望をしてきたんですけれども、石川区として亀山から中地に抜く道路があった方がいいと、ぜひともつくっていただきたいということで、前回の答弁の中でも、それについても地区の要望もあるので、よい方向で考えましょうということでございました。それが合併して4年たちましたので、今どういう現状にあって、今後どういう格好で、その分についての対処をされようとされておるのか、これを質問をしておるわけでございます。

それから、次に町道中央線でございますけれども、これも以前、私ちらっと質問をさせていただきましたので、ご記憶をいただいております方もあろうと思っておりますけれども、中央線につきましては、中央線というのは、いわゆる今の商工会といいますか、わーくばるの前から水戸谷方面に抜く道路、今は、その道路が途中までで止まっておりますので、いわゆる交通の取り締まりのよい場所だということで、あそこで罰金のお世話になった方もかなり多くおいでるだろうと思うんですけれども、その場所です。それも当初は、いわゆる上山田の地区の方々から四辻から、亀山に抜くという道路ですので、上山田の方々から要望が出まして、これは区長、婦人会、もうすべての団体から出て、町道認定を、町道として進めるということで昭和63年ごろに、今からちょうど20年ほど前になるわけですけれども、そのときに工事を進めるという京都府の許可もとって進められかけました。そして、平成元年には工事の着手ができました。ところが、その後、今度は逆に上山田の方々から、これは理解できないと、この道路は困るということで中止の請願が出ました。ところが四辻の方々は、既にもう用地買収も協力をされ、道路も進んでおるということで、ぜひとも、この道路は続けてほしいという要望が出て、その要望については、当時、四辻というか、市場地区からは、赤松議員も紹介になられ、それから当時の議長さんは太田町長が太田議長さんとしてやっておられました。そして、それは町議会で承認をして、そして、一応、当時の町長に要望も伝えたという経過があるわけですが、現状の中では止まったまま、先ほど言いましたほかのことでは利用されておるけれども、道路としての進展がないと、これも金額的には9,600万円ほどの工事金をかけておられて、そのうち5,000万円ほどは府の補助をもらっておるというのが、その道路の現状であります。これも、今後どうされるのか、どういう格好でいかれるのか、この4年間、合併後4年間、どういう協議をなされて、どういう進展があったのかをお尋ねさせていただくということであります。

それから、あと次に、中岡団地というのも上げております。これにつきましては中岡第二分譲宅地として22区画の分譲宅地を町が造成をいたしました。そして、今、何戸入っておられるのか、ちょっと私もあれですけれども、ほとんどの方が今、入っておられます。ところが、その地盤が工事中にも地盤沈下を起し、そして、分譲の当時にはブロックあたり30センチほどかさ上げをした中で分譲宅地として売却をされました。そして、3年以内に家を建てという町の規則に従って、家を建てられましたけれども、ひどいところは60センチ、道路においても20センチから30センチの沈没があって、町長も足を運んでいただいたり、また、役場の方、地元にも足を運んでいただいたわけですけれども、いまだに地元の方々からの苦情、不平、不満、町に対する不信、これについては、まだ、滞っておるというのが現状です。このままほっておいていいのかどう、その点についても大変疑問でありますので、合併してから、この4年間、合併するまでに町長の方から合併をしても、この問題については継続的に交渉の場所を設け、交渉に応じる

という言葉も出ておったようでございますので、その点について、どういう交渉がなされ、どういう解決方法を模索されておられるのか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

それから、次に大きい2番目でありますけれども、先ほど言いましたように、グランドゴルフ場を今、グランドゴルフ人口が、私も何人おいでなのか、この間も教育長にグランドゴルフ人口、何人ぐらいあるのでしょうか、わかりませんというようなあれでした。多分、2,000人から3,000人ぐらいのグランドゴルフ人口があるんじゃないかなというふうに思います。

前から、岩滝の方々からもシーサイドパークの芝の部分でグランドゴルフ場にできんかとか、いろいろ要望があり、また、岩滝のグランドゴルフの方々も、あそこに土を入れたり、いろいろな動作をなされましたけれども、結果としては芝が長い芝であって、水たまりもありますし、グランドゴルフ場としては、なかなか使いにくいと、町の方は使っていただいたら結構やということだったんですが、使いにくかったという状態です。そういう中で、私も何回か質問をさせていただく中で、都市機能用地が9.2ヘクタールあると、9.0か9.2ヘクタールか、あそこだったら4面ぐらいはとれるだろうということで、あそこも候補地として今後、検討していてもいいんじゃないかなというような言葉をいただきました。ぜひとも、そのことについてお願いしたいという要望もさせていただいたんですけれども、それが、その後どのような検討がなされ、また、本日、今後、どのような方向でいかれるのか、といいますのは、今の湾岸道路も来年ですか、23年3月じゅうですか、開通するんじゃないかなというような話も伺っておりますし、シーサイドパークも、ほとんど完成に近づいて、30億円か35億円かけた工事も、そこそこ終わりに近づきかけておると、そうすると、あと都市機能用地の活用というのが大きな要点になってくるだろうというふうに思っておりますので、そのことをあわせて一応、今回の質問につきましては、グランドゴルフ場の今後の計画と見通しという題目で上げておりますけれども、その点についての質問をさせていただいて、私の第1回目の質問とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 井田議員、ご質問の1番目、懸案事項の進展はについてでございますが、まず、旧野田川からの懸案事項3件、4年間の成果と今後の対応なり、計画はの中の1点目、町道亀山中地線についてお答えいたします。

この路線はプラントの出店に伴い予想される渋滞を緩和するために必要であるということで認定した路線でございます。当初はプラントが道路用地を確保し、道路法24条による道路整備を実施する予定でしたが、理解を得ることができなかった地権者もあり、道路整備を断念したところでございます。その後、現在では大規模小売店舗立地法が改正されまして、プラントが、当初計画されていた面積の店舗は建てることができなくなり、規模を縮小して出店すべく計画変更の手続を進めている段階と聞いており、町といたしましても、なるべく早く変更計画をお示しいただきたいと要請している状況でございます。路線はプラントの出店とは別に、地域から強い要望がありますが、町といたしましては、プラントの変更計画を確認する必要があると考えております。与謝野町となり、旧町から引き継いできた道路事業も、持続型のまちづくりを目指す中では、土地利用状況等を十分検討した上で、一定見直しも必要ではないかというふうに考えているとこ



ろでございます。

次に、2点目の町道中央線についてでございますが、町道中央線は四辻の野田川わくばる前の府道野田川大宮線から、江陽中学校手前の府道宮津養父線を結ぶ新設町道として昭和63年に国の補助事業として採択となり、わくばる側から事業に着手をしましてまいりました。わくばる側は用地買収及び築造工事が完了しておりますが、上山田側におきまして数名の地権者のご理解を得ることができず、平成4年から事業休止状態となり、現在に至っております。この間、上山田区とも協議を重ねてまいりましたし、時間も相当経過する中で、関係者の考えにも変化があるかもしれないという思いから、上山田区長さんに確認をしていただくなど、大変ご苦勞をおかけしているところですが、どうしても地権者の理解を得ることができなかつたという経過で、大きな進展には至らなかつたという状況でございます。

道路事業は、昔から用地取得ができれば、その7割が完成したと言われておりますが、当路線については、道路用地にご協力をいただいた方もあるわけございまして、引き続き状況を見守っていきたくと考えております。

次に、3点目の中岡第二分譲地の地盤沈下についてお答えいたします。この分譲地は平成7年に造成を行い、平成8年に22区画を分譲しましたところ、そのうちの盛り土計画の8区画において圧密沈下を起こし、地盤沈下が発生したものでございます。平成12年から地盤沈下による家屋被害の保証要望について協議を重ねてまいりましたが、合意には至っておりません。当時の土地売買契約書には売買土地の損傷は購入者の負担により補修するという条項がありますことから、町といたしましては、法的責任はないものというふうに考えておまして、このことにより購入者との合意が得られないわけでございます。しかしながら、多額の借入れを起こし、土地を購入され、家を建てられた後、このような状況になったことに対し、道義的な責任という意味で、見舞金も検討いたしました。関係者の皆様との思いの開きが大きいのが実情でございます。

当時、町の顧問弁護士とも相談いたしました。安易な公金の支出は公正かどうかの問題が残るとの指摘もございました。内部でも検討いたしました。もうこれ以上の解決策はないというふうに判断しておまして、損害賠償の請求であれば第三者に判断していただくしかないというふうに思っているところでございます。

次に、グランドゴルフ場の建設についてお答えいたします。昨日の廣野議員の一般質問でも触れましたが、現在、阿蘇シーサイドパークの都市公園部分は、阿蘇シーサイドパーク設計審査委員会に諮りながら事業を進めているところでございます。今後の予定といたしましては、公園部分は平成24年度末に完成したいというふうに考えております。ご質問の阿蘇シーサイドパーク隣接地、土地機能用地活用のグランドゴルフ場の今後の計画と見通しはということでございますが、都市計画道路岩滝海岸線が部分的に供用開始となり阿蘇シーサイドパークの完成予定が見えてくる中で、いつまでも先に延ばすことはできない課題であるというふうに考えております。この部分の利用計画につきましても、引き続き設計審査委員会でお世話になり、計画を立てていただくわけでございますが、過去にも議員からご要望を聞いておりますし、地元のグランドゴルフ協会からも、同様の要望を伺っておりますので、できるだけ早い時期に設計審査委員会で検討していただき、一定の方向性を見出していきたくというふうに思います。したがって、いつからということとは申し上げられませんが、方向性が決まれば概算事業費を算出することができるた

め、時期なども、もう少し明確にしていくことも可能であるというふうに思います。

以上、井田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 暫時休憩します。

（休憩 午後1時53分）

（再開 午後1時54分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

太田町長。

町 長（太田貴美） 1回目のご質問の中に町道亀山の中地線ですけれども、これは24条申請ということは、自分たちが土地を確保し、工事自分たちがするというので、町がするという意味ではないので、その辺ちょっと違いますので、お願いがしたいというふうに思いますのと。

それから、もう1点、中岡の件ですけれども、今後も交渉に応じると言いましたのは、先ほど言いました見舞金についてどうかということについての返事をお聞きするという意味で、今後も、この件について交渉していくという意味ではないので、ちょっとその辺の違いが、とり違いがあるのではないかとこのように思います。いずれにしましても、地元の方たちは納得しておられないということは、これは事実だということに思いますので、その点で協議が整ったという状況ではないということだけお伝えをさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 答弁をいただいたわけですけれども、前回の、私が質問をいたしました20年3月の答弁を今ちょっと読ませていただきたいというふうに思います。プラントの道路の件につきましては、この道路線につきましては、プラントの進出とは別に、地域からの強い要望でもあり、未供用路線ではありますが、整備計画については今後も周辺の土地利用計画の検討の際、近隣の面整備も含め、整備の必要があると考えておりますという答弁なんです。その後、どう調整されたのでしょうか。中央線につきましては、地権者の理解を得ることができなかったという経過で、大きな進展はないということでございます。合併をし、与謝野町総合計画も策定され、新しいまちづくりの視点から町道路線の整備につきましても教育施設、公共施設の統廃合や行財政改革の論議の中で、見直しも含め十分な論議が必要と考えております。この論議はどのようなことになったのでしょうか。前回の答弁と今回の答弁とが、あまり私は進んでないように思います。2年間、何もなかったというふうに、私にはとれるので、その進展をお尋ねいたします。

中岡の件につきましても、顧問弁護士とも相談したところ、安易な和解は公金の支出が公正かどうかの問題が残るとのご指摘もいただき、見舞金については新町になっても履行できるよう努力してみますが、損害賠償の請求であれば、第三者に判断をしてもらうしかないというのが、前回の答弁です。全く一緒の答弁が、私は今なされた。だから、4年間に何をされたのかという裏には、この答弁をいただいた後、2年間に何をされたのかという質問をさせていただいておりますことをしっかりと踏まえて答弁がいただきたいというふうに思います。

ここで1点、中岡第二分譲宅地沈下にかかる説明会、それに対する建設課がつくられた議事録を読ませていただきます。前回から何カ月経過したか、これは町民の方ですね、職員が、1年4カ月ほどたっている。かさ上げた経過がわからないので、当時の担当者の話を聞きたいと、書類はあるはずだから出してくれ。前回、持参したとおりで、経過がわかる書類や写真はないと、

変更に伴う書類がないはずがない。検査が通るはずがない。私が担当した、完成前に高さをはからせていただいたところ、不足があったのでかさ上げを指示した。これは工事中のことですね。写真があるはずなので見せてほしいと、ありません。ないなら、今まで出席していたのに、なぜ言わなかったと、高さが不足していたので手直しを指示したが、写真を提出させていなかった。道路はなぜ下がっているのか、私が建てたときには、既に下がっていた、写真がないのに検査を通して、現課長はどうお思いになりますか。これは課長が交代しているので、現課長に聞かれたわけですね。長さや幅があったので通したんだと思うと。高さは関係なし。地盤沈下の現場を高さは関係なしに、答えておるのは長さや幅があったので通したんだと思うと、また、ちょっと飛ばしますけれども、中にはこんなものもあります。

なぜ下がったか、30センチ不足した意味を安易に考えていたのではないか、30センチ不足というのは、途中に、工事中に30センチ下がったんです。当時の課長や町会議員も連れてきてくれと、現状を見てほしいというのが出ておりますね。それから、先ほど町長が言われた、契約書を盾にとり、沈下は自分の責任と言っておるのに、ほかのところでは、そういう交渉をしておる経過もあるやないかと。担当者、わかりませんでした。

それから、町長も、こういう答弁もされております。5年以上経過しており、きょう言ったことは今までから話している、今後、どう考えるんだという質問に対して、町長は修繕という話も含め、できる範囲内でいろいろと考えたが、議会に理解を求めるための根拠がない数字で、出すのはだめと指摘された。新町になっても同じような条件になると思うので、同じような結果しか出せないと思う。お見舞金という形で10万円で済ませてほしいというのが、町長の答弁の中にありますね。向こうの方は結局10万円という話か、ポーチも直らないのではないかと、家が傾いたのはどうしてくれるんだと。裁判をしろということかという質問に対して、町長は、そういうことは望んでいないと。

それから、一番沈んだ方が、こういうことを言っておられます。個人的でもいいので、家を見に来てもらいたい。見に行っていないですね、家を。サッシが閉まらなくなっている。本当にひどい状況である。みんな悩んでいる。会合を開催してからでも沈みが転化している。沈みが進んでいると、割れ目から水が入り、家を見てもらえれば、私の気持ちが少しは理解してもらえるのではないかと、その会合の席で言っておられます。

くいを入れた方があると言われました。私は積水ハウスだが、240万円かけてくいを打った。それを折半でみてもらえないかと、行政を信用して私は土地を買ったと。だけど、ほかのくいを打っていない方々は、これは議事録には載っておりませんが、屋敷を買い、家を建てるために全財産を投げ打って借金をして家を建てましたと。町に分譲宅地を信用して買ったものにくいを打たなければならぬ、工事中に地盤沈下が起きた。そんなことは説明会の中に一つも聞いておりませんというのが、今でも血の出るような住民の方々の話しですね。とりあえず、その地盤沈下の一番ひどい方、もう今これ別居されました。家が原因か何かわかりません。60センチ地盤沈下した方です。地盤沈下が60センチ、全部がしたらいいんですけども、一部は20センチ、一部は60センチ、こういう状態です。そういう状態の中で、見舞金10万円だとか、道義的な責任だから、向こうから話がなければ、うちはかかりませんということが妥当かどうか、そして、町長は最終的には、責任を、第三者に判断してもらおうしかないと言われた。彼らは、も

うすべての財産を投げ出して、自分の家屋、土地を家屋調査士の方に判定しもろたらゼロに近い査定ですよと言われたと、これ以上、どこから借金をするんですかと、第三者にどうして頼むんですかというのが、彼らの涙の出るような話です。

そして、そういう状態の中で、裁判以外に第三者に判断してもらう方法はほかにないのかという質問に対して、町長はないと思う、税については評価委員会があり、検討する余地はあると思うと、技術的に可能かどうか、それが議会に説明できるか、調査して、次回、お答えすると、お答えされたのでしょうか。どういうお答えをされたのか、その点もお伺いしておきたいというふうに思います。

以上で、2回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今まで答えさせていただいたのは、ほとんど旧町の中でのことでした。新町になりまして、先ほども申しあげましたけれども、旧町のときにも言うておりましたように、プラントの件につきましても、これは新町になれば、やはりその中で土地利用等を十分検討してやる必要があるという、旧町のときは野田川だけでよかったんですけども、やはり全体の与謝野町の中での土地利用ということを考え方中で、検討していく必要があるというふうに考えておりますし、今、その中身につきまして、どういう形でしていくのだということで、先般、都市計画の話も出ておりましたけれども、その土地利用計画等々というものも、まだ、ございません。そういう中で、こうして一たん止まっておりますといいますか、町道認定したものであっても、今後の、こういう道路事業そのものも、やはり見直していく必要があるというふうに思っております。

ですから、その中でどうするか、検討したのかということについては、まだ、プラントからの返事もない。都市利用の、そういう計画もない中で進んでいないというふうに今、お答えしたところでございます。

それから、2番目の町道中央線につきましては、なかなか先行きがしないので、町道青田橋線のところにつきましては、子供たちが通学するのに利用できるようにということで、地権者の方の協力を得て、若干道路等を直しての対応をしております。中央線そのものには行っておりませんが、利用できる部分については、そういう解決といいますか、対応をしてきたといういきさつがございます。しかし、新町になってから、このことが、中央線そのものが前へ進んでいるかといいますと、今のところ進んでいないと、先ほど申しあげましたので、既に用地をお世話になっている方もございますので、もう少し引き続き状況を見守っていきたいということでございます。

それから、中岡第二分譲地の地盤沈下に対することで、今、議事録をということでお読みいただいたんですけども、それは行き違いないということ、建設課が住民の方との話の中でメモ書きしたものでございます。言った中で、言った、言わないということもあろうかということで、とったんだと思いますけれども、それで、すべてが述べられているというものでもございません。その中で、先ほど申しあげましたように、議会でも、これは十分論議いただいた話だと思います。当初、町も、それから買われた方たちも、そうしたことが起こるといことが全く予測できなかった。これは隠れたる瑕疵だということで、いろいろとご相談を申しあげた先生方には、そういうふうに言われました。ですから、そのことについて法的な責任というのは、そ

の土地売買契約書に書かれた内容であるので、それから考えると、町としては法的な責任はないということで、それに手をかすということは、今度は町が、要するに、それ以上のことをしたということで、町の方が、今度はまた、問われるということになるというふうなご判断だったと思います。ただ、それだけでは、先ほどおっしゃいましたように、町としては法的な責任はないにしても、道義的責任は感じるもので、それに対して何らかの方策がないものかということで議会とも協議をしたり、論議をしたり、その中で一定の災害に遭われた方と同じような形でのお見舞金を出したらどうかということで、そのことについて地元へ入りました。しかし、地元としては、もう前段のやはり保証をどうするんだという話でございましたので、もうそこはどこまでいっても見解が違うわけでございます。ですから、その見解が違う中身をきちんとしていただこうということになりますと、第三者の、そうした判断を仰ぐしかないということも申し上げましたし、その見舞金について、こんなもので、たとえ裁判をするにしても、今、全部、先ほどおっしゃったとおり、すべてを投げ出した中で、その裁判するお金すらないというような話もございました。それらもひっくるめまして、町としてはできる最大の対応としては、見舞金を議会の許可を得てといたしますか、それを得た上でお払いするということになるかと思っておりますけれども、それに対して、答えを持っていきまして、そういう、先ほどあった内容でございました。

直接、私が言っては話しておりませんが、固定資産税でしたかね、評価についての、それについては一定の答えは担当課から地元にお伝えしていると思っております。それはできないということをお伝えしているというふうに思っております。

9 番 (井田義之) 評価が税務課の評価と土地家屋調査士の評価とが違い過ぎるんがね。それで固定資産税がいつおるでしょう。

町 長 (太田貴美) ちょっとその辺については、具体的に協議をしたと、内部で協議した記憶がちょっと、あまりないんですけども、それについては、地元へ返していくということを前課長からも聞いておりますので、多分その件については、今は課長はおりませんが、担当していた者が承知しているかどうか、その辺もちょっと私には把握し切れっておりません。しかし、そういう状況で、その時点でも新しい町になったら、これについては、もうなかなか対応できませんと、今の議会の中でお支払いのお見舞金については今の議会の中で整理をさせてほしいということをお願いしたけれども、拒否をされたという状況のまま、今日に至っているということです。ですから、拒否をされたということは、それも受け入れてもらえないというふうに、私自身は判断をし、そんな望むところではございませんが、その第三者の判断を仰ぐということになれば、それは、そういう方法しかないのかなということをおっしゃっているということでございます。

議 長 (森本敏軌) 井田議員。

9 番 (井田義之) プラントの件については、結局、この間から同じような答弁が出てきたりしておる。その前にも結局、プラントの方に早いこと、プラントの結論をくださいということ町の方へ言うておられるわけですね。ところが、なかなか出てこんというような状態のようなので、その状態をいつまで引っ張られるのか、結局農転の問題もあるし、いろいろな問題が絡んできておるね、複合的に。例えば、地元からの要望の道路についても何とかしたいと言われても、その問題が解決しなければできないわけだね。だから、そのプラントのことを早いこと解決をして、そして、道路の問題もあわせて、一たん白紙に戻すなら戻すというようなことをしなければ、町道

を認定したまま何年間も置いておく。中央線は置いとくは、亀山中地線は置いてくわということについても、私はやっぱり問題があると、この辺は、こちらから座して待つのではないし、もっともっと進んで解決に向けてやっていただきたいなというふうに思います。

再度、これもしあれやったら、課長でも結構です、答弁いただけたらありがたいなというふうに思います。

それから、中央線ですけれども、これも一遍けじめをつけたらどうかなというのが、私の思いです。20年間たつて、できない道路を結局、いつまでたつても町道中央線、これは野田川町道中央線という言葉がいいのかどうか分かりませんが、町道中央線ということで認知をして、承認をして、それがいつまでも残っておると、だけど今の話だと、先行きの見通しというのがないわけですね、現時点では。だから、方向転換をすると行って何回も野田川の時もありましたわね。方向転換をしようと、本線を変えようと、だけど、それも全部行き詰まった道路ですね。だから、その辺のところも、もうやはりしっかりと、これも720メートルほどできております。だけどほかのことで活用するとか、もう何かを考えてけじめをつけられたらどうでしょうかという思いであります。これもいつまで、こうして引き継ぎ、引き継ぎ、引き継ぎというか、何年先まで引き継がれるのか、その辺もお尋ねをしておきたいというふうに思います。

それから、中岡の問題ですけれども、予測できなかった、これは私から言わせると逃げ口上です。工事中に30センチも地盤が下がって、ブロックを30センチ継ぎ足して、そして、その売り渡しておるときにも5センチ、10センチと下がっていったわけですね。それは、私に言わせたらですよ、それは見解の相違ということではないでしょう。だけど、それが予測できなかったということは、例えば、そんなことは、それから、結局この中にも書いてありますように、議事録の中にも、自然沈下を待ちたかったけれども、3年間で早く家を建ててくれと言われたから、3年間で家を建てたと、なぜ3年で建てなければならぬかという、町の財政事情があるんですということと言われたというのも、この議事録の中にあります。やはりそういうようなこと。だから、町長として、私が町長に特にお願いしたいのは、この名前を出しますけれども、和田さんという家です。この家だけは見てきてください。これを見られたら、町長の考え方は変わるんやないかなというふうに思います。今田議員が工場を見てこいと言われたら、工場を見に行かれた。とにかく見ていただけたら、弁護士は見に行くな、金は払うな、これは町のことしか考えてものを言いません。町民のことを考えてものは言いません。その辺のところはしっかりと今後、対処をして、私も地元の人言うております。いつまでも、もうおまえらも引っ張っておると、早いこと、話をしてしまえと、ただなら、ただでもいいやないかと。町とけんかするつもりで話してと言うとります。やはりそれぐらいやらなければ、この問題は決着できません。私は、そう思っております。

次に、グランドゴルフ場ですけれども、今、このグランドゴルフ場については一番最初に私が質問をしたときにも、阿蘇シーサイドパークとクアハウスと一字観を連絡をとって、面整備として30何億円をかけて阿蘇シーサイドパークを完成させるんですというの、旧岩滝町のときからの方針ですということで、答弁をいただいた経過があるのではないかなというふうに思います。そこで、私はグランドゴルフ場をすることにおいて、いわゆるそういうクアハウス、近所の宿屋さん、それから一字観、面整備ができて誘客ができるん違うかなと。だから、グランドゴルフの

芝があるところには、ここにあるんですけれども、こんなグランドゴルフもほんまに今、観光産業になっておるんです、グランドゴルフ。それでどんどんと与謝野町からも、こういうところに行かれます。それで大会ができるんです、これ。大会ができるから行かれる。大会があったら一晩泊まられます。そういうグランドゴルフぐらい、今、誘客を、与謝野町の、この中で誘客のできる、観光客を呼べる事業は、私はないと思っております。だから、一日も早いこと、この事業をしていただいて、クアハウスとか、その辺の一体感をしっかりと調整をしながら、何とか今、この冷え込んだというのか、精神的に下向きになっている感情を、年寄りさんは強いです。元気です。医療費も減ります、グランドゴルフをやっていたら。これは、そういう意味では観光を兼ねて医療費も減らして、元気を与えると、最高の事業だと思いますので、その予算的なこととか、いろいろなことわかります。大体わかりますけれども、一日も早く、そういう方向でいていただきたいというふうに思っておりますので、その点についての答弁も、再度求めて、私の質問を終わりたいと、3回目の質問になりますので終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろな見解の相違があるというふうに思っております。井田議員さんは、そのように思われて、町民の立場に立ってということですから、私も、そういう思いです。ですから第三者にきちんと判断をしてもらいたいと、してもらおうのが、解決方法としてないんじゃないかということをおもっております。それぞれが主張して、ここまで協議が整っていないわけでございますので、ただ、そうした中で、一定の、確かに町のことを信用してということもあるかと思っておりますけれども、やはり家を建てようと思うと、先ほどと同じように沈んだところでも、きちんと地盤を調べて、それに対応すべくかさ上げといいますか、きちんとしておられます。そういったことも、施主側の方も、また、施工した者にも果たして本当に落ち度はなかったのかどうかということも、はっきりと申し上げてわかりません。ですから、それらのことも含めて一方的なサイドだけではないに、やはり第三者の目として、していただくのが一番公平なやり方ではないかなというふうには思っております。

それから、中央線の中でも早いことけじめをつけたらどうだということですが、けじめがつけられるものならつけたいと思っております。しかし、既に、土地を購入したところがあり、協力しようという方がございます。ですから、ここから先は要りませんということになりますと、やはりそれなりの覚悟をしていただかん部分もございます。できるものなら、今の、20年たった今、あの道が本当に必要なかどうかというと、また、違った形のものの方がいいのかもわかりません。そういう意味では、けじめがつけたいとは思いますが、ちょっと今、そういう状況の中で、いつまでとはなかなか言えませんが、一定の、まだまだ時間が必要ではないかなというふうに思っています。その間、歴代の上山田区長さんには本当にお世話になりましたし、四辻区長さんにもお世話になりました。地元の思いがだんだんと、そのときから大分冷めておりますのと、今、思いますと、20年前ですと、宮津八鹿線がありましたけれども、そのときには、うちの前から前のお店まで横切ろうと思っても、もう四六時中車が、夏の海水浴時分は車が通っていて、まだ、176号のバイパスも開通していないときでしたから、非常にたくさんの車が通っておりました。今、開通をしました。今はどうかというたら、日曜日の午前中あたり、

だれも人が通っていないかなと思うような、そういう車の通りも少なくなったりしています。20年といたしますと、相当道路事情も変わってきておりますので、果たして、それらについて一定の方向づけをする時期には来ているのではないかなというふうには思っておりますけれども、なかなか前に進んでいないというのが現状でございます。何とかなるように、もう少し知恵を絞るなり、決断をするなりすることが必要かと、再度、肝に銘じておきたいというふうに思います。

それから、シーサイドパークの件ですけれども、都市機能用地の活用につきまして、そのグランドゴルフ、議会の中でもいろいろなご意見が出ておりました。そのグランドゴルフの、あれをつくろうと思いますと3コートといたしますか、三つできるんですかね。三つほどできるということは、大会等はばんばんにできるという形になります。しかし、それもきちんと、大勢のほかにも、もっとこういうことに使いたいという思いの方もありますし、それらも審議会の中で、ご検討をいただいて、一定の方向性を出していきたいと思っております。あまり維持管理に、また、お金のかかるようなことであるなら、それらも、今後のことも含めて考えさせていただきたいと思っております。今は、まだ、ばくつとした形の中でございますので、それらも頭に入れた計画を立てていきたいというふうに思っております。いましばらく、方向性についてはお待ちいただきたいと思います。

9 番 (井田義之) どうもありがとうございました。町民の方々、なお、関係者の方々に大変お世話になって、4年間が無事済んで、一般質問を終わりましたことに感謝を申し上げて終わりにいたします。どうもありがとうございました。

議長 (森本敏軌) これで井田義之議員の一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩します。  
2時45分再開します。

(休憩 午後2時27分)

(再開 午後2時45分)

議長 (森本敏軌) 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、日程第2 意見書案第1号 永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書の提出についてを議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長 (奥野 稔) それでは、議長の命によりまして議案を朗読をさせていただきます。

意見書案第1号 平成22年3月11日 与謝野町議会議長 森本敏軌様

提出者 与謝野町議会議員 小林庸夫

賛成者 与謝野町議会議員 多田正成

賛成者 与謝野町議会議員 上山光正

賛成者 与謝野町議会議員 勢旗 毅

賛成者 与謝野町議会議員 井田義之

永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書 (案)

上記の議案を、別添のとおり与謝野町議会議規則第13条第2項の規定により提出します。

以上です。

議長 (森本敏軌) 提出者より提案説明を求めます。



小林議員。

- 5 番（小林庸夫） それでは永住外国人への地方参政権の付与に反対する意見書（案）ということで、皆様のご審議をお願いしたいと思ひまして、提案させていただきたいと思ひます。

昨年8月に政権交代という大きな政治変動がございまして、自公政権から、ただいまは民主党を中心とした連立政権が誕生して、約8カ月ほどですか、たっております。政権が変わりましたことによって家主が変わったということで、本当に今まで感じられなかったいい面も生じておりますし、また、改めて、これはどうかなというような面もかいま見ることでもできておりますことは、皆様も同じだと思っております。そういった中で、このたびのいろいろな新聞でありますとか、テレビ等の報道によりますと、今国会でこういった地方参政権を付与したいというような法案が上程されるようにお聞きいたしております。私といたしましては、これは確かに経済面におきましても世界的なグローバル化、あるいは人の往来につきましても垣根を取っ払った大きな地球規模の中での社会情勢になっております。そういう中で、本当に何でもすべてオープンであればいいように思ひますけれども、これは日本国の国体にも将来的に関係する、国民主権にかかわる非常に大きな問題だと思っております。非常に目立たない案件だと思ひますけれども、一たん、こういうのが法案として可決された暁には、やはり10年後、20年後、将来的にいろいろと問題も生じる恐れもあるように、私は感じております。今は民主党さんが非常にたくさんの国会議員の数を国民から付託されまして、そこそこ何でもある程度、思い切ったことができる情勢になっておるようでございましてけれども、数の力で決められる前に地方議会の声も国会へ届けたいという思いでおりましたところ、先輩議員から、こういうお誘いを受けまして、あえてこういった、提出者という、席に座らせてもらったようなことでございまして。

それでは、前文、長くなりましたけれども、永住外国人への地方参政権の付与に反対する意見書（案）としまして読ませていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

我が国には永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し、地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば永住外国人に対する地方参政権付与について論議がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法は第15条において「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と規定し、また、第93条第2項におきまして、「地方公共団体の長、その議会の議員、及び法律に定めるそのほかの吏員は、その地方公共団体の住民が直接にこれを選挙する。」と規定しており、さらに同項中の住民の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は「住民とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である。」としていることから、日本国民でない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは憲法上、問題があると言わざるを得ない。また、先進8カ国、G8を見ても、ロシアを除く7カ国は国として永住外国人に地方参政権を付与していない。一方、国籍法は、第4条において「外国人は、帰化によって日本国籍を取得することができる。」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものとする。よって、国におかれては永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月 京都府与謝野町議会、宛先としまして

衆議院議長 横路孝弘様

参議院議長 江田五月様

内閣総理大臣 鳩山由紀夫様

総務大臣 原口一博様

法務大臣 千葉景子様

外務大臣 岡田克也様

でございます。よろしくご審議のほどいただきまして、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
野村議員。

1 番（野村生八） それでは、提出者に質問をいたします。

意見書を読ませていただきまして、地方参政権に反対する理由としては、2点かなというふう  
に受けとめました。一つは憲法上、問題があるということ。もう一つは世界でも少数である  
ということだろうと思います。そこで、その点について質問をさせていただきます。

まず、この地方参政権を求める流れというのが、この間、急速に広がってきているのはご存じ  
だというふうに思います。これほどどこから急速に広がってきたということについて、提出者はご  
存じでしょうか、お聞きします。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 私の知るところでは、韓国人でございますとか、中国人の方でありますとか、そ  
ういった方々から強く要望が出ているように認識いたしております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） そういう方からの要望というのは、もちろんありますし、それは時期的には、も  
うかなり以前からあるわけですね。急速に広がった、その直接の原因は多くの書物を読めば、こ  
こに記載してあります平成7年の判例が出たことによって広がったというふうを書いてあるのが  
ほとんどなんですね。ところが、これを読みますと、この判例では、そういうことは憲法上、違  
反だというふうに読めるんですが、全く今の国民の思いの変化、流れと、ここに書かれているこ  
とが合わないのではないかとこのように思うんです。

例えば、3月10日ですね、本議会に出されています、日本の子供の未来を守る会の方からの  
地方参政権の、この陳情書ですね、この中にも、そのことがいろいろとあるわけですが、  
こういう中でも、すみません。これはもう1点でしたね。ちょっと後でまた、取り上げます。今  
の問題で提出者は、この判例を読まれましたでしょうか。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 私もこの問題が、いわゆる新聞等に出てますことから、やはりこれは大きな問題  
だと思って、私はインターネット等で読ませていただきました。やはり、そういった判例はござ  
いますけれども、私としては、やはり日本国の国民として、やはり憲法云々ももちろんござい  
ますけれども、一つの民族として、やはりこれは守るべきものだということの強い意味で、今回、

私も、こうしてあえて提案者とさせていただいたようなことでございまして、判例の詳しい文面  
でございませつか、そういったことについては真剣理解はいたしておりません。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 強い思いはね、先ほどの提案理由でもお聞かせいただきまして、十分その思いと  
いうのは理解をさせていただきました。ここに意見書（案）として出されるわけですから、この  
文面は非常に、そういう意味では大事だろうと、事実が書かれていることが大事だろうというふ  
うに思いますね。事実に基づいて、やはり意見を述べるのが大事だと思います。この判例があ  
るわけですけれども、この裁判というのは地方自治法で、いわゆる地方参政権を与えていないの  
は憲法違反ではないかという訴えに基づいて最高裁が判断をくださったのが、ここに書かれている  
判例なんですね。その内容は、の訴えは却下されたわけですね。なぜ却下されたかというのは、  
ここに書いてあるとおりで、現在の憲法に基づいて地方自治法で地方参政権を与えていないとい  
うことは、憲法違反ではないと、合憲だという判例が下された。ここに書いてあるとおりなん  
です。ただし、それは合憲だけれども、国会において、それを改正して地方自治法等で地方参政権  
を与える法律をつくることは違憲ではないと、それは国において決めることであって、それを憲  
法は否定していないというのが、この判例なんですね。

これだけ読むと、いかにも住民というのは、憲法でいう国民と同じ意味であるから、永住権  
等々で参政権を与えることは憲法違反という判例が下されたというふうに書かれていますが、こ  
の判例では永住権等、かなりそこに長く滞在するという、そういう特殊な方については国会の判  
断で地方参政権を与える法律に改正することは合憲であるという、そういう判例なんです。この  
判例が出たから国会においても、いろいろな地方においても参政権を与えようという流れが急速  
に広がったんですね。ですから、こここのところは、もし出されるにしても正確に書く必要がある  
のではないかなというふうに思っていますが、この点についてはいかがですか。

議 長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） ただいま野村議員さんの、そういったこととございませつか、内部の個々につつま  
してはですね、いろいろとあるようございませつか、本当に、あの選挙権を付与すべきだと、求  
めるということとありますなれば、ここに書いてございませつかように、帰化によって選挙権を取  
得することができるわけとございませつかので、いわゆる、そういう内部的な細かいことよりも、とに  
かく選挙権を付与するかしないかということの方が大きな問題とございませつかので、それにあ  
えて、ただいまの政権は付与すべきだという一つの流れになっていますだけに、やはりこれはい  
かななものかと、やはり一たんそういうのが、例えば地方だけでもオーケーということになれば、や  
はり5年、10年、20年後に針の穴から大きな大河になるような形で、やはりどこかで歯止めを  
かける意味からすれば、できるまでから、そういうことを想像した上でブレーキを踏むべきだと、  
私は、そう思っております。今、野村議員の申されましたような細かいことにつつましては、私  
はあまり関知しておりませつか。ただ、いわゆるこういう民族に関する大きな問題とありますだけ  
に、やはりこれは軽々しく、はいはい、よろしいなというようなわけにはいかなんじやないか  
と思っております。以上とございませつか。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 思いはわかるんですけれども、この平成7年の最高裁判例に基づいて憲法上、問

題がある等々、あるいは地方参政権の与えることは、問題があるということであれば、その意味での、この判例を引くのであれば、この判例で、そういう地方に参政権与える、こういう措置を講じないからといって、違憲の問題が生じるものではない等々の最高裁が、そういうことをしてもね、違憲ではないということを使ったことを、これはおかしいという、やはり今、言われたような意味で参政権は付与すべきではないという、そういう内容の意見書に、私は、別にそう書いたから賛成するという意味じゃないですよ。そういう内容にすべきであって、この平成7年の判例を引用するのであればですよ、いうことを先ほどから言っているわけです。小林議員の思いを、それぞれ立場は違うわけですから、否定、絶対あってはならないという意味で言っているん違いますよ。その思いを貫くのであれば、この判例はおかしいという意味の書き方にすべきであったのではないかと思うんですが、これはいかがでしょうか。

議 長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 書き方は確かに、私も事務方ではございませんので、いろいろとありますけれども、ただ1点、いわゆる最後の2行ですね、よって、国におかれては地方参政権を、ここに一つの大きな、いうなれば、いわゆる先ほどから申し上げておりますように、この町の議会の皆様方の意見の集約として、やはりこれは一步控えていただきたいという思いを国会の方々にお伝えするというような形でご賛同がいただきたいということでございます。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 思いはしっかりと聞いております。正しいと思って聞いているわけじゃないですけども、もう1点ですね。いわゆる世界で、ロシアを除いて7カ国はやっていないということが書いてあるわけですね、先進国でもね。いかにも、これを読むと世界の中で、こういうことをしていない国がほとんどで、やっている国は少ないということが書いてあるわけですね。先ほど、すみません。間違いまして、この問題でね、例えば、先ほど言いました陳情書ですね、日本の子供の未来を守る会の陳情書に、そのことが書いてあります。先進8カ国を見ましても、ロシアを除いてということを書いてあります。しかし、その後ですね、統合を目指すEU加盟諸国が域内の、ほかの国の国民に参政権を与えるという特殊な例があるだけですと、ここまでちゃんと書いてあるわけですね。この特殊な例はどういうことかと言いますと、8カ国ですから、ロシアと日本を除けば、フランス、ドイツ、イタリア、イギリスですね。これがEUですね、それからアメリカです。この8カ国ですね。だから、このEUというのは、ここに入っているEUというのは8カ国中4カ国です。この4カ国は、全く地方参政権をやっていないのではなくて、やっている国になっているんですね。ただし、やり方が、ここの陳情書に書いてあるように、認められないようなやり方だという見解なんですね、反対される方々の見解は。我々は地方参政権をやっている国と思えるようなやり方でやっていると、いわゆるEUの中の、ほかの国であれば参政権を認めますよということで参政権を認めているんです。アメリカはどうかといいますと、現時点ではメリーゴーランド州タコマ市やカナダも1州で実施がされています。アメリカでも、これをすることが違反という、違法ということには、だからなっていないんですね。このことが、だから違法だという、違反だというふうにして、なっていないのは日本だけなんです。さらに言えばですよ、OECDですね、経済協力開発機構、ここに加盟している加盟国、30カ国ですね、このうちの何らかの形で外国人の参政権を認めているのは26カ国に及ぶんですね。残っているの

は日本とメキシコ、トルコ、ポーランドですね、この4カ国、日本は、もう明確に、先ほどからありますように認めないと、一切認めないと。残っているメキシコ、トルコ、ポーランドもですね、内容が不明という形で報告されておるんですね。こういうふうに世界の中でも外国人の地方での参政権を認めるというのが、ずっと広がってきているわけです。この間でもふえてきおるんですね。韓国でも相互主義ということもとっていないですし、2カ国を含めてOECDの中で、ヨーロッパの中で、しかも加盟しているヨーロッパの中で半数以上が確実に、そういう地方参政権を認めているわけですから、全くここに書かれているのは、いかにも反対のような、今の世界の流れと反対のようなイメージを受けるような文章になっているのではないかと、立場が違うのであれですけれども、少なくとも、この陳情に出されているようなところまで、きちっと書く必要があるのではないかというふうに、私は思うんですが、この点についてはいかがですか。

議 長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） いろいろと外国の例を、ただいまお聞きしたわけですが、アメリカの場合は、もともとアメリカの国土に、アメリカというんですか、人が入り込んだのが約200年ほど前の、それまではインディアンというような方々がお住みになっておったところに、ヨーロッパから人が移り住んだというようなことで、いわゆるイギリスから渡ったということは、よくご存じだと思いますけれども、そういった中で、今のアメリカ合衆国があるわけですが。そういったようなこと。それとEU、ヨーロッパ連合につきましては、やはりキリスト教でありますとか、あるいは白人であるとか、そういったギリシャ、ローマの古典文化と、そういったような、いわゆる、あのヨーロッパ関係はですね、やはり一つの民族の移動が、国境が、いわゆる地続きでございますから、そういった中で、いうなれば特定の国同士の、すべてオーケーではなしに、ヨーロッパ内のEUの中の限られた国の参政権を一部認めておるというように、私、ネットで見たところ、そのようでございます。

それから、北欧につきましても、いわゆる人口が極端にあちらも不足したということで、労働力が、防衛力のために移民を積極的に認めたという、そういった歴史体験があるというような中で、そういう参政権を認めておるというように書いてございました。それから、日本の場合は、ご案内のとおり、よくご存じのとおり、四方が海に囲まれて、おかげさまで、そういった海外からの進出と、そういうことのない中で、今日まで来たわけですが、そういう中で、本当に、先ほど冒頭で、私ども申し上げましたように、もう、この田舎こそ、いわゆる外国人というお方は少ないですけれども、東京へ行きますとも、日本人と一つ変わらんような方が携帯では、全然違う言葉で話しておられるし、これは違うなというような印象を受けるぐらいたくさんの方が日本にも住んでおられます。それが永住の方であるとか、その辺のことはわかりませんが、やはりこういう非常に流動的な国際社会になってきておる中であつてもですね、やはり日本という国の国体を守るという意味から、いわゆるやはり一番肝心かなめのことは、やはり守るという、そういう強い意思表示は僕は必要じゃないかと、このように思っています。

それで、今、そういったことはうたっていないというようなことをおっしゃいましたけれども、趣旨は、いろいろと影に隠れた趣旨は、そういうことはあるんでございますけれども、文面は、いろいろと足りない分もあると思っておりますけれども、その辺のご理解をいただいて、よろしく願いしたいと思うところでございます。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） もう一度、聞きますが、足りない部分があると言われましたが、私が指摘しているのは、間違いになりはしないかということなんですね。出されているものにも、陳情書にも、ほかの国の国民に参政権を与えるという特殊な例があるだけですという書き方がしてあるわけですね。参政権を与えるという形に書いてあるわけですよ。この意見書はですね、ロシアを除く7カ国は、国として移住外国人に地方参政権を付与しないと、国だというふうに書いてあるわけですね。全く違うわけですね。多くの文章が、この陳情書のようなことが書いてあるんですよ。ここ、こういう書き方だけであると誤りにはなりはしないかと、ほかの国のことですから、これは別に、ここで議論されたことがヨーロッパの国で問題になるということはないと思うんですけども、これはやはり、この陳情書のような形にされる方が、されることが必要ではないかなと思うんですが、もしあれでしたら、出し直されてもいいわけですからね。これは再検討されてはいかがでしょうか。

議 長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） いろいろと詳しくね。これ法律の文ではございませんので、いろいろと細かく見れば落ち度もあると思いますけれども、できれば、こうしてまとめて皆さん方にご審議いただくという形で、ただいまも議場の方からも再検討ということとというようなご意見もございましたけれども、そういったことでやれというようなことであれば、そういうことで、もう一度再提出という形のことでもやぶさかではございません。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） こうして質疑をするのは、私は反対なので、そういう意味で言っておるんじゃないですけども、出されるにしても、やはりよりよいものにされることは大切だと思いますので、ぜひ再検討をしていただきたいと思います。

それから、もう1点、お伺いしたいのは、地方参政権の問題で、今までからしばしば議論がされてきたということが、最初の方に書いてありますね。それから、先ほどの説明で言われたのは、民主党政権に変わって、今まで考えられなかったことが始まっているということと言われました。この二つの言葉というのは微妙に違うんですが、この地方参政権は民主党政権になって突然、国会でつくるという形で出てきた、最初言われた、考えられなかったこととして言われたのか、この地方参政権でないことを、今まで考えられなかったことがね、政権が変わって出てきているというふうに言われたのか、それはどちらなんですか。

議 長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 皆様、よくご存じのとおり、いわゆる財政のね、私は立て直しという形のことで民主党もやっていただけるものかなと思っておったんですけども、そのうちの一つが事業仕分けであるとか、いろいろな、皆様方もよくご存じのとおりだと思いますけれども、このことについてのことで、私が申し上げたことではないんです。このことについて、この地方参政権が、ただ、これはそういう以前から、こういう問題はあったんでしょうけれども、言うなれば民主党が政権をとられて、一つの数の力ですべてやろうと思えばできるわけですね。これそういう形のことで、非常に危惧されるという思いで、私はこういう形で提出をさせていただいたようなございます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） そのことは非常によくわかりました。もちろん今までから、これは民主党政権になる前から国会にいろいろな政党が法案として出されて、十分国会でも議論がされてきた問題なんです。しかも元森総理も韓国との共同声明で韓国人の地方参政権についてね、努力するという共同声明を出されているわけですね。だから、突然とか、一部のところとかいうのではなくて、全体的にこういう流れがぐっと広がってきているのが、今の状況、日本だけではない、先ほど言いました。世界の状況なわけで、やはりこういう問題は、こういう問題も含めて、ところからも含めて、やはり考える必要があるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひそのことはご承知おきをしていただきたいということを指摘して、私の質問を終わります。

議長（森本敏軌） 暫時休憩します。

（休憩 午後3時15分）

（再開 午後3時16分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
小林議員。

5 番（小林庸夫） ただいま、先ほどの野村議員さんの、いわゆる指摘によりまして、一部文面を修正というような形のことも、私も申し上げましたけれども、皆さん方の多数が、やはりこれは修正すべきだというようなご意見が多数であるならば、あえてそういうこともさせてもらうこともやぶさかではないという思うでお答えしたようなことをごさいます、できるならば、このままで、皆さんの賛同を得れば、趣旨はそういうことをごさいますので、細かいことは一々、文面で間違いも、誤算もあるでしょうけれども、これは新人議員が言うところというようなことで、ひとつ大目に見ていただきまして、ご賛同をいただきたい。日本のためにご賛同をいただきたいと、このように思っております。

議長（森本敏軌） 有吉議員。

1 7 番（有吉 正） それでは、提案者に質問をさせていただきます。質問する前に野村議員がおっしゃられた点、これは2点ほどありましたね、憲法の解釈の問題と、それからロシアを除くG8、いわゆるG7ですわね。この件については、私は訂正すべきだろうと、出されるにしても、やはり事実ではないということはおかしいと思いますので、この辺は、私はご訂正をされた方がいいとは思っています。

それから、1点、帰化をしたらいんだということは書いてありますね。提案者に質問をするわけですが、今、日本国籍をとる、帰化するには、どれぐらい日数等、また、お金がかかるのか、その点をご存じでしょうか。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） その件につきましては、詳しく私も調べ上げてはおりません。やはり日本に住まれて、二十歳以上ということは聞いておるんですが、年数が何年以上であるとか、あるいは、いろいろな条件があるようでございます。そういったことはまた、有吉議員が求められるのでございましたから調べて、後刻、ご返事を申し上げたいと思います。この場では正確なことは申し上げることはできません。

議長（森本敏軌） 有吉議員。

1 7 番（有吉 正） せんだってね、これテレビでやっておったわけなんですけれども、中学校3年生の女生徒、この女生徒は両親がアフリカの国であって、そして、日本国籍を持っていなくて、そして、いわゆる18歳以下とか、16歳以下のオールジャパンに選ばれて、そこで海外遠征をするのに、帰化申請をしたということをテレビで、ずっと放映しておりましたですけれども、それこそ約1年、テレビを見ておるのでは1年、それと、これは行政書士さんだったのでしょうか。かなり時間がかかって、お金はどれだけかかったかということは載っていませんでしたけれども、かなり大変な苦労があるということだと思います。

それから、もう1点、それこそ年数であるとか、そういう制限はあったらいいと思うんですけれども、例えば法律違反、それが道路交通法違反なのか、それこそ刑事処分を受けるとか、いろいろな法律違反もあるわけなんですけど、かなり軽微な違反でも、もう却下される、あるいは引き延ばされる。物すごいハードルが高いというふうにも聞いておるわけなんですけど、その点についてはいかがでしょうか。例えば、そういうこともやはり文言に入れるべきだろうというふうには思うんです。認めない、国籍を、日本国籍をとらなければならないとするならば、そのハードルを下げるべきだろうというふうには思います。

それから、日本民族、私も日本民族なんですけれども、いつでしたか、もう大分昔ですけれども、張本選手、張本勲選手の何かの対談の中で、こういうことが載っておりました。金田正一ですね、先輩になるわけですけれども、張本さんの。は帰化されたと、それはそれでいいんですけども、私は、金田は名古屋の方の高校だったと思うんです。それから、張本は広島で被爆をされとったと思うんですけれども、張本選手は、だけど私は、韓国人として、私はやっていくというふうな、やはり民族は民族として、それぞれがやはり心に、そういうものを持っておられるわけなんです。やはりそういうふうなことも、やはり考慮にしながら、こういった問題は考えていけないというふうに、私は思うわけですけれども、提案者のお考えをお伺いいたします。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 三つばかり質問をいただいたようでございますが、先ほどの国籍云々、ちょっと今、資料がわかりましたので、お答えいたしますと、我が国の国籍法が上げている帰化の条件として、5年以上の日本の居住。それから二十歳以上。それから、三つ目に素行条件、素行が善良であること。四つ目に生計能力。五つ目に憲法遵守とは言っても、忠誠ではなく、単に日本国政府を暴力で破壊することを企てる者等を排除しているだけ。そういうようなことが書いてあるんですが。非常に日本については、緩やかな条件のようでございます。韓国あたりでは、やはり年収はね、日本人も韓国へ行って選挙を与えられておられる方もあるようでございますけれども、所得が相当ごつい金額で、韓国に対する経済力の、そういう貢献度によって選挙権を与えると、そのようなことをちょっと見せていただいたようなことでございます。そういうような形のことと、非常に日本の場合は、これを読みますと5年以上の日本の居住ということでございますので、すぐとろろと思えば、二十歳以上の方であれば、とれるということのようでございます。

それから、2番目の質問につきましては、ちょっと私もわかりかねるんですが、三つ目の質問のものとして、やはりせんだって、僕も、峰山出身でマルハンのパチンコ屋の社長、会長ですか、あの人の本を買って読んだことがあるんですが、とにかくあの方も若いときに、20代のときに日本に密入国のような形で日本に来て、それで親類を頼ってきたと、それが峰山に住んでお



られて、そして、そこから、ルーチェという音楽喫茶を起点に一生懸命働いて、今日のマルハンという、日本でもトップクラスのパチンコの業界で君臨されておられる。その方も、今は日本に帰化されておられます。本で読みますと在日民団の方でありますとか、そういう方々が、こういったことの要求もされておられるようでございますけれども、やはり帰化して、そしてやるべきだという形のことも、本の中で申しておられますし、それで、それぞれの民族というのは、やはりこの間もバンクーバーオリンピックもありましたけれども、やはり氷の上のああいっただいでも、やはり勝者は国旗を掲げて、国家を挙げてというような形のことで、やはりグローバルな時代になってりまして、やはり祖国というんですか、国というものの戦いというものの上においてのスポーツであり、また、経済の戦いであると、私はそういうに思っております、やはり私たち以上に韓国、僕も韓国の人しか面識はないんですけれども、非常に誇りを持って、いわゆる何とか日本を追いついて追い越さなんという、非常にエネルギーな思いを持っておられます。それだけに、やはり我々日本人としても、やはり今はちょっと落ち込んでおりますけれども、中国にも、ほかの国にも負けないように、やはり頑張らんなんと、これはまた、話が変な方へ行きましたけれども、そういうように思って、常々おるようなことでございます。答えになったか、なりませんか、わかりませんが、どうぞ。

議長（森本敏軌） 有吉議員。

17番（有吉 正） 最後に1点、それこそ民主党政権になってから政権交代が起きてから、そういう流れが大きくなったというふうな思いは、だれしも今は持っておられる部分があるんじゃないかなと、野村議員は、その道、それぞれ勉強しておられますので、そういう指摘はやむを得ないかなと思うんですけれども、ただ、一つね、こういうことも考えていかなかんなど、私は今の時点では思うんですけれども、アメリカ合衆国が世界の超大国だったわけですね。ところが、EUあたりもイギリス、どこが中心なのかかわからんですけれども、ヨーロッパ共同体をつかって、対向していかな、アメリカ一国お願いということではなしに、アメリカ超大国がリーマンブラザーズ、世界大不況と、アメリカだけで、それでやっていけるのかと、やはり日本も、もうアメリカと仲よくしたらいいですよ。だけど、それだけはいかんという考えというのは、私は前からあったと思っております。そこで東アジア共同体構想というのを鳩山首相が言われたから、これがぱっとなるんですけれども、そういった大きな流れというものが、いいか悪いかという話とは別に、やはり考えていかないと、だから、この問題も、それに合わさっておると、だからEU、G7というのは、この永住外国人にG8で、ロシアを除く永住外国人に地方参政権を付与していないというのは間違いなんです。やはり野村議員が言われたように、EU諸国とか、イギリスあたりはイギリス連邦の前の領土の中とかいうのは与えておるわけなんです。だから、大きな意味で、やはり東アジア共同体構想というのが、仮称ですけども、そういうことを日本がやっていくなれば、当然、こういうことも考えていかなあかんというのが、私は裏にはあるというふうに思っておりますけれども、この点ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5番（小林庸夫） 有吉議員のおっしゃることも、よくわかります。そういったことは何も参政権にまで踏み込まなくてもできることだというように思っております。ヨーロッパのオランダあたりでも、いわゆる参政権を付与されたという形のことで、オランダには中東の方々がたくさん移住

しておられるらしいですね。そういうような中で、いわゆる非常に小さい村なり、町なりが、そういう方々の一つの集約されるような形でお住まいになっておられる。そういう形のことで、参政権を付与することによって、いわゆる行政の方にも参画されるという中で、非常にがたついておるということをインターネットでも見ました。本当のオランダ人の人は、もう逃げていくと、こんなとおれんというような形のことも、そういうブログで出ていましたけれども、そういう形のことが、いわゆる小さいことから大きな堤が崩れるようなことになっててもですね、やはりいかんことだと、私はそう思いまして、本当なればオープンに、何でも与えてあげるのが本当はいいことだと思いますけれども、しかしながら、やはり民族というようなことを思いますと、やはりそこまでのことを踏み込んでいいものかどうかということは、やはり考えないことには、やはり何でもぬるま湯につかったような形のことで、だらだらということ、とりかえしのつかないことが起きてしまってから、さあどうだと言うても、いかんこととございますし、これは今、3年、5年のことではなしに、将来に渡っての大きな流れの中で、やはり判断すべきことだと、私はそのように感じております。以上でございます。

議長（森本敏軌） 有吉議員。

17番（有吉 正） 質問ではないんですけども、先ほど野村議員が言われた点の、やはり文言訂正、私はそれにプラス、帰化の問題、帰化ですね。小林提案者は、もう簡単そうに言われましたけれども、私はそう甘いものではないと、そういうふうに思っていますので、それを文言につけ加えていただきたいと、このように思います。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

小林議員、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

野村議員。

1番（野村生八） 私は、永住外国人への地方参政権の付与に反対する意見書案に反対をする討論を行います。

ヨーロッパでは、すべての定住外国人が、特定の外国人かに違いはあるものの、ほとんどの国が地方参政権を認めています。地方自治体の運営は、本来、すべての住民の参加によって進めるのが憲法の保障する地方自治の根本精神だというふうに考えています。意見書に抜粋されていますが、憲法では国民と、そして住民という二つの言葉を使い分けています。これはなぜ使い分けをしているのでしょうか。

国民というのは国籍を、住んでいる人の中の国籍を持った方、住民というのは、そこに住んでいる方が住民、この使い分けをしているというふうに思っています。だからこそ、地方自治体はそこに住んでいるすべての人から税金をいただき、すべての人に差別なくサービスを提供する、その仕事をする責任が憲法で求められている、このように思っています。

平成7年2月28日、第三小法廷判決、このように憲法93条2項は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体における選挙の権利を保障したものとは言えないが、憲法第8章の地

方自治に関する規定は民主主義社会における地方自治の重要性にかんがみ、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づき、その区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも、永住者などであって、その居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律を持って地方公共団体の長、その議会の議員などに対する選挙権を付与する措置を講ずることは憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。これが判例です。そして、この判例に基づき、その後の弁護士の試験に、こういう設問が出されて、この解答されたところが正解、こういう形で、今、運営がされています。

したがって、質疑の中で指摘をしましたが、この意見書によると、この平成7年の判例は、地方参政権が憲法解釈上、違憲であるというふうに取り扱われています。こういう問題を見ても、本意見書案は妥当ではないというふうに考えますし、先ほども述べましたが、ヨーロッパでは、ほとんどの国が地方参政権を認めている、先進8カ国、ロシアを除く7カ国は国として永住外国人に地方参政権を付与してない。これについても間違っている。このように考えています。

したがって、こういう意見書案は妥当ではないというふうに思います。

永住外国人を地方自治の担い手として迎え、日本国民と等しく参加する政治を実現することは、我が国の民主主義の成熟と発展につながると、このように考えておきまして、永住外国人に地方参政権を保障する、こういう立場が正しいというふうに私自身は考えてると、こういう意味からも、本意見書案に対しては反対をいたします。以上です。

議長（森本敏軌） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

多田議員。

12番（多田正成） それぞれに多くの国民、あるいは大勢の方々が住んでおきまして、いろいろな考え方があろうかと思っておりますけれども、私は参政権付与、反対意見書に対して賛成討論をさせていただきます。

現在、外国人参政権の問題が取り出されていますが、確かに基本的人権の中に精神的自由権など、国家以前の権利も存在しています。しかし、国家とは、政治的運命共同体であり、参政権は、その国家の構成員のみ保障される国民固有の権利ですから、外国人には認められないと、私は思います。

憲法15条第1号1項の規定は、権利の性質上、日本国民のみをその対象とし、規定による権利の保障は、我が国に残留する外国人には及ばないとしています。

さきにも述べましたように、人権の中に精神的自由権もあり、国際社会の中で、外国人であれ、人類、あるいは人間としての尊厳は大切にしなければなりません、人が人として認め合い、助け合い、尊重し合いながら共存していかなければならないことは事実であります。しかし、日本には天皇制があるように、我が国の家族制度の象徴であると考えます。

また、その象徴こそが、世界各国から尊敬される国となっているように、私は考えております。人は人として同等で自由権がなければなりません、外国人参政権付与とは別問題と考える立場

から、参政権付与反対意見書に対し、賛成討論といたします。

議長（森本敏軌） 次に、本案に対する反対、賛成いずれかの意見の発言を許します。  
ありませんか。

勢旗議員

- 1 1 番（勢旗 毅） 私は永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書に賛成する立場で討論に参加いたします。ただいまいろいろなお話がございました。日本列島は日本人だけの所有物ではない。そういうことを思っている政府の方々や、在日韓国人を初めとする永住外国住民の法的地位向上を推進する議員連盟には、会長の岡田外務大臣初め、千葉景子法務大臣等、民主党幹部の名前が列挙されております。小沢一郎幹事長が100年続けたいとの熱意を示す、日中交流事業、長城計画では12月、国会議員の多くと一般支持者を、中国もうでに出かけたということはご承知のことです。友愛、東アジア共同体なども逆にとられ、地方参政権の付与を約束したと報じられています。

また、韓国ではソウルの国民大学での講義で、学生の質問に答えて、定住外国人の地方参政権問題について、日本は政府提案できちんと出すべきだと思う。鳩山内閣も同じように考えているので、来年の通常国会では現実になるのではないかと。この問題は日本側が積極的に取り組むべき問題だと、このように述べて、在日韓国人などに地方参政権を認める法案が通常国会に提出されると報じられ、これは李明博大統領への土産と言われて、報道されております。外国人参政権は地方政治に直接かかわるため、まさに地方の問題であります。それを民主党政権のように地方の声を無視、数の力によって強引に法制化に踏み切ることなど絶対にあってはなりません。賛成派の中には、少数の永住外国人が地方選挙権を行使したとしても、政治的影響力など、たかが知れたもので心配ないとの意見もあり、確かに有権者数からいけば、日本国民の有権者は1億422万人に対して、外国人永住者は約91万人であります。しかし、自治体の首長選挙などでは、たとえ永住外国人の票は少数であっても、特定の団体や利益グループなどがキャスティング・ボードを握ることはあり得るわけで、また当落線上にいる候補者であれば、当落を左右することも可能であります。もし、在日韓国人や中国人が国境の町、例えば対馬や沖縄などで自衛隊米軍基地の所在地などに集団で住民登録を行えば、首長選挙や議会選挙などでキャスティング・ボードを握るということは、当然、可能であります。テレビの報道番組では、対馬では韓国人によって、次々と土地が買い占められており、自衛隊の駐屯地周辺まで及んでいる。しかも韓国は対馬の領有権まで主張し、韓国国会では対馬返還要求の決議案まで提出されていることが報じられています。

対馬市の有権者は3万人、市長選挙では1万数千票で当選します。昨年5月に行われました市会議員の選挙では、最下位当選者の得票数が685票でした。万一選挙権を認められた在日韓国人が、民団の支持で対馬に大挙して移住し、住民登録を行えば韓国人の手で市政を左右できることになってしまいます。対馬の竹島化が現実のものになり、事実上の領有までが可能になり、これは沖縄でも同じこと。もし、選挙権を与えられた在日中国人が大挙して沖縄に移住したり、住民登録を行えば沖縄のチベット化、このことさえも可能になるものであります。

2年前でしたか、北京オリンピックの聖火リレーで、長野で行われたときをテレビで見たわけですが、中国大使館によって動員された全国の留学生約5,000人が長野に集結、五星紅旗を

持った中国人留学生が傍若無人に振る舞い、チベット人権弾圧を正当化するデモということで、暴動と化した報道がされました。まるで治外法権であります。長野市が中国人に占拠されてしまったかのような錯覚を持った国民も多かったと、このように思っております。わずか5,000人でも、このような状態になったわけですから、もし14万人もの中国人に参政権を付与してしまえば、大変な事態が予想される。

尖閣列島についても中国は領有権を主張しています。仮に石垣市に大挙して住民登録をされてしまったらどうなるのか。鳩山首相は国というもの何だかよくわからない、これは、先ごろのFMNのインタビューで聞いたことでありますけれども、このような国家意識というものが、いかがなというふうに、私は考えざるを得なかったということでございます。きちっとした国家感を持ち合わせたリーダーのもとです、国家は危機であることを訴えると、このことが、私は今、必要ではないかと思ひまして、賛成の討論をさせていただいたと、このことでございます。

それから、先ほど憲法の話が出ました。特に憲法ではですね、暴論の部分で、このことが書かれたということで、いろいろ新聞等で報道されておりますが、私は常に国の状況は変わっておるわけございまして、今後の中で、そういった部分があるとするなら、見直しがされると、このように期待をしておるところでございます。以上です。

議長（森本敏軌） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより意見書案第1号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立多数であります。

よって、意見書案第1号 永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩します。4時再開します。

（休憩 午後3時47分）

（再開 午後4時00分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、日程第3 意見書案第2号 夫婦別姓に向けての民法改正に反対する意見書の提出についてを議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（奥野 稔） それでは、事務局から朗読をいたします。

意見書案第2号 平成22年3月11日 与謝野町議会議員 森本敏軌様

提出者 与謝野町議会議員 井田義之

賛成者 与謝野町議会議員 赤松孝一

賛成者 与謝野町議会議員 勢旗 毅

賛成者 与謝野町議会議員 廣野安樹

賛成者 与謝野町議会議員 谷口忠弘

夫婦別姓に向けての民法改正に反対する意見書（案）

上記の議案を、別添のとおり与謝野町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。  
以上です。

議長（森本敏軌） 提出者より提案説明を求めます。

井田議員。

9 番（井田義之） 提案説明を始めますまでに、ちょっと皆さんにおわび方々、訂正をお願いしたいというふうに思います。

まず、タイトルの部分ですけれども、夫婦別姓に向けてのの次に、法改正となっておりますけれども、民法改正に反対するというので、民を入れていただきたいというふうにお願ひいたします。

それから、本文の3行目ですけれども、終わりの方に、特に問題は家族の心の絆となっておりますけれども、問題は家族の心の絆がというふうに、「が」に訂正をお願いしたいというふうに思います。

それでは、夫婦別姓に向けての民法改正に反対する意見書（案）について説明をさせていただきます。

皆さんのお手元の文章を読ませていただいて、提案説明としたいというふうに思います。

法務省においては、選択制夫婦別姓制度を柱とする、民法改正案を通常国会に提出を検討中と報道されている。夫婦別姓（選択制別姓）は、婚姻時に同姓か別姓かを選ぶとされており、法制審議会が平成8年に出した答申と同じ内容と言われているが、特に問題は、家族の心の絆が決定的に弱いものになり、家族制度と社会制度の崩壊につながる危険性があることを忘れてはならない。何よりも、家族としての一体感が維持されるかどうか、甚だ疑問である。戸籍や住民票の記載も紛らわしいものとなり、行政事務の現場での混乱も来たしかねない。夫婦別姓（選択制別姓）は現在夫婦という、大人の都合でしか論議されておらず、生まれてきた子供たちの人権を損なう可能性がある。

日本以外の諸外国では、夫婦別姓を採用している国もあるとの意見もあるが、それで日本も同様にすべきとの理由に結びつくものではない。なぜなら、その国で施行される法律は、あくまでも、その国の歴史や民族性、慣習等に決定されるべきものであり、諸外国に追従する必要はない。最近の世論調査でも夫婦別姓に関する国民世論は分かれており、国民的合意には至っていない。現在では三世同居の減少など、家族を取りまく環境の変化に加え、離婚の増加、子供の虐待等、家族のきずなはどんどん希薄になってきているが、一方では伝統的家族の価値観を尊重する国民感情も根強くあることも事実である。本来、民法は家族を保護するための基本的な法制度であり、安定した暮らしが営まれるような夫婦関係、親子関係等を保護しているものである。夫婦別姓制度が導入されることになれば、夫婦の一体感の希薄化、親子別姓は親の権利と自由によって、子供にとっても心に大きな負担を与えることになりかねない。国の将来にとっても禍根を残すことになりかねない。

一部の働く女性からは旧姓の使用を求める声もあるが、これについては民法を改正する必要はなく、各分野での運用面での対応で解決を図るべきである。よって、国におかれては、選択制夫婦別姓を認める法改正を行わないように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年3月

衆議院議長 横路孝弘様

衆議院議長 江田五月様

内閣総理大臣 鳩山由紀夫様

総務大臣 原口一博様

法務大臣 千葉景子様

補足的にちょっと説明をしておきますと、今、この文章の中には出しておりませんが、国民の過半数は、まだこの夫婦別姓に賛成はしていません。

それから、例えば海外の件ですけれども、スウェーデン等においては、夫婦別姓をしたということが、すべての原因ではないと思いますけれども、大きな原因であり、子供の3分の1は婚外子であります。また、青少年の犯罪も日本の国に比べると2倍の多さであります。離婚率についても50%と、多くあります。

それから、皆さんのお手元にきょう議長の采配で配られました、陳情書が配付されておりますが、これも日本の子供の未来を守る会と、尾崎由規さんから、こういう意見書を出してほしいというのが当議会に参っておることも申し添えて、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長（森本敏軌） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、若干質問をさせていただきたいと思っています。

先ほどは、大変逆さまな態度をとって申しわけありません。訂正をしておきたいと思っています。

まず初めにですね、この中ほどに、最近の世論調査でもということであつたわけですが、ちょっとそこは事実確認もしたいので、直近の世論調査のデータをお持ちであつたら教えてほしいなと思っています。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） まことに申しわけないんですけれども、私の持つておりますデータというのは、平成18年ということで、かなり古いのでありますけれども、一応60.1%の方々は、今のままでよいということでありまして。法を改めてほしいというのは36.6%というデータ、わからない方が3.3%というデータをもって、私の方は案を提出しておりますので、よろしくお願いをいたします。

ちょっと修正します。法を改めても構わないと、改めなければならないという意味ではありませんので、修正をしてご報告を申し上げます。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私が調べたところですね、そうではないのではないかと、とり方がどういう今、平場の方から訂正の発言も出てましたが、私どもがつかんでいるのでは、87年ですね、だから大分前なんですけれども、87年当時は希望するね、いわゆる改正ですね、別姓にするという方は非常に少なかったんです。13%ぐらいしかありませんでした。これが01年、ですから4年ほどたって、今、いろいろなお話がありましたけれども、それが42%に上がっているんです。

別姓反対は、今の話とはあれで66%、当時ありました。87年度です。01年当時ですね、29%まで下がります。この傾向はずっとこの状態で進みます。これは世論調査で出ています。

それから、もう一つ直近の、私が持っているデータでいいますと、朝日新聞の世論調査で家族の関係の調査を行っているんですが、このときに選択的夫婦別姓の導入について、賛成か反対かというやつですね。これで賛成が49%、反対が43%になっています。

それから、もう1点、ちょっと参考までに申し上げておきます。別姓で家族の結びつきが弱まるという意見については、そのとおりだというのが39%、そうとは思わないというのが55%です。ここで今、述べたように世論としては、合意形成ができていているというわけではありませんが、体制が別姓の方向に向いているというのが、数字から読み取れる数字だと思います。

それで、その関係でもう一つはですね、国際的な動きの問題で、この意見書の中、発言で、今、報告がありましたが、日本以外の諸外国では、夫婦別姓を採用している国もあるとの意見もあるがと、何かいかにも少ないような感じだなというふうにとれる文章なんですけど、この点での外国の状況について、おつかみであつたら教えていただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） まず、調査の問題ですけれども、伊藤議員からの質問というか、伊藤議員が言われた数字が何の調査かわかりませんが、私は内閣府の調査でもってやっておりますので、私は、この数字の方を信用したいなということです。

それから、外国の、よその国の数字については、私自身、今ここに資料を持ち合わせておりませんので、お許しを願いたいと思います。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それについてもね、実は細かく言うとあれですけれども、日本以外は基本的にほとんどの国が、いわゆる選択制別姓について、基本的に容認していますし、そういうふうになっています。日本だけです、法律に基づいて別姓を許してないのは、残念ながら日本が最もおくられていると。これに関連して言いますと、この間、国連の人権委員会でしたか、どこかで出てるんですが、勧告がたびたびされています。男女共同参画委員会や、ほかの委員会でもありますが、こういうところから、かなり日本政府に指導がきちっとできていないと、やる気があるんかと、4度ありましてね、直近は去年の8月に来ています。このときはね、法にかかわる、言うたらね、拘束力のある指摘を受けているんです。これほど日本はおくられていると、その面では、いう点があるんですね。この点は井田議員はどのように思いますか。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） お答えいたします。

本文の中にも上げておりますように、外国がどうであれ、私は外国に追従をする必要はないと思いますし、今、夫婦別姓を採用している国でも、少年の非行の問題だとか、家族の崩壊の問題だとか、離婚率の増加の問題だとか、いろいろな問題を抱えておって、弱っておられる国々が、たくさんございます。そういう中で逆の方向で進め、考え、協議をされておるといふふうには、どこの国、どこの国ということは、私もおぼろげには覚えておりませんが、そういう傾向にあるということをお聞きしておりますし。

それから、我が国独自の部分として、また、調査票ですけれども、国民の生活白書の結果では、



大人のデータではなしに、子供のデータとして、もしもあなたのお父さん、お母さんが名字を別々になったら、あなたはどのように思いますかという子供のアンケートの中でも、嫌だと思うのが41.6%、それから変な感じがするというのが24.8%、合わせますと66.4%の子供たちが、やっぱりお父さん、お母さんは一緒の名字の方がいいというふうに言っておる。私はあくまでも、子供たちのことも真剣に考えながら、日本の子育ては大変大事であるという意味で、このことについてはつけ足して、補足説明とさせていただきたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の答弁をいただいたんですがね、一つはですね、日本以外のほとんどの国がね、なってるわけですよ。これはよその国で、日本みたいな、世界中の中で全く別というたらね、感覚としては戦前の日本と変わらない感覚になっちゃうんですね。

極端な言い方ですが、そうなんですよ。日本みたいな特殊な、確かに個性はありますし、特性もありますよ。だけどね、ほとんどの国々が、そうなっているのに、そういう社会になっているんですよ、今、日本だって、先ほど言いましたけれども、男女平等参画の中でうたっとる趣旨だって、そのことをちゃんと共有しているんですよ、多くの場合ね。ですから、それはちょっと言い方が矮小化した理解だというふうに思いますし。

もう1点はですね、離婚、犯罪、こういうものがふえる傾向にあるという言い方をされた。因果関係がはっきりしない、これは。ほかのデータを見てもね、今、言っている別姓をとったさかいに、その家の子供たちが犯罪に走ったか、離婚になったか、こんなことはあり得ないですよ。それとは違うと思います。

もう1点ね、言っておきますとね、日本国憲法というのはね、世界でも屈指の、理論的にはですよ、屈指のすぐれた、私、憲法だと思っています。それは、考え方は一人一人の人権人格をきちっと大事にするという個人主義です。間違ってもらったら困りますけれども、利己主義とは違いますよ。個人主義が本当に尊重されている法律になっているんです。これを生かしてないのが、今までの政権が、そのことを怠ってきたからなんですね。今回の日本だけになったというのもね、確かに旧政権の方々が、中にはおるんですよ、推進する人もおるんです。しかし、残念ながら閣僚による、例えば直前ですよ、二、三代、見たらわかりますけれども、閣僚を見たときに、ほとんどの体制が、もう圧倒的多数の人です。これに反対だったんです。だから出せなかったんです。勧告がどんどん来たけれども、国連勧告が来たけれども、ようしなかったんです。審議してはつぶし、審議してはつぶしですよ。だから、まともな論議はしてないんです。野党が共同提案したけれども、まともな論議せずに期限切れで、今は廃案になっているんです。このことだけを申しておきたいと思っています。

それからですね、幾つかあるんですけども、私、先ほど言いましたようにね、考え方としてはですね、今、家族とか地域社会の形成とかいう、地域社会はなかったですけどもね、家族のあり方についての非常に強調した意見書になってますが、私はね、このことでも、因果関係が鮮明でないというふうに思います。確かに崩壊しているのはね、今でも崩壊しているわけですよ。この間、議会での論議で町長とのやりとりがありましたけれどもね、一般質問でも。地域力そのものの問題でもね、本当に崩壊していると、これは別姓とは全く関係ないです。ですからね、その時代にどういう手を打たなければならないか、どういう支援がいるかというのはね、国や行政の

責任なんですよ。だから、それをもちろん地域の方々の協力も得てですよ。ですから、こんな法律が、ストップしたからって止まるものではないということを言いたいです。その点はいかがですか。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 世界の動きと犯罪とか云々のことについては、それがすべての要素ではないと思いますけれども、そういう家族の崩壊ということが大きな要因、家族の崩壊の要因をつくっておるといふふうに、私自身は伊藤議員とはちょっと変わった考え方で、そういうふうに理解しております。

それから、憲法の個人主義については、私は個人主義が利己主義に行き過ぎておるといふ考え方を持っておりますので、この辺も伊藤議員とはちょっと違っております。

それから、地域の崩壊とか云々とか言われました。この件については、私は、やはり、まず地域社会というのか、国もそうですけれども、個人があつて、次に家族があつて、地域があつて、区なり町があつて、市町村があつて、それから府県があつて、国があるという状態の中で、まず一番大切なのは家族であるといふふうに、私自身は思っております。

そういう家族の中で、例えばその家に行ったときに、表札が三つも四つも上がっていると、いわゆる夫婦別々の表札が上がっているというようなことで、本当に子供たちの、先ほどのアンケートでありませぬけれども、家族としての一体感が、きずなが一つの固まりが、グループが持てるかどうかということに大きい疑問を持っております。これは伊藤議員とはちょっと変わった考え方だろうと思ひますけれども、私はそういう意味で、今回の夫婦別姓については、そこまでやらなくても、国で決めなくても、いわゆる今、既に、いろいろな意味で旧姓を、例えば奥様が職業上、国家公務員の方ですけれども、職業上、自分の別姓を公称として、通称として使うことは法律上許されております。だから、そのことをやっぱり使ってやっておられる方が、多々ありますので、あえて、そのことを法律で決めて、よその国がやっておるからというようなことする必要はないというのが、私の今回の反対の理由でありますので、そのことをご理解がお願いしたいと思います。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の最後の答弁の中で、私が、あたかも外国がやってるから、やってないからというような理由を、ひつつけたような言い方しましたけれども、それは全然違う答弁で、あなた方が文章の中に出してるからね、そのことを理由にいいんだということ、あなたが言ってるから、そうは違うでしょうということを言ったんですよ。

それから、もう一つはね、前半の言ってることはね、個人主義の問題ですね、個人主義は僕の見解ではないんです。僕もほぼそれに近いですがね。見解じゃありません。憲法の理念や学者連中が共通して言ってるということを言っているんです。それを否定なさるのは個人の自由ですから、あなたは憲法と全く違う個人価値観を持つてる、個人主義でない価値観を持つておるといふことですよ。それはいいですよ、自由ですから。僕は少なくとも憲法が到達した理解については、そのように、私は思っています。

次の質問に移ります。

先ほどの男女共同参画会議の問題を言いましたが、ここでね、リアルな話もありますので、申

しておきます。これ中間まとめで2001年に、これちょっと古いんですけども、出している中で、こう言ってるんですね、日本以外の主要な先進国において、夫婦同氏を強制する国は見られない、このように言ってるんです。その後ですね、おくれた国々が、トルコやタイなんですけれども、法改正を行いました。結局、日本だけ残ったんです。ここで。そこで、日本は妻の96%が夫の姓に変えているんです。改姓、いわゆる姓を変えるというんですよ、名字を変えることによって自分でないような苦痛を感じた。それから、同一人物と思われず仕事の機会を失った。たくさんあるんですけども、こういう不利益な事態がこうむることもあったと、今でもあるようですが。

一定の職場で、旧姓使用が認められてきたものの、パスポートや免許証などは戸籍名が原則で、不便さや不利益が続いていると。改姓、いわゆる姓を変えるんですね。改姓を避けて事実婚にすれば相続権はなく、子供は婚外子になる。これ当然ですよ。こういう非常に今の状態が、いろいろなことを生み出しているということがあるわけですね。そのことが根拠になって、きちっと法整備をしなければいけないという義務が発生して、法制当局も審議会なんかで、そのことをちょっと具体的に対応できる枠も要するというのが、この間の、いわゆる審議会の課題になったと。だから一番早いころは、87年にまとめて答申をしてるんです。ですから、こういう動きはね、今出てきてすぐではないんです。かなりの経過があるんです。ただ、それを扱ってこなかったというのはさっき言ったとおりです。旧政権の対応です。いかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほども言いましたように、いろいろな意味で見解の違いがありますので、答えにくい部分がいっぱいあるわけですけども、一部の方については、そういういろいろな意見があるんだろうと思うんですけども、また一部の方については、既に、そのことをクリアするような自己手段を講じておられます。だから、それを国の法律をもって規制をするということについては、私はあくまでも現時点では反対だということで申し上げておりますので、その点は、ご理解が願いたいなというふうに思います。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 最後の質問にします。この間にちょっと、今、質問の中でも触れましたが、今、社会が、いろいろな状況の中で、犯罪や離婚やという話が出ました。

私ね、社会が確かに多様化している、複雑化してる、行動化しているといいますかね、そういう中で、そういう社会になってきているというふうに思うんです。しかし、そういう中だからこそ、お互いの人格、個人、生き方を認め合ってますね、人格をしっかり認め合って、そういう気運も高まってきているんですね。ですから、そういう意味でも、いろいろな人々の生き方、ありますよね。僕ら、まだ理解できませんが、例えば体自身が、そういう理由のようですが、例えば男性であるのに女性的な生き方をせざるを得ないとか、これはテレビでも大きな話題になりましたけれども、こういう時代に入ってきているんです。ですから、昔ながらの点も、いいところは大いに伝承すべきなんですけども、そういう角度からやっぱり新しい角度で接近しないと、時代に対応できないんじゃないかというふうに思っているんです。これが一つが、聞きたい点の一つです。それから、憲法でうたわれている24条ですが、もう省略しますけれども、いわゆる個人の尊厳、両性の本質的平等、これをうたっているんですけども、このことや、それから子供の権利条約の問題

ですね、こういう角度から見たときに、本当に今の状態を放置していいのか、そうならないというのが僕の実感です。いかがですか。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） まず、人権の問題ですけれども、私は、我が家族の中で同姓を名乗っておりますけれども、お互いの人権は十分尊重し合っております。何らの不都合は感じておりません。それは、それぞれの、私ところは私ところ、また、それぞれの家庭で、それぞれの思いがあるだろうというふうに思いますけれども、そのことまで私の方から答弁するのはいささか行き過ぎではないかなというふうに思っております。

それから、世論の動きの中で、男女共同参画社会だとか、いろいろなあれがあります。24条の両性の平等だとか、いろいろな問題はあろうと思っておりますけれども、そのことについては、そのこととして性の同一性とは、また別の問題だろうと、それぞれの別姓を名乗るということとは、また別の問題だというふうに思っております。それぞれの個人の尊重というのは、私は、今後とも十分に、そのことをやっていかなければならないというのは、私自身の責務でもあるというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう対立が埋まりませんので終わりますが。それはね、別問題だというんでなくて、私は生き方の問題だということ言ってるんです。選択制別姓というのはね、生き方の問題なんですよ。究極で言えば、ですから、そこどころがね、はっきりさせておかないと、それは難しいと思いますね。それから、さっき言いましたが、私のことだから言うつもりはないみたいな言い方、その前にされたんですがね。我が家のことを聞いているんじゃないんですよ。井田家のことを、私は聞いているわけじゃないですから。そうそう、こういう対応、あえて反対されるんですから、そうなら、そのことの今の疑問に答えるようね、こういう課題について、どう考えていくのかという対案を示すべきだということ言ってるんです。いかがですか。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 反対をするという意味から言われると、そうなんですけれども、私は現状維持を肯定しておるということでありますので、そのことはご理解願いたいと思います。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 現状維持というけれども、それは現状維持ではできない事態が発生しているということを僕は言ってるんです。それを個人責任だと言うんだったら、無責任過ぎます。議会の中で論議し、提案するという立場の人が発言するような話の見解ではないと、終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

有吉議員。

1 7 番（有吉 正） 提案者の井田議員に質問いたしますが、この件で奥さんのご意見を聞かれたことはありますか。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 家族で話し合いました。

議 長（森本敏軌） 有吉議員。

1 7 番（有吉 正） 伊藤議員ほど上手に質問はできないんですけれども、私も、こういう時代に入っ

ているというふうに思います。

それと、伊藤議員が質問でちょっとわからないところもあったんですけども、基本的に日本国憲法24条を尊重するならば、この夫婦、いわゆる選択できるということが大事なんです。だから、その選択して夫婦になるということをあかんということが、なぜ言えるのか、私はちょっとわからないんです。それと、私も、家内の意見は聞いておりませんが、いやいや、ただ目からうろこということがあるわけですし、いろいろと勉強しなければならないんですけども、ただ、娘がね、嫁ぐときには、こんなことを言うておりました。嫁ぐときに、そこまで深くは当時、私も考えなかったんですけども、やっぱり時代に合わせた、やっぱり考え方を変えていくということが大事だというふうに思います。議員さん方、正直言うて、みなほとんど男ですわな。私も、いやいやほとんど、女性が1人おられるわけですけども、この議場の中に事務局1人、町長と畠山議員とおられるわけですけども、それぞれの奥さんが、どういうふうに言うておられるかは別として、私はこういったことが政治家としては、やっぱり考えていかなければならないと。このように思いますけれども、井田議員はそういう点について、再度、お伺いしたいと。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 24条の解釈については、それぞれの思いもあろうと思いますし、解釈の方法というのが変わってくる場合もあろうと思います。ただ、いろいろな思いは、例えば自民党のときにも賛成、反対。民主党になっても、この問題については賛成、反対あるわけですね。その中で、やはり私は、民主党が政権をとられたのも過半数の票をとられて政権をとられた。だから、この問題も、私を知る範囲においては、まだ今の状態がいいという国民世論を、私自身は、そのデータを見ながら、こういう提案をさせていただいておるということで、どうしても今、変えなければならない、新しい法律をつくらなければならないという世論がもっともっと高まれば、それはそのときには、また変わった考え方も出てくるかもわかりませんが、現時点では、私は国民世論の多い、そして、私自身の考え方が、その方向に向いておるということでご理解願いたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 有吉議員。

17 番（有吉 正） 質問しても、議論は深まらないというふうに思いますし、あれですけども、ただ、家庭崩壊につながるとかね、それから家族のきずなということとは全く考えを変えなあかんということが、私は言いたいんです。そのおそれがあるとか、そういったことで済まされる問題ではない。逆に、一たんそうすることに、どういう社会ができるのかという決断をしていくもう時期に来ておるということ、我々が認識しなければいかんと、このように私は思います。お答え結構です。

ほんなら言うください。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 夫婦別姓の問題が、どういう結果を招いたかというのは、今、有吉議員が言われるように、まだまだ不透明な部分はあると思いますけれども、私自身は、いろいろな、私の周りの環境とか、いろいろな新聞等での判断をする中で、今の、この時代に、夫婦別姓になって、母親と父親が姓が違う、子供はどちらかの姓をとることが家庭崩壊につながるという思い

がものすごく強くあります。これは有吉議員、ちょっと変わるわけですね。そういう中で、私自身は、このことについては、やはり進めてはならない、今の現時点で、ならないということを強く思っておるということを申し上げるだけしかできませんけれども、ご理解が願いたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 有吉議員。

1 7 番（有吉 正） それは井田議員のお考えであって、結構なんです。奥さんも同じお考えでしょう、結構なんです。けども、そういう方々を認める、そして新しい社会に踏み出すということは私は大事だと思うんですけども、それぐらいはわかっていたきたいなというふうに思うんです。

例えば、野球だけがスポーツだと思っとる人も中にはあるかもわからん。けど、スポーツにはいろいろと、いろいろなことがあるわけですから、それと私はある意味、新しい社会に踏み出す、あるいは逆に、それによっていい社会ができるかもわからんという思いはあります。以上です。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。  
野村議員。

1 番（野村生八） それでは、提出者に質問します。

今、お二人から詳しい質問がありましたので、それを踏まえて一部分だけ質問します。

提出者は事実婚という言葉はご存じですか。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 私は事実婚と言わず、同棲と言っております。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 事実婚と同棲とは違ってですね、事実婚というのは明確に夫婦別姓等々ですね、それぞれ男性、女性、その尊厳、権利を生かしながら結婚生活をするためには、戸籍に入らないという形での結婚に至らざるを得ないということで、事実婚をするというね、そういう。同棲というのは、結婚せずに一緒に暮すという意味ですからね、明確に、その意思を持って結婚生活を始める、そういう若いカップルが今、ふえてきているというのが報道されてるわけですね。この問題はですね、その土台に女性の差別問題というのがね、基本にあるわけですよ。この入籍した場合にですね、どちらがどれだけ名前を変えるかというね、ここにあらわれているわけですが、97%が、女性が名前を変えているとね、反対に言えば、いまだ女性が名前を変えざるを得ない社会状況にあると、こういうところから、物事を考えないと、やはり間違っていくんではないかなと思うんですね。先ほどの若いカップルはですね、現実に今の新しい社会の流れ、男女平等、そして自由と民主主義、これを古い形から、どんどんと新しい社会の中に取り入れて、そして、新しい社会をどんどん前に進めていこうという、この若い世代の流れというのはですね、これは止めようがないわけですね。これ世界でも止めようがないです。そういう意味ではですね、世界人権宣言とかですね、国際人権規約から始まってね、女性差別撤廃宣言、こういう流れを日本も受け入れて批准をして、そういう世界の流れと一緒にあって、自由と民主主義を拡大する、女性差別なくしてですね、男女共同参画の社会をつくっていくというね、国の姿勢は明確なんですね。こういうとこ、問題について、どのように理解されておるのか、お聞きをいたします。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 今、野村議員が言われた事実婚について、私の知る範囲において、私の勉強不足かも知れませんが、与謝野町の中で、この方は事実婚だという事実を知りませんので、それについてはお答えすることはできません。ただ、その夫婦別姓になることにおいて、いろいろな意味で、婚外子が、先ほども言いましたように、婚外子がすごくふえておると、籍が全然変わらないから、これはもう結婚というのは、どちらの姓を優先するかは別にいたしまして、いわゆる他人同士が一つになって、一つの家庭を築く。そこで生まれた子供たちを同じ姓にするというのが一般的な、私らみたいなものの考え方です。それを別々にするというになると、別れたときも全然わからないと、届けるわけですから、わかるといえばわかるわけですが、そういう中で、婚外子がふえたり、兄弟がみな姓が変わっていくということもいろいろ起きてくるというようなことを、私自身は、自分の、どうなのか、思いの中から、大変心配しておりますので、今の時代の流れで、私自身が時代おくれと言われれば、それまでもわかりませんが、私は子供たちのためにも、今の制度が一番いいんだというつもりでありますので、よろしく願いいたします。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 日本でも離婚がふえていると理解してますが、日本は夫婦別姓をとってないですよ。夫婦別姓を取り入れれば離婚がふえると言われますが、取り入れてない日本でもふえているんですよ、夫婦別姓が原因で離婚するというね、そんな単純なものではないのは、そこでも明かだというふうに思うんですね。そういうね、共同参画をどう進めるか、女性が本当に男性と同じようにですね、社会の中で垣根なく、それは実際の制度上も、そして、形式的な問題もなく、同じように立ち振る舞えるという、ここは大変大きな課題なんですね、これは止めようがなく、先ほど言いましたように、若い世代になればなるほど、もうその感覚というのは、世界の感覚にいつていきますからね、時代が進めば進むほど、この夫婦別姓も、その支持がふえてるわけですね、先ほど支持が半分ないというふうなことも言われましたが、政府が国会に提案しましたよね、これご存じだと思います。なぜ提案したかという、もう半分を超えたと、夫婦別姓支持するのが、内閣府の調査で、そういう世論調査の結果から、政府が夫婦別姓の、これをまとめて提案したが、それは実らなかったというところまできているわけでしょう。少数派とかじゃなくて、ふえてきても、半分を超えてきたから政府が提案したわけですね、政府が言っているわけですから、ホームページ見たらわかりますけれどもね。何か特別などが意図的にしとるわけじゃなすですよ。そのことはご存じですか。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 申しわけないですが、そこまで勉強しておりませんので、答弁することはお許し願いたいと思います。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 自分の考えで、当然いろいろな活動するのが議員ですから、それは当然あつてしるべきですが、少なくともそういう客観的な問題についてはですね、いろいろな角度から材を仕入れて、ぜひ取り組んでいただきたいということだけ指摘して終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

井田議員、自席にお帰りください。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 畠山伸枝です。

日本共産党議員団を代表して、この夫婦別姓に向けての民法改正に反対する意見書（案）に対する反対の討論を行います。

戦前の旧民法では、妻が夫の家の姓を強制されました。戦後の民法でも同姓が原則で、日本の民法は約100年にわたって夫婦同姓を義務づけてきました。現民法では、夫か妻のどちらかの姓を名乗ってもいいことになっています。一見、男女平等に見えますが、実際には、先ほどにも野村議員も言われましたけれども、97%が夫の姓を名乗っております。結婚で姓を変えているのは圧倒的に女性の側です。社会や職場で活躍する女性が多くなり、また、男女平等、個人尊重の意識が高まるにつれ、夫婦別姓も認め、男女平等が徹底する法制度にしてほしいという声が高まってきました。実際の社会生活の中で、結婚による改姓で、さまざまな不利益を受けているという訴えが相次いでいます。

姓を変えると論文の実績が途切れ、研究者にとっては死活問題、姓が変わったことを同業者、取引先など、すべての人に知らせないと仕事に支障が出る。また、姓が変わることで、違う人間になったように感じたなど、個人の尊厳を守りたいという意見も出されてきました。

現在は、別姓を望む夫婦がやむなく婚姻届を出さない事実婚をしたり、職場での旧姓を通称使用しているケースがふえています。しかし、事実婚は法律上の夫婦ではないことから、相続や子供の姓、認知などで新たな問題が生じます。また、通称使用では、戸籍姓、旧姓と二つの姓を持つことになり、使い分けに伴う混乱と煩雑は避けられません。こうしたことから、法律上も夫と妻が、それぞれの姓を名乗ることもできるようにする、選択制夫婦別姓制度が強く求められているのです。

1979年の女性差別撤廃条約後、先進国を中心に婚姻制度を見直し、別姓選択の自由を認める法案を可決する国が相次ぎました。現在では同姓が原則の国は日本くらいです。1996年に法制審が民法改正案を答申したとき、大方の人がこれに沿って、選択制夫婦別姓制度の実現が間近になったと期待を寄せました。ところが、これに水をさすように、神社、本庁や遺族会を背景にした自民党議員などから、唐突に別姓反対の声が上がりました。家族のきずなが薄れるというのが反対理由ですが、世論の動向を見ても、全くそのようなことはありません。個々の人権を尊重する、憲法24条では、結婚における個人の尊厳と両性の本質的平等をうたい、子供の権利条約では、出生による差別を禁止しています。

民法改正案は、選択制夫婦別姓制のほか、非嫡出子の相続、差別の廃止なども盛り込んでいます。今、多様化した社会の中で、お互いの人格、個性、生き方を認めようという気運も高まってきています。別姓を望む人も望まない人も一緒に民法改正の運動が広がっています。選択制夫婦別姓制度の実現は、それ自体、急がれますし、単に姓の問題、不利益を受けた人の人権を守るといふことにとどまらない、真の男女平等の社会を築くための第一歩です。



以上、申し上げまして、夫婦別姓に向けての法改正に反対する意見書に対する反対討論といたします。

議長（森本敏軌） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

ありませんか。

赤松議員。

- 1 5 番（赤松孝一） 私も今、やりとりを聞いていまして、実際に私、女房に聞いたこともないんで、我が家の女房がどう言うかわかりませんが、また、与謝野町の有権者の方々に、これを、アンケートをとったらどんな答えが出るんだろうなと思いながら聞いていたわけですが、先進的なお話を聞かせていただきますと、もう圧倒的に多いんだと、どうも夫婦同姓案を推進していくものは、どうも旧、保守的な古い人間だというようなイメージ、今も聞いていまして、私も古いかনাと思って聞いていたんですが、実際に、どちらがいいか、悪いかということ、私も100年後、200年後を振り返って見ないと、今、それが国連決議とか、そういった国の流れだと、世論だと、国際的な、ありますが、やはり日本の中で、この制度ができたこと自体が、まだ明治ですから、そんなに長い歴史のある制度ではないわけですね。

しかしながら、やはりこの日本の近代国家を立ち上げる上において、やはり家族が一つと、家族が総力を挙げてと、そして、次には向こう三軒両隣と、地域の輪、そして、やはりおらが村、おらが町というふうの一つの、いわゆる菩提寺やら、また、氏神さん等も持ちながらですね、そういう宗教観念、そういう中で我々は人格を形成してきたというふうには、私は個人的に感じています。そういった中で夫婦別姓をしたいという方は、私は、それが事実婚と呼ぶのか、同棲と呼ぶのか、どういうことかもわかりませんが、いよいよ、そういったことをしていくと、今の結婚制度そのものの崩壊につながらないかなというふうな、非常に、その辺について、私の過度の心配かもわかりませんが不安を感じるわけでございます。そして、やはり個人が大事だと、当然一人一人には人権があります。個人は大切です。しかしやはり、個人だけでは何もできません。やはり個人個人が集まって二つ、三つ、4人、5人集まって、いろいろなことが起きるわけでありまして、個人主義の蔓延は、ややもすると国家の崩壊、いわゆる家族の中でも個人主義が蔓延すると、やはり家族の崩壊、といたしますのは、今、先ほど来、諸外国の例、たくさん出てきました。

私はたまたま、もう2年ぐらい前と思いますが、テレビでアメリカの学校、家庭の状況を放映していました。その中で一つ、私、感じたことは子供たち、いわゆる家庭の崩壊ですね。家庭の崩壊、その中の要因の一つとして、この日本の制度はどうかと、見習うところがあるん違うかというようなことが、いわゆるこれはレポーターとかテレビをつくる人の意見ですから、それが正しいかどうかは知りませんが、そういったテレビを放映していました。あ、やはり日本の制度はいいのかなと、私はそんな気持ちで見ていたわけですが、決して、だから、今、言われるように、夫婦別姓になったから離婚がふえるのか、家族が崩壊するのか、そういった裏づけは、私もないと思います。しかしながら、やはりそういったことを危惧される面はあるだろうということは、私なりに容易に想像ができます。したがって、私は、この意見書に賛成する立場で討論をしているわけですが、例えば、もう一つ事実婚という言葉が最近よく聞くわけですが、結局、これは、いわゆる好きな人同士が一緒になってですね、2人で自由に一つの家といたしますか、日常生活を築かれると、私はそういったことを選ばれる方があっても、それはそれで、それこそ、

そんなことにまで国の法律で、いやそらだめですよと言えないと、私は思います。しかし、やはり夫婦同姓であるというのは、私は一つの間人形成、また子供の形成、家庭の形成等々から考えれば決して悪いことではないと思っています。

個人主義の蔓延って、どうも私、先ほど来、聞いてますと人権、人権という言葉が出ますが、私は個人の利益、個人の損益、確かにいろいろな意味で起きてきますし、こういったことを言うと言弊があるかも知れませんが、こういう場所で、やはり人間は、必ずしも平等ではないと、やはり足の速い人は足が速いと、頭のいい人は頭がいい、ただ扱いは同じように扱わなければならないと僕は思っています。

ただ、人間は生まれながらに能力に差があります。それはたまたま、男性であったり、女性であったり、ここにも大きな差が出てきます。これは差別ではなしに、生まれたときの区別だと、私は思うんです。だから、その人たちを、私は平等に扱わなければならない。だけど、かといってですね、ややもすると個人主義が行き過ぎていないかと、私は家族の中でも、そういった親が子供を抑えきれない、子供が言うからと、おやじの靴は買えないけれども、子供に靴は買ってやろうとか、おやじの書斎はないが、子供の勉強部屋は要るとか、基本的に、やっぱりそういったことが、果たしていいのかなと、できるお家はいいですよ、そこでどんどんどん。これはある程度個人的な見解だと思うんですね。やっぱり自分の育ってきた環境、また、これから自分がつくりたい家庭、そういったものによって、私はそれぞれ選ばれることは違うと思うんです。だから、笑っておられますけれども、お二人が。女性同士で。私は別に笑われても結構なんですけど、私はそういう意見であるということでありまして、皆さんとは、町長や畠山さんとは違うかわかりませんが、決して私は女性を軽視はしていません。女性は大好きです。女性がなければ生きていけません。そういうお互いがお互いをですね、やっぱりそれはいいところがあるんであって、だから私は、あえてここで夫婦別姓をという民法を改正するということに対しては、反対をいたします。でき得るならば家族仲よくですね、お父ちゃんとお母ちゃんの姓が別々で、生まれてきた子供がこっちお父ちゃんの名前、こっちお母ちゃんの名前、私はそんな中で、とてもじゃない、どうも耐えられないというか、体質はそうなんで、これはもう理論、理屈じゃないので、まことに共産党議員団の皆さんみたいに理論整然としていませんが、もう体質的にですね、お父ちゃんとお母ちゃんと長男と長女が違うというようなことは、私は耐えられないので、あえて賛成の討論をさせていただき、提出の議案に対しまして、賛成の意思の表示をいたします。以上です。

議 長（森本敏軌） あらかじめ申し上げます。本日は議事の都合により、午後5時以降も続行します。次に、本案に対する反対、賛成いずれかの意見の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。これより意見書案第2号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立多数であります。

よって、意見書案第2号 夫婦別姓に向けての民法改正に反対する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

それでは、暫時休憩します。

5時15分再開します。

(休憩 午後5時00分)

(再開 午後5時15分)

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、本日、議案第38号から議案第45号が追加提出されました。

以上、8件を上程し、これを議題とします。

日程第4 議案第38号 与謝野町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第38号の与謝野町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、既に議案第7号の与謝野町職員の給与に関する条例等の一部改正の第2条において、与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正をご提案申し上げておりますが、ことし4月から施行されます労働基準法の一部改正に合わせ、本町職員の時間外勤務手当について、1カ月60時間を超えて時間外勤務を行った職員には、現行の平日の勤務なら100分の125、休日の勤務なら100分の135の支給率を100分の150まで引き上げるとともに、この引き上げる時間外勤務手当の支給にかえて、時間外勤務代休時間を指定することができる制度を創設することとしておりまして、これに関連して給与を受けながら職員団体のために行う業務や活動できる範囲について、この時間外勤務代休時間を新たに加えるため、この条例改正をお願いするものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第5 議案第39号 大内峠一字観公園の指定管理者の名称等の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第39号 大内峠一字観公園の指定管理者の名称等の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の大内峠一字観公園の指定管理者の名称等の変更につきましては、現在、大内峠一字観公園の指定管理者としてお世話になっている、大内峠一字観公園管理運営委員会が平成22年4月1日から有限責任事業組合LLPを創立されることに伴い、指定管理者の名称等の変更について、議会の議決を求めるとでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第6 議案第40号 野田川森林公園の指定管理者の名称等の変更についてを議題  
します。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第40号 野田川森林公園の指定管理者の名称等の変更について、提案理由  
のご説明を申し上げます。

今回の野田川森林公園の指定管理者の名称等の変更につきましては、平成22年4月1日から、  
野田川森林公園の指定管理者として予定しているコミュニティ野田川が合同会社LLCを設立さ  
れるに伴い、指定管理者の名称等の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第7 議案第41号 滝財産区有財産の交換についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第41号の滝財産区有財産の交換について、ご説明申し上げます。

今回の交換にかかる土地は、滝の道の駅から南東に広がる広大な山林の周辺に日本冶金工業の  
所有します山林が点在しており、同社からの要請で、同社が保有する土地を統合した上で、滝財  
産区の土地と等価交換することで、土地の整理を行いたいという申し出があり、このたび滝財産  
区委員会との協議が整いましたので、このようにご提案を申し上げるものでございます。

等価交換にかかる土地の面積は4,517平方メートルで、この整理後の日本冶金工業の土地  
は、現在、滝グランドゴルフ場になっている付近に統合された後、滝区に無償貸与されますし、  
一方の滝財産区では、道の駅周辺の同社が保有していた土地が滝財産区の財産となるものでござ  
います。等価交換ということで、滝財産区と日本冶金工業の間に金銭のやりとりは行われません。  
以上が、今回の提案の概要でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますよう  
お願いいたします。

議 長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第8 議案第42号 町道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第42号の町道路線の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

当該路線は、府道加悦但東線の旧道でございまして、京都府がバイパスを整備した際に、町へ  
移管されたものでございます。このたび、府道敷きと町道敷きの確認をしたところ、路線の延伸  
が判明したため、終点を変更するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いた  
だきますよう、お願い申し上げます。

議 長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案の第42号の町道路線の変更について、ご説明をいたします。

議案資料の4ページを開いてください。

町道の奥滝線につきましては、現在、この実線の部分で町道認定がなされております。と申しますのも、府道の加悦但東線が平成8年度ぐらいから、ずっと椿資料館の入り口付近まで整備をされておりまして、平成12年11月16日に町道の認定をしているところでございます。

その後、椿資料館入り口付近から、現在、約350メートルの改良整備が行われておりまして、現在、その先線の整備が実施をされておるところでございますけれども、点線の部分の古い府道敷きの取り扱いが明確となっておらないまま、平成19年3月30日に旧府道敷の廃止告示が京都府の方でなされたというふうな経過がございまして、今回、防火水槽の設置協議に伴いまして、こういったことが判明したことがわかりました。今回、京都府と協議をする中で、この部分につきましても、町の方に町道路線として認定を行うようにというふうなことが協議上まとまった次第でございます。

こういうふうなことから、緊急に上程をさせていただいたというふうなことでございます。何とぞご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第9 議案第43号 与謝野町地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第43号 与謝野町地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

この議案は、第22回平成21年3月定例会において議決され、締結いたしました与謝野町地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更を提案させていただくものでございまして、工事の総額を当初の17億5,902万8,250円から、16億8,366万8,700円に変更することで7,535万9,550円を減額させていただくものでございます。変更内容の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） それでは、議案第43号の与謝野町地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、変更内容につきましては、工事請負額17億5,902万8,250円を7,535万9,550円減額いたしまして、16億8,366万8,700円に変更するものでございます。

主な理由は、岩滝野田川地域のほぼ全世帯数であります6,000軒の加入予定者数から、申込者数の4,600軒に。また、予定線路総延長271キロメートルを100キロメートルに変更するものでございます。

申込者数のうち3,600軒につきましては、年度内に完成が見込めますが、残り1,000軒につきましては、ONUに内蔵しますチップ等が世界的な品不足によりまして、ONUの製造、入荷がおくれており、また、町内電気店が加入者宅の留守が多く、調整に非常に手間がかかるという理由で、宅内配線工事のみが年度をまたがる恐れがあります。このため国との調整の結果、国庫補助事業を含まない宅内配線工事の部分のみを分離して3,551万

3, 100円を別の請負契約として、株式会社協和エクシオ関西支店と随意契約を結びたいと考えております。

なお、別契約を結びます工事の4月1日以後の完成につきましては、年度末に事故繰越処理を行い、平成22年度の会計処理を予定いたしております。

また、申込者数のうち約120軒につきましては、町営団地入居者の一部、それから府営団地入居者等ございまして、団地内の共有部分の配線工事に特別な軽費が生じる見込みでございます。このため町営住宅につきましても、平成22年度中に接続を予定しておりますし、府営住宅につきましても、現在、京都府と調整をしております。

それでは、議案資料の5ページをごらんください。

工事内容の変更につきましては、地域情報通信基盤整備推進交付金実施マニュアルにあるメニュー区分に沿って区分してございまして、本体メニュー費と附帯メニュー費に分けております。

それでは、それぞれの変更内容につきまして、順にご説明を申し上げます。

(1) 本体メニュー費、①施設整備費、アの衛星地球局につきましては、変更前のCSデジタル放送は京丹後市を中継して、全関西ケーブルテレビジョンによるサービス提供を予定しておりましたが、国の許可が困難となり、本町独自にCS放送を受信することといたしました。このため加悦庁舎の屋上にあります、既存のパラボラアンテナを改修するとともに、新たにCS受信コンバータなどの受信機一式を追加したものでございます。

次に、イのヘッドエンド装置につきましては、先ほどの変更理由と同様で、CSデジタル放送の提供方法の変更により、CSデジタル波送受信機など一式を追加したものでございます。

次に、ウの光電返還装置につきましては、光スプリッターを複合ユニットに変更し、また監視装置統合による機器の追加、さらにインターネットセキュリティの強化などを行い、機器の使用変更や追加をいたしております。

次に、エの光成端架につきましては、機器設置のスペースを効率化するために、機器の変更をいたしております。

次に、オの線路設備につきましては、ケーブル設計思想をケーブル距離の最短優先方式に変更し、ルートを見直したことで、光ファイバーケーブルの総延長約271キロメートルが約100キロメートルに変更となったものでございます。

また、BS、CSデジタル放送を、そのまま視聴できるようにONUを高精度なものに変更するとともに、加入申込者数の確定によりONUの機器6,150台が4,720台に、FM告知端末機6,100台が4,720台に変更となっております。

次に、6ページ、(2) 附帯メニュー費、①施設・設備費、アのセンター施設につきましては、機器のスペース効率化により機器収納架を減少いたしております。

次に、イの電源供給施設につきましては、加悦地域の既存機器と岩滝、野田川地域の新規機器の並行運用区間を考慮した結果、電気容量が不足することが判明し、センターやサブセンターに自家発電機と無停電電源装置などを追加いたしております。

次に、ウのスタジオ施設につきまして、ボランティアとの協働によるスタッフの増員などにより、編集装置を追加いたしております。

また、議会中継カメラも全方位からの撮影などを考慮して、カメラを追加いたしております。

さらに送出装置は、使用変更によりサーバー機器などの追加をいたしております。

次に、エその他、局舎ボックス設置等につきましては、サブセンター局舎は、地元発注を優先させるために使用を変更して、製品購入のものから、現物建築のものにいたしております。また、空調設備は、機器の発熱容量計算により機器を追加いたしておりますし、さらにセキュリティ対策により、光機器監視装置、センターやサブセンターに接点監視装置を追加いたしております。

次に、②の附帯施設費、ア接地線、アース工事につきましては、線路延長の減少により、アース工事個所が減少いたしております。

7ページをごらんください。

次に、③の調査設計費につきましては、線路延長の減少により、クロージャープポイント調査、電柱及び架線ルート調査、自営柱民地交渉、道路占用調査が減少いたしております。また、サブセンター局舎は、鉄骨ALC現地建築の設計追加、センターは床補強設計などを追加いたしております。

次に、④改修補強、支線工事につきましては線路延長の減少により、支線工事が減少いたしております。最後に⑤共通経費につきましては、全体事業費の減少などにより共通仮設費、現場管理費などが減少いたしております。

続きまして、5番には、契約事項の変更について記載をいたしております。以上の変更に伴います工事請負額の変更前後を(1)に記載いたしております。当初契約より7,535万9,550円減額の16億8,366万8,700円に変更するものでございます。

工事費の財源内訳は、(2)に記載いたしております。国からの地域情報通信基盤整備推進交付金が3億6,655万7,000円から、2,139万6,000円減額の3億4,516万1,000円。地域活性化緊急安心実現総合対策交付金は1,090万円で増額はございません。地方債の合併特例等は13億1,970万円から、9,850万円減額の12億2,120万円といたしております。最終的な一般財源の持ち出しは1億640万7,700円となっております。なお、本契約変更に伴います工期の変更はございません。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議をいただきまして、ご承認をいただきますよう、お願いをいたします。

議長(森本敏軌) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第10 議案第44号 与謝野町地域情報通信基盤整備線路設備工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第44号 与謝野町地域情報通信基盤整備線路設備工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

この工事は、現在、整備中の岩滝、野田川地域の施設整備により、加悦地域のHFC方式と、岩滝、野田川地域のFTTH方式との異なる伝送路方式が混在するシステムとなることから、加悦地域と岩滝、野田川地域との間に格差が生じており、その解消のため加悦地域のHFC方式の改修を国の経済危機対策と歩調を合わせ、前倒してFTTH方式に改修するとともに、住民の皆さんが気楽に施設利用しやすい環境づくりや、住民参加型の番組製作など、情報化計画にある

ICT利活用の推進を図り、自主データ放送におけるサービスコンテンツの充実を中心に、住民、事業者、行政が協働で進めるまちづくりを推進するものでございます。今回の工事につきましては、線路設備工事とセンター設備工事とに分割発注し、議案第45号とあわせて工事を着工することとしております。これにより与謝野町全域で統一した企画のサービスを行うことができるもので、地域間の情報格差を是正した合併後の新町の一体感の醸成と、光ファイバー網による情報通信基盤整備が図れるものとなります。

あわせて、携帯電話の基地局の開設に必要な伝送路施設を与謝地区と香河地区の2カ所で整備して、携帯電話の利用を可能とするものでございます。

概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、2月22日に、この工事にかかる条件つき一般競争入札を公示し、3月8日に入札、参加事業2社により入札を行いました。

契約の相手方はパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社関西支社、社長、片倉達夫に決定し、契約金額は2億1,072万3,450円で、内消費税相当額は1,003万4,450円でございます。工期は本件議決の日の翌日から平成22年3月31日までとするものでございます。工事の内容につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） それでは、議案第44号の工事内容につきまして、ご説明を申し上げます。

資料の8ページ、議案第44号資料①をお開きください。

加悦地域の情報通信基盤の改修につきましては、線路設備工事とセンター設備工事の二本に分けて契約を行いたいと考えておまして、議案第44号につきましては、線路設備工事分でございます。工事内容等につきましては3番に掲載しておりますように、（1）本体メニュー費として、ア線路設備を整備いたします。具体的には、光ファイバーケーブル約6万6,700メートルの整備、その他クロージャー、引込線、VONU、共架柱や自営柱、装柱取付等に要します整備工事費でございます。

（2）附帯メニュー費といたしましては、①附帯施設費の設置資材費、アース工事費、電柱二次占用民地承諾交渉費、③の改修補強費、支線の工事、共通経費などでございます。

4番には、契約事項を掲載いたしておりますが、工事請負額は2億1,072万3,450円で、うち消費税は1,003万4,450円でございます。

工期は、平成22年3月31日といたしておりますが、工期の都合上、国に繰越承認手続中でございまして、認可され次第、繰越明許処理をお許しいただきたいと思いますと考えております。

契約保証金は、契約額の10%、2,107万2,345円でございます。前金払いは契約金額の4割以内の額といたしております。

5番には、工事費の財源内訳を記載いたしております。国庫補助金として地域情報通信基盤整備推進交付金が7,024万1,000円。

もう一つ、いわゆる公臨交と呼んでおりますが、地域活性化公共投資臨時交付金が1億2,363万8,000円、合併特例債等の起債が1,448万円。

すみません、公臨交が1億2,453万1,000円、合併特例債等の起債が1,448万円、一般財源が147万1,450円でございます。



6番には、入札参加業者を掲載いたしております。

本入札につきましては、条件つき一般競争入札で執行することとし、2月22日付で公告を行いました。

入札参加申請書の提出期間を平成22年2月22日から25日までとし、募集も行いましたが、パナソニックシステムソリューションズ株式会社関西支社と、株式会社協和エクシオ関西支店の2社から参加申請書が提出されました。入札は3月8日、午後1時30分から行い、パナソニックシステムソリューションズ株式会社関西社が落札業者に決定いたしました。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第11 議案第45号 与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第45号 与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事の請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

この工事は、先ほどの議案第44号でご説明申し上げましたものと関連いたしておりますので、その詳細は省略させていただきますが、線路設備工事にあわせてセンター設備工事を行うものでございます。

概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、契約は地方自治法施行令167条の2第1項第6号を適用して、随意契約としております。

契約の相手方は、株式会社協和エクシオ関西支店、常務取締役支店長、高橋克己に決定し、契約金額は3億8,456万1,450円で、うち消費税相当額は1,831万2,450円でございます。工期は、本件議決の日の翌日から、平成22年3月31日までとするものでございます。

工事の内容につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） それでは、議案第45号 与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の中身につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、本請負契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づく随意契約といたしております。

この理由につきまして、ご説明を申し上げます。

皆様、ご承知のように、現在、岩滝、野田川地域で与謝野町地域情報通信基盤整備工事を施工いたしております。この工事請負人決定に当たっては、与謝野町全域を視野に入れた設計を行い、その設計を基本にした条件つき公募による総合評価一般競争入札方式による業者選定を実施いたしました。これにより、価格面はもとより地元貢献度や運用経費なども考慮に入れて業者を決定いたしております。

一方、本契約による事業につきましては、岩滝野田川地域に比べて、逆格差が生じることとなる加悦地域の設備の高度化を図り、町内で統一した企画のサービス提供を実現することを目的の一つとして、施行するものでございます。

また、有線テレビの管理運営につきましては、全町域を一体的に管理運営する必要があります。このため加悦地域のセンター設備系の工事につきましては、現在、岩滝、野田川地域のセンター設備系を契約履行中の株式会社協和エクシオ関西支店と随意契約を締結するものでございます。

これにより、本町にとっては総合的な施工管理や、システム全体の総合保障などを確保することができるので、一般競争入札に付すことが不適切であると判断をいたしました。このことによりまして、国とも協議をさせていただいたということでございます。

それでは、工事内容等につきまして、ご説明をいたします。

議案資料10ページをごらんください。

工事内容等につきましては、地域情報通信基盤整備推進交付金実施マニュアルにあるメニュー、区分に沿って区分していきまして、本体メニュー費と附帯メニュー費に分けております。本体メニュー費とは、地域の情報格差解消のために必要な施設、設備費であって、整備事業を実施する上で中核となるものの設置に要する軽費でございます。

附帯メニュー費とは、本体メニューの施設、または設備に付随して効用を発揮する施設、設備費の設置に要する費用でございます。

それでは、それぞれの工事内容等につきまして、順にご説明申し上げます。

(1) 本体メニュー費、①施設設備、アのヘッドエンド装置につきましては、有線テレビ放送のために電磁波を増幅し、調整、交換し、切りかえ、また混合して光ファイバーケーブル線路へ送出するものでございます。

次に、イの光電変換装置につきましては、加入者系光ファイバー網における光信号と電気信号を変換するための装置でございます。

次に、ウの光成端架につきましては、光ファイバーケーブルを成端処理するためのもので、光ネットワーク構築のため光ファイバーの接続、コネクタを用いた芯線切替、光コードの余長処理を目的として使用をいたします。

次に、エの線路設備につきましては、加入者宅の軒下、及び宅内に設置するONUと呼ばれる機器とFM告知端末機を整備するものでございます。これらにつきましては、センター側ではなく、加入者宅への設置となりますが、センターと一体的な管理や調整が必要になるためでございます。

次に、(2) 附帯メニュー費、①施設・設備費、アのセンター施設につきましては、本体メニューで整備する装置をおさめる機器収納ラックを整備するものでございます。

次に、イの電源供給施設でございますが、局舎用発電機や、バッテリーを整備するものでございます。

次に、ウのスタジオ施設でございますが、スタジオや取材等で収録した映像の編集や、配信などを行うための装置でございます。特に今回はバーチャルシステムを整備するものでございます。

議案資料の3ページに、一番最後のページに、12ページでございますが、イメージ図を掲載しておりますので、ご覧がいただきたいと思っております。

バーチャルスタジオとは、コンピュータグラフィックスを用いて、実際のスタジオより広く見せたり、とても豪華なスタジオのように見せたりするもので、本町の加悦スタジオのような物理的に狭いスタジオの問題などを解消することができるようになります。

次に、エのその他でございますが、センター内の電気機器の発熱に対応するために、空調設備を整備するものでございます。

次の、最後に②の調査設計費、③の共通経費につきましては家屋調査費、国への申請対応費など、現場管理費や一般管理費などの経費でございます。

次に、契約事項につきましては、(1) 工事請負額は3億8,456万1,450円、うち消費税相当額は1,831万2,450円となっております。

(2) 契約の方法につきましては、随意契約といたしております。

(3) 工期につきましては、平成22年3月31日といたしておりますが、先ほどもご説明申し上げましたけれども、繰越申請を行っておりまして、承認がおり次第、次年度へ繰り越して施工を行う予定をいたしております。

(4) の契約保証金につきましては、契約金額の10%以上の金額となっておりますので、3,845万6,145円といたしております。

(5) 前払金につきましては、契約金額の4割以内の額で、限度額を1億円といたしております。

11ページをごらんいただきたいと思います。

工事費の財源内訳を記載いたしております。国から地域情報通信基盤整備推進交付金と地域活性化公共投資臨時交付金の補助金を受け、地方債は合併特例債を充当することとしており、町からの一般財源の持ち出しは265万2,450円となっております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議をいただきまして、ご承認をいただきますよう、お願いをいたします。

失礼をいたしました。一般財源が違っておるようでございます。190万4,450円でございます。

議 長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

今回は、あす3月12日午前9時30分から開議しますので、ご参集願います。大変ご苦労さんでした。お疲れさんでした。

（散会 午後5時58分）